

### 第 3 章 地域の概況



### 第3章 地域の概況

既存資料の収集・整理により、地域特性を把握した。

既存資料の調査範囲は、「埼玉県環境影響評価条例」第4条第3項の環境に影響を及ぼす地域に関する基準に基づき、計画地周辺3kmとし、和光市、朝霞市、さいたま市、戸田市、板橋区、練馬区(以下、「関係市区」という。)を基本とした。

また、項目及び既存資料の内容により、必要に応じて対象範囲を拡大、または縮小した。

#### 3.1 社会的状況

##### 3.1.1 人口及び産業の状況

###### (1) 人口

関係市区の人口・世帯数の状況を表3.1.1-1に、人口の推移を図3.1.1-1に示す。

計画地が位置する和光市における令和3年10月1日現在の人口は83,665人であり、平成2年から令和3年まで増加傾向にある。関係市区の中で最も人口が多いのはさいたま市で、平成2年から令和3年まで大幅な増加傾向にあり、その他の市区でも概ね増加傾向となっている。

表 3.1.1-1 人口・世帯数の状況

市名	世帯数 (世帯数)	人口 (人)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
和光市	40,092	83,665	7,578.4
朝霞市	63,434	141,851	7,734.5
さいたま市	591,992	1,332,196	6,127.0
戸田市	65,372	141,367	7,771.7
板橋区	315,652	581,989	18,063.0
練馬区	376,586	751,396	15,628.0

注) 令和3年10月1日現在

出典: 「埼玉県推計人口」(埼玉県ホームページ)

「東京都の人口(推計)」(東京都ホームページ)

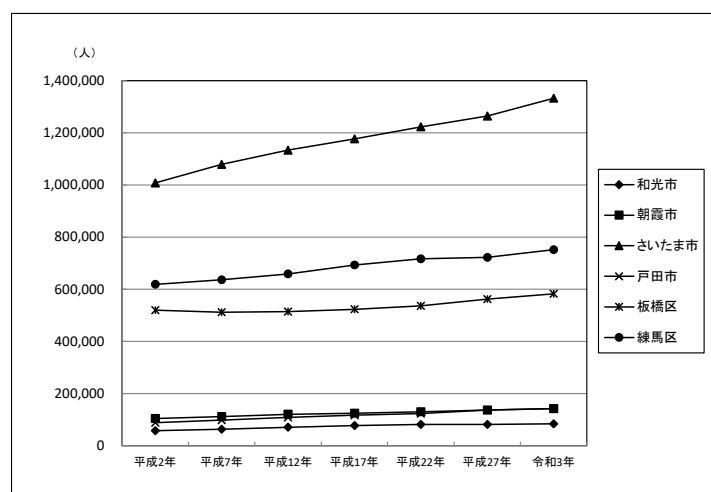


図 3.1.1-1 人口の推移

注) 1. 各年10月1日現在。

2. さいたま市は、平成12年以前は浦和市、大宮市、与野市、岩槻市を合算して算出している。

出典: 「令和2年(2020年)埼玉県統計年鑑」(令和3年3月、埼玉県総務部統計課)

「東京都統計年鑑 平成31年・令和元年」(令和3年3月、東京都総務部統計部)

「埼玉県推計人口」(埼玉県ホームページ)

「東京都の人口(推計)」(東京都ホームページ)

## (2) 産 業

関係市区の産業別従業者数は、表 3.1.1-2 に示すとおりである。

和光市では「卸売業、小売業」が占める割合が最も高い。その他の関係市区では、朝霞市、さいたま市、練馬区では「卸売業、小売業」が占める割合が最も高く、戸田市では「製造業」が、板橋区では「医療、福祉」の占める割合が最も高くなっている。

表 3.1.1-2 産業分類別従業者数の状況

分 類	和光市		朝霞市		さいたま市		戸田市		板橋区		練馬区	
	従業者数 (人)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
農林、漁業	3	0.0	30	0.1	384	0.1	234	0.4	14	0.0	125	0.1
鉱業、採石業、 砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	1,684	6.2	2,654	6.5	34,382	6.7	3,520	5.4	10,359	5.3	15,552	9.0
製造業	1,893	7.0	6,519	15.9	39,588	7.8	13,408	20.7	24,275	12.4	6,240	3.6
電気・ガス・熱供給・ 水道業	79	0.3	1	0.0	609	0.1	114	0.2	213	0.1	264	0.2
情報通信業	150	0.6	243	0.6	10,214	2.0	218	0.3	2,718	1.4	3,697	2.1
運輸業、郵便業	1,686	6.2	3,611	8.8	28,589	5.6	11,531	17.8	15,625	8.0	11,564	6.7
卸売業、小売業	5,447	20.0	7,210	17.6	116,762	22.9	11,935	18.4	39,627	20.3	39,062	22.6
金融業、保険業	191	0.7	771	1.9	17,974	3.5	723	1.1	3,470	1.8	3,613	2.1
不動産業、物品賃貸 業	769	2.8	1,206	2.9	17,312	3.4	1,880	2.9	4,877	2.5	6,753	3.9
学術研究、専門・技 術サービス業	4,948	18.2	3,366	8.2	15,810	3.1	794	1.2	3,309	1.7	3,919	2.3
宿泊業、 飲食サービス業	2,493	9.2	3,933	9.6	48,979	9.6	4,112	6.3	16,223	8.3	18,757	10.9
生活関連サービス業、 娯楽業	1,007	3.7	1,897	4.6	23,773	4.7	2,252	3.5	8,521	4.4	9,195	5.3
教育、学習支援業	637	2.3	1,197	2.9	20,448	4.0	1,024	1.6	9,335	4.8	8,683	5.0
医療、福祉	3,505	12.9	5,296	12.9	61,888	12.1	7,441	11.5	45,025	23.1	33,922	19.7
複合サービス事業	1,268	4.7	66	0.2	4,838	0.9	95	0.1	1,112	0.6	1,153	0.7
サービス業(他に分類 されないもの)	1,456	5.3	2,923	7.1	67,900	13.3	5,632	8.7	10,366	5.3	9,978	5.8
非農林漁業 (公務を除く)	27,213	100.0	40,893	99.9	509,066	99.9	64,679	99.6	195,055	100.0	172,352	99.9
全産業(公務を除く)	27,216	100.0	40,923	100.0	509,450	100.0	64,913	100.0	195,069	100.0	172,477	100.0

注)平成 28 年 6 月 1 日現在

出典:「政府統計の総合窓口(e-Stat) 平成 28 年経済センサス-活動調査」(政府統計ポータルサイト)

### 3.1.2 土地利用の状況

#### (1) 地目別土地利用

関係市区の地目別土地利用面積は、表 3.1.2-1 に示すとおりである。

和光市の地目別土地面積は「宅地」が最も多く、全体の 73.9%を占めている。次いで、「畑」が 12.6%、「雑種地」が 12.4%となっている。その他の関係市区についてみると、「宅地」の割合が高くなっている。

表 3.1.2-1 地目別土地利用面積

市区名	地目	項目	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	合計
和光市		面積 (ha)	0.3	94.0	550.1	-	7.1	-	92.5	744.0
		割合 (%)	0.0	12.6	73.9	-	1.0	-	12.4	100.0
朝霞市		面積 (ha)	27.8	182.2	733.7	1.5	28.9	-	5.0	252.8
		割合 (%)	2.3	14.8	59.6	0.1	2.3	0.4	20.5	100.0
さいたま市		面積 (ha)	1,961.7	2,473.3	8,587.7	44.6	387.6	107.3	2,806.6	16368.8
		割合 (%)	12.0	15.1	52.5	0.3	2.4	0.7	17.1	100.0
戸田市		面積 (ha)	0.6	9.9	803.7	2.0	1.2	12.9	627.3	1457.6
		割合 (%)	0.0	0.7	55.1	0.1	0.1	0.9	43.0	100.0
板橋区		面積 (ha)	-	13.6	1806.39	-	2.1	-	25.4	1,847.5
		割合 (%)	-	0.7	97.8	-	0.1	-	1.4	100.0
練馬区		面積 (ha)	-	187.9	3,101.8	-	3.0	-	56.1	3,099.3
		割合 (%)	0.0	6.1	92.0	0.0	0.1	0.0	1.8	100.0

注) 1. 令和 3 年 1 月 1 日現在

2. 合計は、各地目別面積の和を記載した。

3. 数値は四捨五入のため合計と一致しない場合がある。

出典: 「令和 3 年(2021 年)埼玉県統計年鑑」(令和 4 年 3 月、埼玉県総務部統計課)

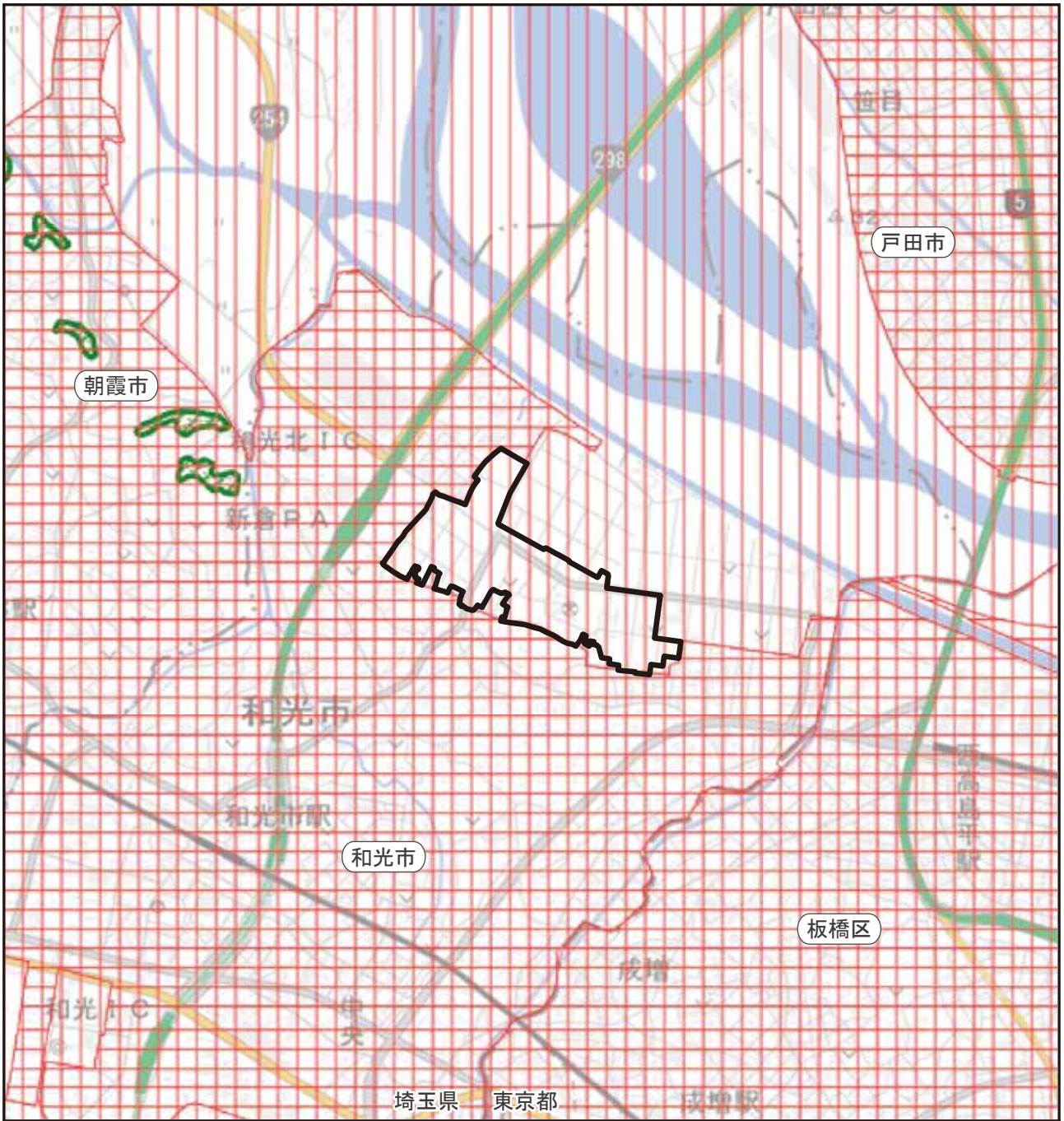
「東京都統計年鑑 令和 2 年」(令和 4 年 4 月、東京都総務部統計部)

#### (2) 土地利用計画の状況







計画地及び周辺地域の土地利用計画図は、図 3.1.2-1 に示すとおりである。

計画地及び計画地北側には市街化調整区域が広がっているが、その他の周辺地域は概ね市街化区域である。

計画地及び周辺地域の都市計画図は図 3.1.2-2 に示すとおりであり、計画地は市街化調整区域に指定されている。



凡例

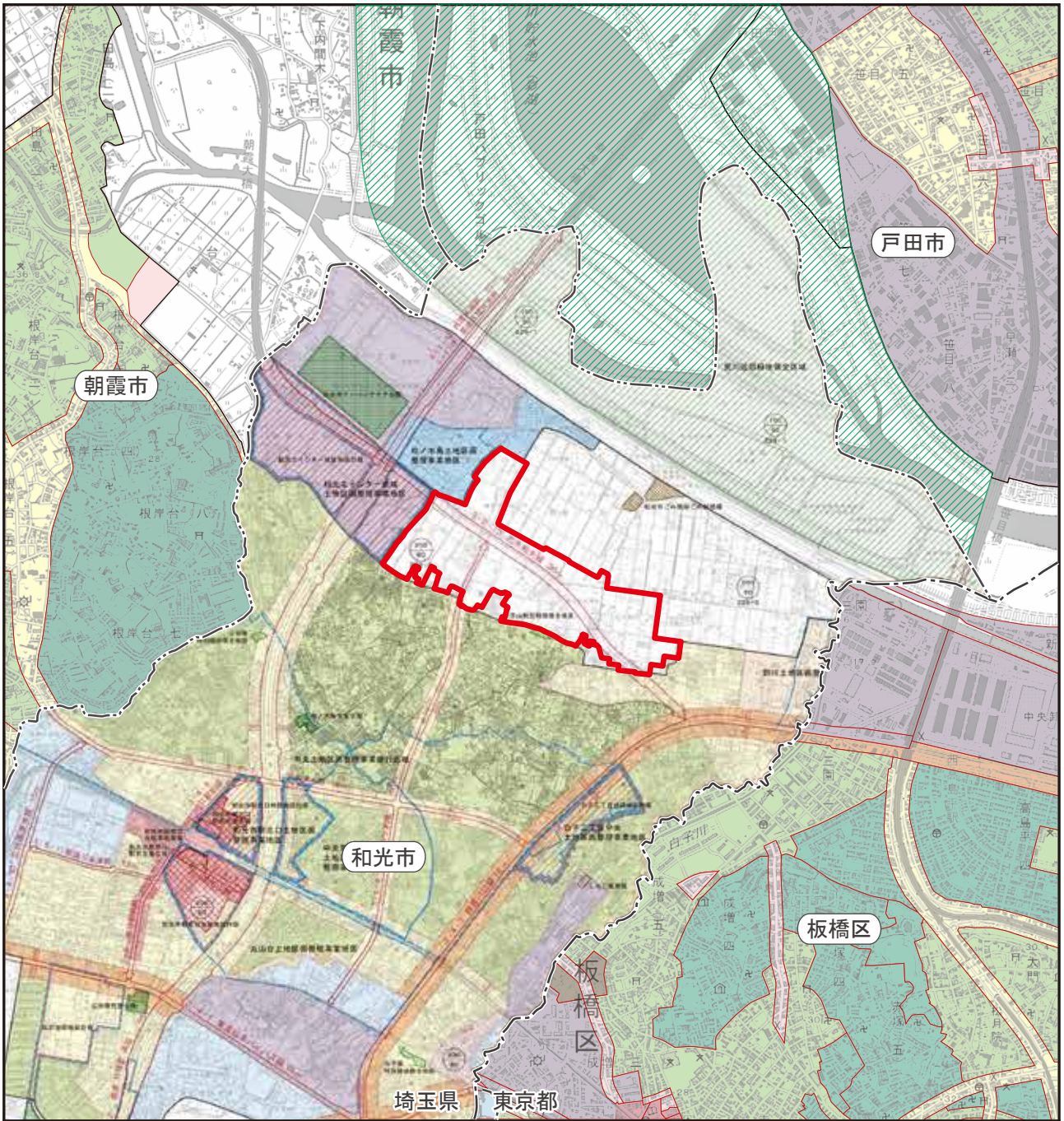
-  : 計画地
-  : 都市地域
-  : 市街化区域
-  : 市街化調整区域
-  : 森林地域
-  : 地域森林計画対象民有林






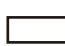


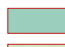
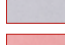

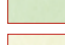


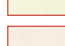
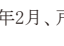


1 : 25,000

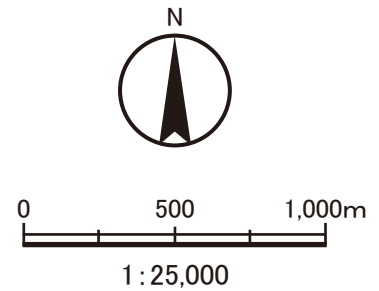
出典:「土地利用調整総合支援ネットワークシステム(LUCKY)」(国土交通省国土政策局総合計画課)

図3.1.2-1 土地利用基本計画図



凡例

- |   |                |   |            |   |                    |
|---|----------------|---|------------|---|--------------------|
|  | : 計画地          |  | : 都県界      |  | : 市町界              |
|  | : 市街化調整区域      |  | : 近隣商業地域   |  | : 準工業地域(第二種特別工業地域) |
|  | : 第一種低層住居専用地域  |  | : 準工業地域    |  | : 商業地域             |
|  | : 第一種中高層住居専用地域 |  | : 工業地域     |  | : 工業専用地域           |
|  | : 第一種住居地域      |  | : 近郊緑地保全地域 |   |                    |
|  | : 第二種住居地域      |   |            |   |                    |
|  | : 準住居地域        |   |            |   |                    |



出典:「和光都市計画図」(令和2年3月、和光市)  
 「いいただマップ 戸田市都市計画情報」(令和2年2月、戸田市ホームページ)  
 「朝霞市都市計画図」(令和元年6月、朝霞市)  
 「板橋区用途地域図」(令和3年7月、板橋区)  
 「練馬区都市計画図(用途地域等)」(令和4年4月、練馬区)

図3.1.2-2 都市計画図

### 3.1.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況

#### (1) 河川・湖沼の分布

計画地及び周辺地域の河川・湖沼の分布状況は、図 3.1.3-1 に示すとおりである。

計画地周辺には、計画地北側から東方向にかけて一級河川である荒川と新河岸川が東西に流れており、その北側には荒川第一調節池の貯水池である彩湖が位置している。また、計画地の西側では新河岸川の支流である越戸川と谷中川が合流し、東側では白子川が新河岸川に合流している。

#### (2) 上水道

関係市区における上水道の状況は、表 3.1.3-1 に示すとおりである。関係市区の上水道普及率は、すべて 100.0%となっている。

また、計画地周辺の浄水場の位置は、図 3.1.3-1 に示すとおりである。計画地の東側に利根川及び荒川の水を秋ヶ瀬取水堰から取水する東京都水道局の三園浄水場がある。

表 3.1.3-1 上水道の状況(令和 2 年度)

市区名	行政区域内 総人口 (人)	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	普及率 (%)
和光市	83,547	85,000	83,545	100.0
朝霞市	141,375	146,500	141,375	100.0
さいたま市	1,329,243	1,330,000	1,327,914	100.0
戸田市	141,085	145,600	141,085	100.0
板橋区	582,369	-	582,369	100.0
練馬区	743,634	-	743,634	100.0

出典:「埼玉県の水道 令和 3 年度版(令和 2 年度水道統計調査資料)」(令和 4 年 3 月、埼玉県保健医療部生活衛生課)  
「東京都の水道 令和 3 年版」(令和 4 年 3 月、東京都福祉保健局健康安全部)

#### (3) 農業用水

計画地及び周辺地域には、主に計画地北側に集団優良農地を保全するために整備されたアグリパーク等の農地が分布するが、計画地周辺河川からの取水は認められない。

#### (4) 内水面漁業

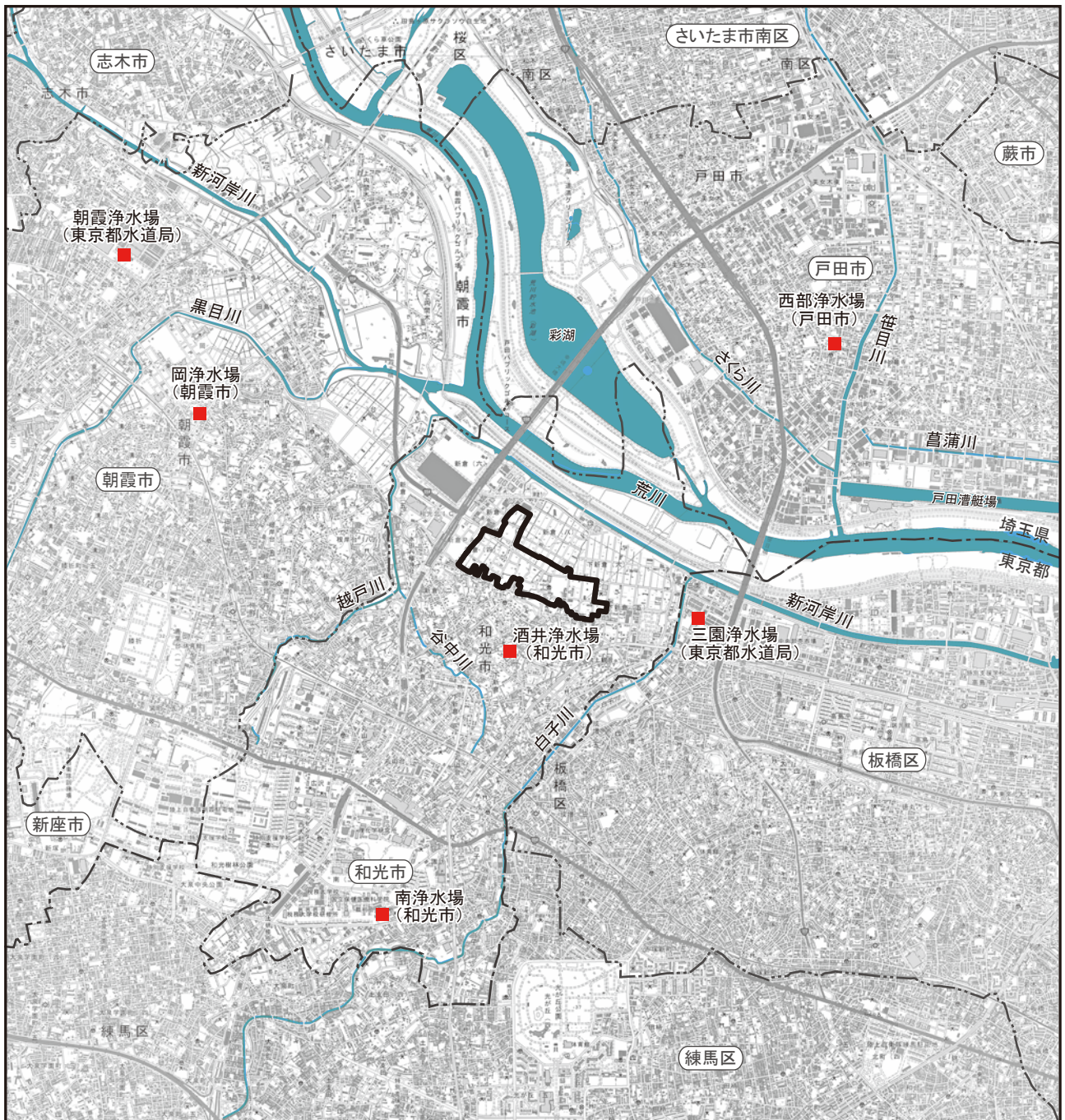
計画地周辺を流れる河川については、荒川を始めとして新河岸川、白子川等で漁場の区域を設定して漁業権が設定されている。計画地周辺における漁業権の内容は、表 3.1.3-2 に示すとおりである。

表 3.1.3-2 計画地周辺の漁業権の内容

免許番号	漁場の区域	管轄漁協	魚種
共第 2 号	荒川[上流から笹目橋まで(荒川第一調整池を除く)]、新河岸川(上流から白子川合流点まで)、白子川、越戸川、谷中川、黒目川、菖蒲川、笹目川	埼玉南部武蔵	あゆ、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、わかさぎ、なまず
共第 7 号	荒川[笹目橋から下流]	埼玉南部・東京東部の共同管理	こい、ふな、うなぎ、なまず

出典:「埼玉の水産/漁業権漁場・魚種一覧、埼玉県共第 2 号・共第 7 号第五種共同漁業権漁場」(埼玉県ホームページ)





凡例

- : 計画地
- : 都県界
- .-.- : 市町界
- ~ : 河川、湖沼
- : 浄水場

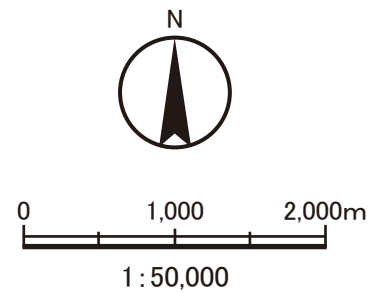


図3.1.3-1 水系の状況

### (5) 地下水の利用状況

計画地及び周辺地域における地下水採取量の推移は、表 3.1.3-3～4 に示すとおりである。

計画地が位置する和光市は、埼玉県の西部地域に含まれている。西部地域における地下水の用途は水道用が最も多く、次いで工業用、建築物用となっている。令和 2 年の採取量の合計は前年と比較すると、埼玉県の各地域においてはいずれも増加、東京都の各区においてはいずれも減少している。

表 3.1.3-3 地下水採取量の推移(埼玉県)

単位:m<sup>3</sup>/日

地域名	用途	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
西部地域	水道用	107,100	111,500	114,100	107,100	116,200
	建築物用	10,500	9,500	10,900	10,700	11,100
	工業用	40,600	33,600	37,300	34,200	34,900
	計	158,200	154,600	162,300	152,000	162,200
中央部地域	水道用	126,400	133,400	135,700	115,800	133,600
	建築物用	5,100	5,000	4,500	4,600	4,400
	工業用	22,700	24,300	22,900	22,000	21,100
	計	154,200	162,700	163,100	142,400	159,100

注) 西部地域: 和光市、朝霞市、新座市、志木市、富士見市、ふじみ野市(旧上福岡市)、ふじみ野市(旧大井町)、所沢市、入間市、狭山市、飯能市、川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、三芳町、毛呂山町、越生町

中央部地域: 川口市、蕨市、戸田市、さいたま市、蓮田市、上尾市、桶川市、北本市、鴻巣市(旧鴻巣市)、鴻巣市(旧吹上町)、白岡市、伊奈町

出典:「令和 3 年版埼玉県環境白書」(令和 3 年 12 月、埼玉県環境部環境政策課)

表 3.1.3-4 地下水採取量の推移(東京都)

単位:m<sup>3</sup>/日

区名	用途	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
板橋区	上水道	0	0	0	0	0
	特定工場等	1,544	1,522	1,552	1,517	1,441
	その他	77	82	53	56	54
	計	1,621	1,604	1,605	1,573	1,495
練馬区	上水道	0	0	0	0	0
	特定工場等	3,481	3,370	3,106	2,968	2,621
	その他	4,565	4,287	3,162	2,884	2,898
	計	8,046	7,657	6,268	5,852	5,519

出典:「令和 2 年都内の地下水揚水の実態(地下水揚水量調査報告書)」  
(令和 4 年 3 月、東京都環境局)

### 3.1.4 交通の状況

#### (1) 主要交通網

計画地及び周辺地域における交通網の状況は、図 3.1.4-1 に示すとおりである。

計画地西側には東京外環自動車道及び一般国道 298 号が、東側には首都高速 5 号池袋線及び一般国道 17 号(新大宮バイパス)が南北に通っており、東京外環自動車道の和光北インターチェンジ及び一般国道 254 号バイパスと一般国道 298 号の交差点が計画地西側約 200m に位置している。

鉄道の路線としては、計画地南側約 1.3km 付近を走る東武東上線が計画地北西側約 3.5km で JR 武蔵野線と接続、計画地東側約 1km には都営三田線の終点である西高島平駅が位置している。

#### (2) 自動車交通量

計画地周辺の自動車交通量は表 3.1.4-1 に、自動車交通量調査地点は図 3.1.4-2 に示すとおりである。

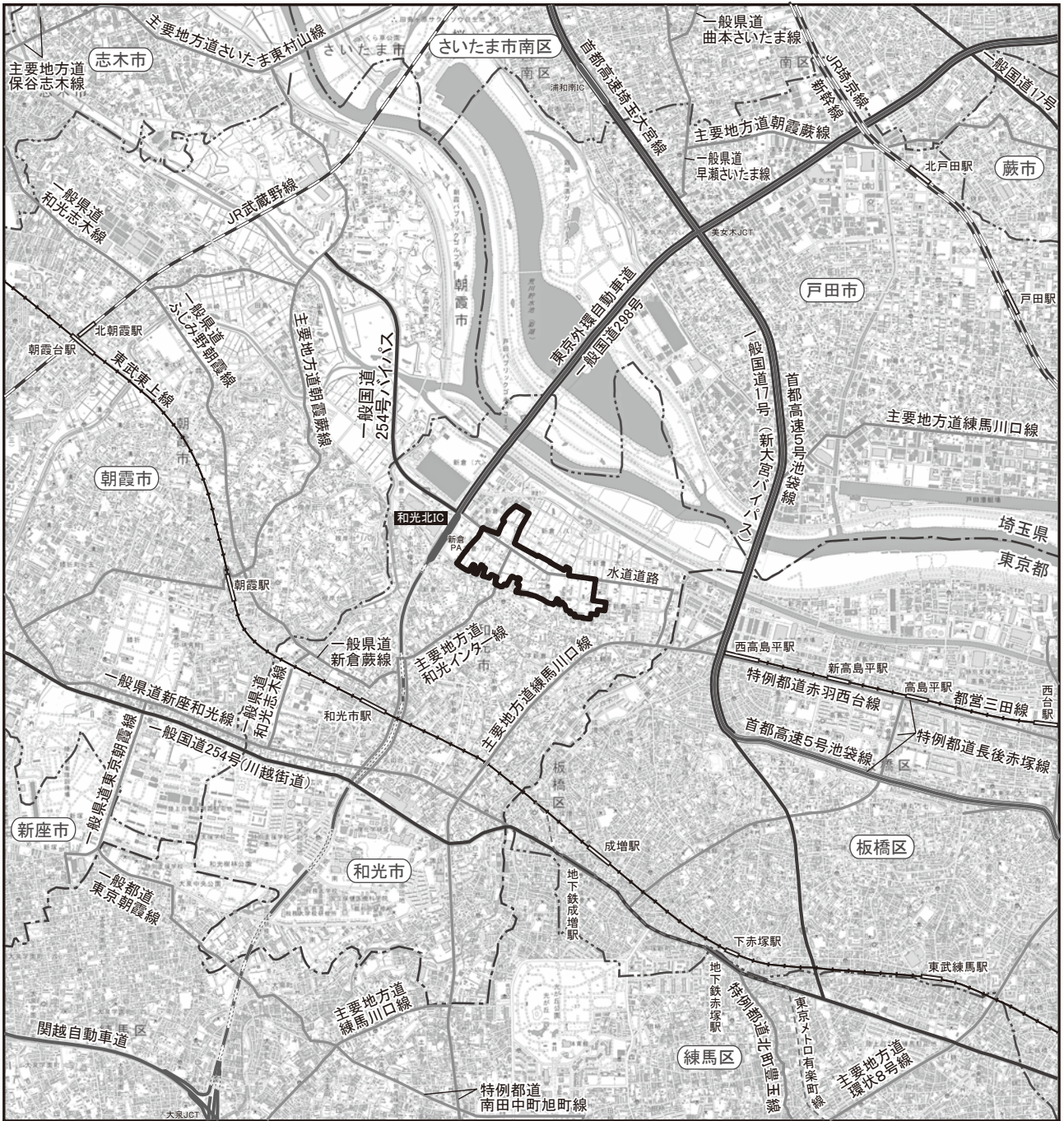
交通量が最も多いのは、計画地北西側に位置する東京外環自動車道で、和光北 IC～戸田西 IC 間の昼間 12 時間自動車類交通量が合計 64,563 台、24 時間自動車類交通量が合計 93,065 台である。

表 3.1.4-1 自動車交通量(平成 27 年度)










路線名	観測地点番号	観測地点	昼間 12 時間自動車類交通量			24 時間自動車類交通量		
			小型車(台)	大型車(台)	合計(台)	小型車(台)	大型車(台)	合計(台)
東京外環自動車道	120	大泉 JCT～和光 IC	40,863	14,864	55,727	56,313	22,918	79,231
東京外環自動車道	130	和光 IC～和光北 IC	44,819	16,783	61,602	62,303	26,132	88,435
東京外環自動車道	140	和光北 IC～戸田西 IC	47,032	17,531	64,563	65,664	27,401	93,065
首都高速 5 号池袋線	5720	戸田南出入口～高島平出入口	38,333	6,966	45,299	58,086	12,395	70,481
一般国道 17 号(新大宮バイパス)	12010	戸田市早瀬 1 丁目 24 番地先	31,577	14,661	46,238	46,466	21,965	68,431
一般国道 17 号(新大宮バイパス)	16120	板橋区三園 2-14	<i>31,881</i>	<i>12,833</i>	<i>44,714</i>	<i>46,626</i>	<i>19,998</i>	<i>66,624</i>
一般国道 298 号	18010	和光市新倉 6 丁目 1 番地 1 先(幸魂大橋上)	13,275	5,833	19,108	18,857	7,693	26,550
主要地方道練馬川口線	42270	和光市白子 4 丁目 1 番地先	21,166	10,136	31,302	31,807	13,894	45,701
主要地方道和光インター線	43000	和光市新倉 2-2-39	4,192	789	4,981	5,388	988	6,376
一般県道和光志木線	60250	朝霞市仲町 2 丁目 10 番地 14 先	8,897	796	9,693	11,597	1,295	12,892
一般県道新倉蕨線	61910	和光市新倉 1-10-85	7,223	972	8,195	9,377	1,358	10,735

注)斜体で示した交通量は推定値を表す。

出典:「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査箇所別基本表」(国土交通省道路局ホームページ)



凡例

- |   |                            |   |           |
|---|----------------------------|---|-----------|
|  | : 計画地                      |  | : 鉄道(JR線) |
|  | : 都県界                      |  | : 鉄道(私鉄)  |
|  | : 市町界                      |  | : 地下鉄     |
|  | : 高速道路                     |   |           |
|  | : 一般国道                     |   |           |
|  | : 主要地方道、一般県道、<br>一般都道、特例都道 |   |           |

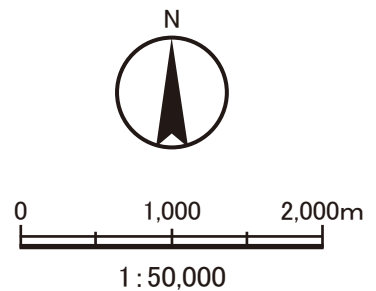
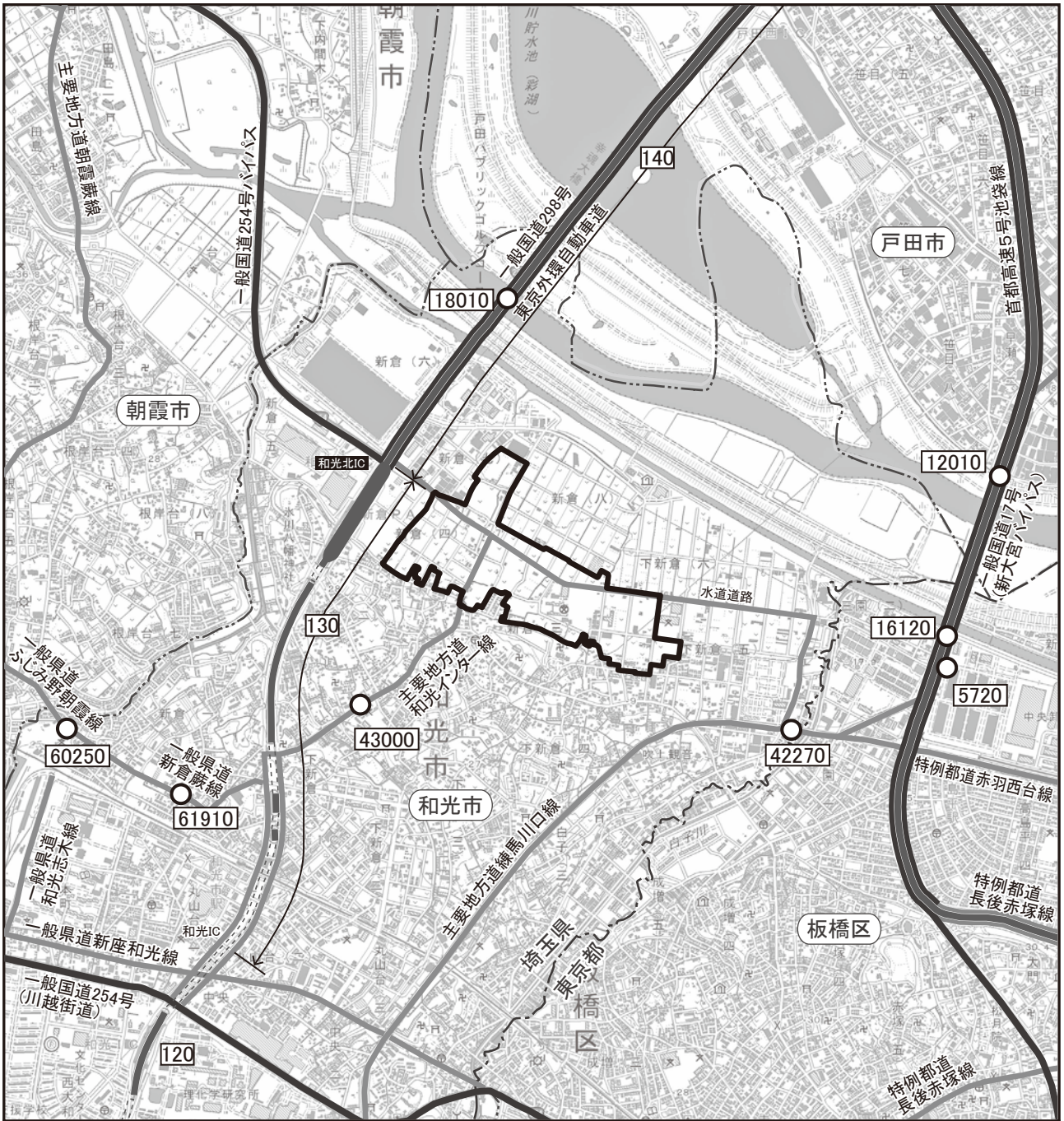


図3.1.4-1 交通網図



凡例

- : 計画地
- : 都県界
- : 市町界
- : 高速道路
- : 一般国道
- : 主要地方道、一般県道、特例都道
- : 交通量観測地点



1 : 25,000

注) 図中の  内の数字は、表3.1.4-1の観測地点番号と対応している。

出典: 「平成27年度道路交通センサス 一般交通量調査箇所別基本表」(国土交通省道路局ホームページ)  
 「平成27年度一般交通量図(平日)」(埼玉県ホームページ)

図3.1.4-2 交通量調査地点図

### 3.1.5 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

#### (1) 環境保全についての配慮が必要な施設

計画地及び周辺地域における環境保全についての配慮が特に必要な施設の分布状況は、表 3.1.5-1～3 及び図 3.1.5-1 に示すとおりである。計画地内において環境保全についての配慮が特に必要な施設としては、「埼玉県立和光高等学校」、「和光病院」が位置しており、計画地東側には隣接して「下新倉小学校」が位置している。

表 3.1.5-1 環境保全についての配慮が特に必要な施設(教育)

市区名	内容	施設名	所在地
和光市	幼稚園	新倉幼稚園	和光市下新倉 2-45-5
		やまと幼稚園	和光市白子 3-12-1
		小羊幼稚園	和光市本町 15-16
	小学校	白子小学校	和光市白子 3-2-10
		新倉小学校	和光市新倉 2-2-39
		第三小学校	和光市中央 1-1-4
		広沢小学校	和光市広沢 1-5
		北原小学校	和光市新倉 1-5-27
		本町小学校	和光市本町 31-17
		下新倉小学校	和光市下新倉 5-21-1
	中学校	大和中学校	和光市丸山台 2-8-8
		第二中学校	和光市広沢 1-4
高等学校	埼玉県立和光高等学校	和光市下新倉 3-22-1	
朝霞市	幼稚園	あさか台幼稚園	朝霞市根岸台 7-2-6
		根岸幼稚園	朝霞市根岸台 4-8-38
	小学校	朝霞第二小学校	朝霞市岡 3-16-13
		朝霞第九小学校	朝霞市大字台 295
戸田市	幼稚園	ささめ幼稚園	戸田市笹目 6-5-24
	小学校	笹目小学校	戸田市笹目 6-9-1
板橋区	幼稚園	みその幼稚園	板橋区三園 1-30-1
		成増幼稚園	板橋区成増 4-30-14
		松月院幼稚園	板橋区赤塚 8-4-9
		三園小学校	板橋区三園 1-24-1
	小学校	高島第三小学校	板橋区高島平 4-21-1
		成増ヶ丘小学校	板橋区成増 3-17-7
		赤塚第二中学校	板橋区成増 3-18-1
	中学校	赤塚第三中学校	板橋区赤塚 7-27-15
その他		成増高等看護学校	板橋区成増 5-6-7

出典:「施設から探す(市内公共施設一覧)」(和光市ホームページ)  
「地図で探す」(朝霞市ホームページ)  
「市内小・中学校、幼稚園」(戸田市ホームページ)  
「どこナビいたばし」(板橋区ホームページ)  
「令和5年度版 板橋区幼稚園・保育園マップ」(板橋区ホームページ)

表 3.1.5-2 環境保全についての配慮が特に必要な施設(医療)

市区名	内容	施設名	所在地
和光市	病院	医療法人社団翠会和光病院	和光市下新倉 5-19-7
板橋区	病院	成増厚生病院	板橋区三園 1-19-1
		慈誠会成増病院	板橋区成増 3-39-5

出典:「病院・救急診療所名簿(令和2年4月1日現在)」(埼玉県ホームページ)  
「東京都医療機関案内サービス」(東京都ホームページ)

表 3.1.5-3(1) 環境保全についての配慮が特に必要な施設(福祉)

市区名	内容	施設名	所在地	
和光市	老人福祉施設等	介護老人保健施設特別養護老人ホーム等	福祉の里、桜の里 和光市新倉 8-23-1	
		老人福祉センター等	新倉高齢者福祉センター歩楽里 和光市新倉 1-20-39	
		グループホーム等	ホーム下新倉	和光市下新倉 5-13-11
			わここの丘	和光市下新倉 3-7-7
			愛の家グループホーム和光中央	和光市中央 2-5-84
		サービス付高齢者住宅等	オアシス和光	和光市新倉 2-5-49
	有料老人ホーム	アミカの郷和光	和光市下新倉 2-38-15	
	障害者・障害児施設等	障害者生活介護施設	さつき苑	和光市下新倉 1-3-5
		共生型福祉施設	ひかりのさと	和光市丸山台 2-20-15
		グループホーム	ぼこの家「どんぐり」	和光市下新倉 3-22-36 ウォールデンヒルズⅡ
			ぼこの家「オリーブ」	和光市白子 3-4-41
		児童発達支援・放課後等デイサービス等	ぼこの実	和光市下新倉 2-1-27
			ぼこの和	和光市下新倉 3-20-48 オークヒルズ' 101
			まはろ和光	和光市本町 21-19 第一大熊ハイム1階
			OHANA KIDS 和光「たけのこクラブ」	和光市新倉 1-14-66
			いるかの家	和光市本町 1-14 鈴木ビル 3階
			白子ほのぼの	和光市白子 3-26-3
			こころーる	和光市下新倉 3-24-20
	児童福祉施設等	保育園	あすの木保育園	和光市丸山台 3-5-8
			しらこ保育園	和光市白子 3-29-10
			にいくら保育園	和光市新倉 1-36-2
			ひろさわ保育園	和光市広沢 1-2
			ほんちょう保育園	和光市本町 31-18
			和光駅前保育園	和光市新倉 1-2-67 和光駅前ビル 2F
			里仁育舎	和光市下新倉 2-34-36
			ゆめの木保育園	和光市白子 2-14-62
			ハレルヤ保育園	和光市新倉 5-9-92
			下新倉みどり保育園	和光市下新倉 5-13-10
			キッズエイド吹上保育園	和光市白子 3-15-25
キッズエイド和光保育園			和光市本町 31-6 CIハイツ内	
和光プライムスター保育園	和光市下新倉 1-5-15			
下新倉プライムスター保育園	和光市下新倉 1-5-16			
和光どろんこ保育園	和光市新倉 2-4-53			

出典:「社会福祉施設等一覧 施設別一覧」(埼玉県ホームページ)  
「障害福祉サービス事業所一覧」(和光市ホームページ)  
「保育園一覧」(和光市ホームページ)  
「施設から探す(市内公共施設一覧)」(和光市ホームページ)

表 3.1.5-3(2) 環境保全についての配慮が特に必要な施設(福祉)

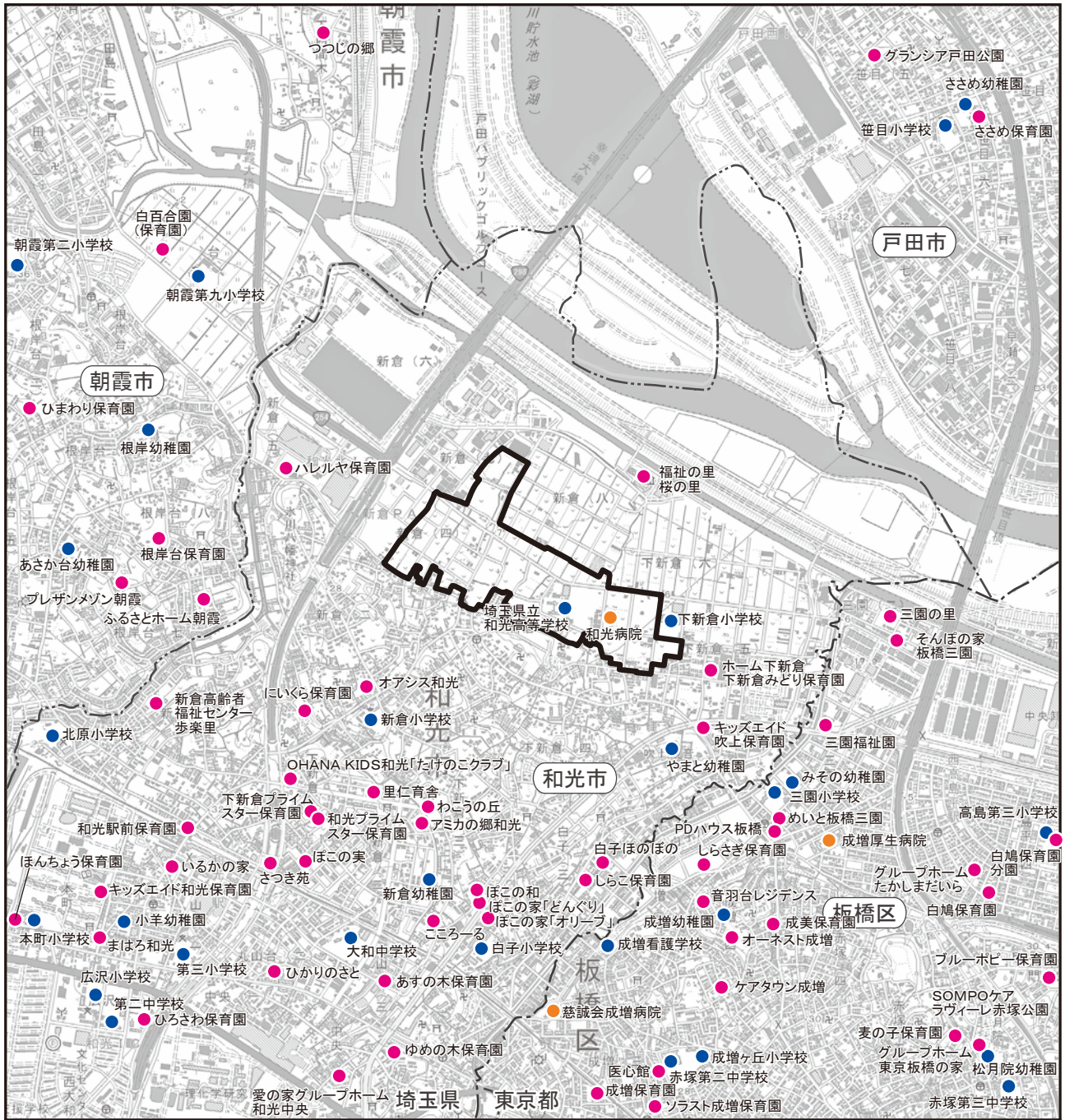
市区名	内容		施設名	所在地
朝霞市	老人福祉施設等	有料老人ホーム	ふるさとホーム朝霞	朝霞市根岸台 7-42-18
			プレザンメゾン朝霞	朝霞市根岸台 7-48-7
		介護老人保健施設	つつじの郷	朝霞市下内間木 1363-1
	児童福祉施設等	保育園	根岸台保育園	朝霞市根岸台 8-2-41
			ひまわり保育園	朝霞市根岸台 2-2-6
白百合園			朝霞市大字根岸 257-1	
戸田市	老人福祉施設等	有料老人ホーム	グランシア戸田公園	戸田市笹目 5-19-4
	児童福祉施設等	保育園	ささめ保育園	戸田市笹目 6-1-5
板橋区	老人福祉施設等	特別養護老人ホーム	三園の里	板橋区三園 2-15-22
			音羽台レジデンス	板橋区成増 4-33-1
			ケアタウン成増	板橋区成増 4-14-18
			オーネスト成増	板橋区成増 4-29-7
		有料老人ホーム	めいと板橋三園	板橋区三園 1-25-8
			そんぼの家 板橋三園	板橋区三園 2-12-14
			SOMPO ケア ラヴィーレ赤塚公園	板橋区大門 7-5
			ライフパートナー板橋	板橋区三園 1-27-15
			医心館成増	板橋区成増 3-19-19
			PD ハウス板橋	板橋区三園 1-21
	認知症高齢者グループホーム	グループホーム東京板橋の家	板橋区赤塚 8-4-16	
		グループホームたかしまだいら		板橋区高島平 5-31-8
	障害者施設等	障害者生活介護施設	三園福祉園	板橋区三園 2-9-16
	児童福祉施設等	保育園	白鳩保育園	板橋区高島平 5-34-7
			白鳩保育園 分園	板橋区高島平 4-21-1
			しらさぎ保育園	板橋区成増 5-19-40
成美保育園			板橋区成増 4-28-16	
成増保育園			板橋区成増 2-24-7	
ソラスト成増保育園			板橋区成増 3-13-1 アリエスビル 1F	
麦の子保育園			板橋区赤塚 5-16-27	
ブルーポピー保育園			板橋区大門 8-5	

出典:「社会福祉施設等一覧 施設別一覧」(埼玉県ホームページ)  
「東京都福祉保健局 高齢者施設」(東京都福祉保健局ホームページ)  
「令和5年度版 板橋区幼稚園・保育園マップ」(板橋区ホームページ)

## (2) 住宅の分布状況

計画地及び周辺地域においては、計画地南側に広がる第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域に住宅が広く分布している(図 3.1.2-2 都市計画図参照)。





凡例

- : 計画地
- : 教育施設
- : 都県界
- : 医療施設
- : 市町界
- : 福祉施設

出典:「和光市ガイドマップ」(和光市ホームページ)  
 「地図で探す」(朝霞市ホームページ)  
 「いいとだマップ」(戸田市ホームページ)  
 「どこナビいたばし」(板橋区ホームページ)  
 「社会福祉施設等一覧 施設別一覧」(埼玉県ホームページ)  
 「東京都福祉保健局 高齢者 施設案内」(東京都福祉保健局ホームページ)  
 「障害福祉サービス事業所一覧」(和光市ホームページ)  
 「令和5年度版 板橋区幼稚園・保育園マップ」(板橋区ホームページ)

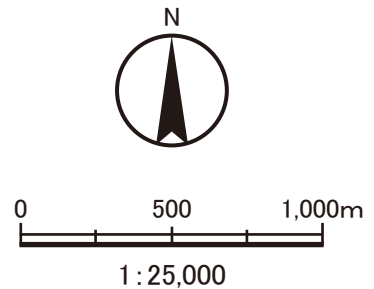


図3.1.5-1 環境保全についての配慮が特に必要な施設

### 3.1.6 下水道、し尿処理及びごみ処理施設の整備の状況

#### (1) 下水道

関係市区における公共下水道整備状況は、表 3.1.6-1 に示すとおりである。

計画地が位置する和光市は、荒川右岸流域下水道処理区の計画処理区域に含まれており、和光市の下水道普及率は 97.1% である。

計画地周辺には、計画地北西側に荒川右岸流域下水道の施設である新河岸川水循環センター、荒川を隔てた北東側に荒川左岸南部流域下水道の施設である荒川水循環センターが位置している。施設の位置は、図 3.1.6-1 に示すとおりである。

表 3.1.6-1 公共下水道整備状況(令和 3 年度)

市区名	区 分	行政人口	処理人口	普及率
		(人) A	(人) B	(%) B/A
和光市	荒川右岸流域下水道	83,199	80,901	97.2
朝霞市	荒川右岸流域下水道	143,926	140,780	97.8
さいたま市	荒川左岸南部流域下水道	1,179,091	1,146,206	97.2
	中川流域下水道	130,908	102,942	78.6
	単独公共下水道			
	南部	11,371	11,371	100.0
	下水道区域外	13,605	0	0.0
戸田市	荒川左岸南部流域下水道	141,206	134,395	95.2
板橋区	隅田川流域下水道	567,091	567,091	100.0
練馬区	隅田川流域下水道	738,131	738,131	100.0

注) 行政人口は、令和 4 年 3 月末日又は 4 月 1 日現在の住民基本台帳人口である。

出典:「公共下水道整備状況一覧表」(埼玉県ホームページ)

「23 区の公共下水道の普及状況」(東京都下水道局ホームページ)

#### (2) し尿処理

関係市区における令和元年度のし尿処理量は表 3.1.6-2 に、和光市のし尿処理を行っている朝霞地区一部事務組合のし尿処理量の推移は表 3.1.6-3 に示すとおりである。

和光市では、令和 2 年度は年間 2,143kL の汲み取りし尿及び浄化槽汚泥を処理している。

朝霞地区一部事務組合は、朝霞市、志木市、和光市、新座市で組織され、し尿の収集、運搬及び処理に関する事務を共同で処理している。し尿処理量は平成 29 年度以降、減少傾向となっている。

計画地周辺には、計画地北西側に朝霞地区一部事務組合し尿処理場が位置している。施設の位置は、図 3.1.6-1 に示すとおりである。

表 3.1.6-2 関係市区のし尿処理量(令和 2 年度)

市区名	汲み取り		浄化槽		処理量合計 (kL)
	非水洗化人口 (人)	し尿年間処理 量(kL)	浄化槽人口 (人)	汚泥年間処理 量(kL)	
和光市	95	341	2,809	1,802	2,143
朝霞市	188	500	3,125	2,657	3,157
さいたま市	3,249	7,324	102,129	42,390	49,714
戸田市	189	258	12,133	5,417	5,675

注) 板橋区及び練馬区は下水道普及率が 100% であるため記載していない。

出典:「一般廃棄物処理事業の概況～令和 2 年度実績～」(令和 4 年 6 月、埼玉県環境部資源循環推進課)

表 3.1.6-3 朝霞地区一部事務組合のし尿処理量(組合市合計)の推移

年度	し尿処理人口	し尿処理量	日平均処理量(kL/日)
	(人)	(kL)	
平成 29 年度	21,784	11,887	32.5
平成 30 年度	21,102	11,493	31.5
令和元年度	20,629	10,761	29.5
令和 2 年度	16,406	10,121	27.8
令和 3 年度	14,448	10,018	27.4

注)し尿処理人口は、各年 4 月 1 日現在の人口である。

出典:「朝霞地区一部事務組合 し尿処理人口・処理量の推移(過去 5 年間)」

(令和 4 年 9 月、朝霞地区一部事務組合ホームページ)

### (3)ごみ処理

関係市区におけるごみ処理量は表 3.1.6-4~5 に、計画地が位置する和光市のごみ収集及び資源回収状況の推移は表 3.1.6-6 に示すとおりである。

和光市における令和 2 年度のごみ搬入量、資源搬入量及びリサイクル活動団体資源回収量の合計は 23,769t であり、近年減少傾向にあったが、令和元年度から増加している。

計画地周辺には、計画地の北側約 400m に和光市のごみ処理施設である和光市清掃センターが位置している。施設の位置は図 3.1.6-1 に示すとおりである。

表 3.1.6-4 関係市区のごみ処理量(埼玉県:令和 2 年度)

市区名	計画収集人口(人)	搬入量			集団回収量(t)	総合計(t)
		生活系(t)	事業系(t)	合計(t)		
和光市	84,248	19,523	3,581	23,104	747	23,851
朝霞市	143,063	31,016	6,808	37,824	1,302	39,126
さいたま市	1,323,100	307,290	100,797	408,087	10,002	418,089
戸田市	140,756	31,632	14,817	46,449	0	46,449

出典:「一般廃棄物処理事業の概況～令和 2 年度実績～」(令和 4 年 6 月、埼玉県環境部資源循環推進課)

表 3.1.6-5 関係市区のごみ処理量(東京都:令和 3 年度)

市区名	人口(人)	ごみ処理量				合計(t)
		可燃(t)	不燃(t)	粗大(t)	持込(t)	
板橋区	568,457	100,101.55	-	4,191.86	534.64	104,828.05
練馬区	739,679	118,379.41	4,675.88	5,582.53	1,299.10	129,936.92

備考)人口は、令和 3 年 10 月 1 日現在のものである。

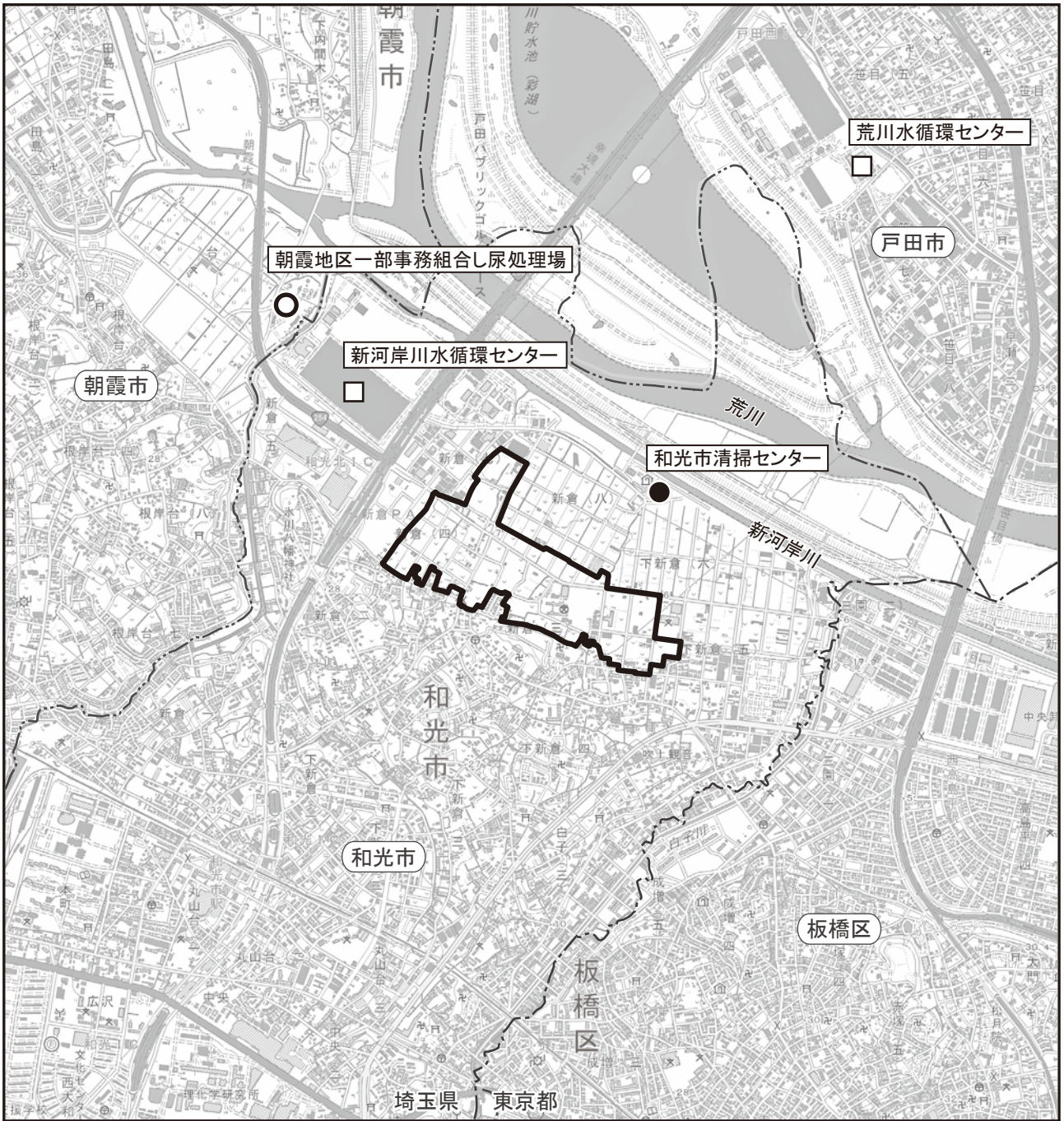
出典:「清掃事業年報(東京 23 区)令和 3 年度」(令和 4 年 9 月、東京二十三区清掃一部事務組合)

表 3.1.6-6 和光市のごみ収集及び資源回収状況の推移


単位:t

年度	ごみ搬入量			資源搬入量						リサイクル活動団体資源回収量	合計
	燃やすごみ	その他ごみ	粗大ごみ	ペットボトル	プラスチック	びん	かん	紙・布類	計		
平成 28 年度	16,643	733	882	240	817	506	117	1,450	3,130	1,070	22,458
平成 29 年度	16,837	720	930	235	630	601	252	1,449	3,166	976	22,629
平成 30 年度	16,780	708	909	264	786	476	135	1,339	3,000	904	22,301
令和元年度	17,383	743	963	270	787	471	136	1,378	3,042	874	23,005
令和 2 年度	17,809	804	1020	297	840	532	155	1,566	3,390	746	23,769

出典:「統計わこう(令和 3 年度版)」(令和 4 年 7 月、和光市情報推進課ホームページ)



凡例

-  : 計画地
-  : 都県界
-  : 市町界
-  : 下水処理施設
-  : し尿処理施設
-  : ごみ処理施設

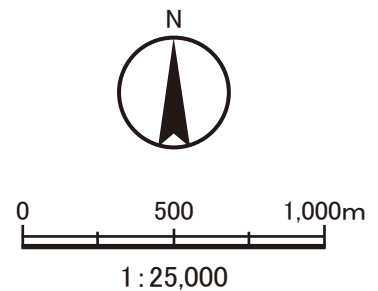


図3.1.6-1 下水処理施設、し尿処理施設及びごみ処理施設位置

### 3.1.7 法令による指定及び規制等の状況

#### (1) 大気汚染

##### ① 環境基本法等に基づく大気汚染に係る環境基準

「環境基本法」に基づく大気汚染に係る環境基準は表 3.1.7-1 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく大気環境中に係るダイオキシン類の環境基準は表 3.1.7-2 に示すとおりである。

表 3.1.7-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。	<長期的評価> 年間における 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当するもの(以下「1 日平均値の年間 98%値」という。)が 0.06ppm 以下の場合は環境基準が達成され、1 日平均値の年間 98%値が 0.06ppm を超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。なお、年間における測定時間が 6,000 時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	<短期的評価> 測定を行った日または時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1 日平均値については、1 時間値の欠測が 1 日のうち 4 時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	<長期的評価> 年間における 1 日平均値について、高い方から 2%の範囲内にあるものを除外して評価する。ただし、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には、このような取扱は行わないこととして、その評価を行うものとする。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	<短期的評価> 測定を行った日または時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1 日平均値については、1 時間値の欠測が 1 日のうち 4 時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	<短期的評価> 測定を行った日または時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1 日平均値については、1 時間値の欠測が 1 日のうち 4 時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	<短期的評価> 長期的評価としての測定結果の年間 98%値を日平均値の代表値として選択し、評価を行う。 <長期的評価> 長期的評価としての測定結果の 1 年平均値について評価を行う。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	<長期的評価> 環境基準が 1 年平均値についての条件として定められていることから、告示によって定められた測定方法及び測定地点等により、同一地点において 1 年平均値と認められる値を環境基準と比較して評価を行う。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	

表 3.1.7-2 大気環境中に係るダイオキシン類の環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下

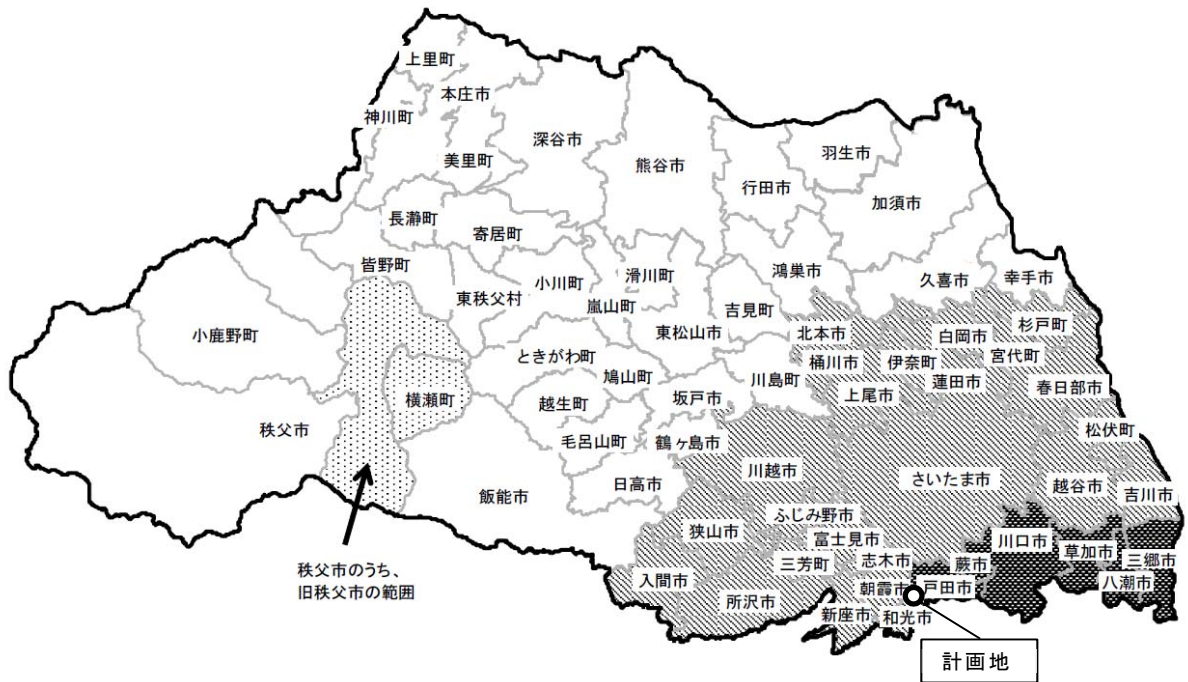
② 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

ア. 「大気汚染防止法」等に基づく排出基準及び指定地域

(ア) 硫黄酸化物

「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づくばい煙発生施設に係る硫黄酸化物の規制基準については、図 3.1.7-1 に示すとおりである。計画地は 26 号地域に該当する。

なお、「大気汚染防止法」に基づく総量規制及び燃料使用規制については埼玉県では 27 号地域のみが指定地域となっているため、計画地には適用されない。



K 値

根拠法令	大気汚染防止法			埼玉県生活環境保全条例
項目 地域	法第3条第2項 (地域区分)	法第3条第2項 (一般排出基準)	法第3条第3項 (特別排出基準)	条例第50条
				S49.4.1以降設置
	27号地域	3.5	2.34	9.0
	26号地域	9.0	—	14.5
	28号地域	14.5	—	17.5
	100号地域	17.5	—	

出典:「埼玉県の大气規制(固定発生源)ばい煙関係」(令和4年10月、埼玉県環境部大気環境課)

図 3.1.7-1 硫黄酸化物に係る K 値規制図

(イ)ばいじん

ばい煙発生施設のうち、本事業において設置の可能性が考えられるボイラー及びガスタービンについて、「大気汚染防止法」に基づくばいじんの排出基準は、表 3.1.7-3 に示すとおりである。

表 3.1.7-3 「大気汚染防止法」に基づくばいじんの排出基準(抜粋)

ばい煙発生施設の種類		規模 (最大排ガス量) (万 m <sup>3</sup> N/h)	標準酸素 濃度 (On%)	一般排出 基準 (g/m <sup>3</sup> N)	備考	
					一般排出基準 (g/m <sup>3</sup> N)	On の扱い
ボイラー	ガス専焼 ボイラー	4 以上	5	0.05	—	—
		4 未満		0.10	—	—
	液体専焼 及び液体・ ガス混焼 ボイラー	20 以上	4	0.05	既設は当分の間 0.07	—
		4～20		0.15	既設は当分の間 0.18	—
		1～4		0.25	—	—
		1 未満		0.30	—	当分の間 Os
ガスタービン		—	16	0.05	昭和 63 年 1 月 31 日までに設置され た施設及び非常 用施設は当分の 間適用を猶予する	

注) 1. 既設とは昭和 57 年 6 月 1 日以前に設置された施設をいう。

2. 標準酸素濃度が Os とは、標準酸素濃度補正を行わないことを意味する。

出典:「埼玉県の大气規制(固定発生源)ばい煙関係」(令和 4 年 10 月、埼玉県環境部大気環境課)

## (ウ)窒素酸化物

ばい煙発生施設に係る基準は、「大気汚染防止」に基づく排出基準と、「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」に基づく指導基準がある。ばい煙発生施設のうち、本事業において設置の可能性が考えられるボイラー及びガスタービンについて、窒素酸化物の排出基準及び指導基準は表 3.1.7-4 に示すとおりである。

また、有害物質のうち、カドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素等についても、ばい煙発生施設の種類ごとに「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく排出基準が定められている。

表 3.1.7-4 窒素酸化物の排出基準及び指導基準

ばい煙施設の種類		規模 (最大排ガス量) (万 m <sup>3</sup> N/h)	標準酸素 濃度 (O <sub>n</sub> %)	排出基準 <sup>※3,4</sup> (ppm)	指導基準 <sup>※5</sup> (ppm)
ボイラー	ガス専焼ボイラー	50 以上	5	60	-
		10~50		100	-
		4~10		100	-
		1~4		100	-
		1 未満		150	-
	排煙脱硫装置付 <sup>※1</sup> 液体燃焼ボイラー (液・ガス混焼も含む)	50 以上	4	130	120
		4~50		150	140
		1~4		150	140
		1 未満		180	160
	液体燃焼ボイラー <sup>※2</sup> (液・ガス混焼も含む)	50 以上	4	130	120
		4~50		150	140
		1~4		150	140
1 未満		180		160	
ガスタービン	ガス専焼	4.5 以上	16	70	10
		4.0~4.5			10
		4.0 未満			20
	液体燃焼	4.5 以上			10
		4.0~4.5			10
		4.0 未満			20

- 注) 1. 昭和 52 年 6 月 18 日以前に排煙脱硫装置をつけたもの(排ガス量が 1 万 m<sup>3</sup>N/h 未満のものについては、昭和 52 年 9 月 10 日以前)。  
 2. 液体燃焼ボイラーのうち昭和 52 年 9 月 9 日までに設置された排ガス量が 5,000m<sup>3</sup>N/h 未満の過負荷燃焼型ものは適用が除外される。  
 3. 排出基準は、熱源として電気を使用するばい煙発生施設には適用されない。  
 4. 非常用施設については、当分の間、排出基準は適用されない。  
 5. 指導基準について、ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関は全ての施設、左記以外は最大排ガス量 5,000 m<sup>3</sup>N/時以上の施設に適用される。  
 6. 基準値は、ボイラーについては昭和 52 年 9 月 10 日以降、ガスタービンについては排出基準は平成 3 年 2 月 1 日以降、指導基準は平成 8 年 4 月 1 日以降に設置したものを示す。

出典:「埼玉県の大气規制(固定発生源)ばい煙関係」(令和 4 年 10 月、埼玉県環境部大気環境課)



(エ)揮発性有機化合物(VOC)

「大気汚染防止法」に基づく揮発性有機化合物(VOC)発生施設に係る排出基準は、表3.1.7-5に示すとおりである。

表 3.1.7-5 「大気汚染防止法」に基づく揮発性有機化合物(VOC)の排出基準

VOC排出施設		規模要件	排出基準
1	化学製品製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 3,000m <sup>3</sup> /時以上	600ppmC
2	塗装施設(吹付塗装に限る。)	排風機の排風能力が 100,000m <sup>3</sup> /時以上	自動車製造の用に供するもの 既設 : 700ppmC 新設 : 400ppmC
			その他の塗装施設 700ppmC
3	塗装の用に供する乾燥施設(吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。)	送風機の送風能力が 10,000m <sup>3</sup> 以上	木材・木製品(家具を含む)の 製造の用に供するもの 1,000ppmC
			その他のもの 600ppmC
4	印刷回路用銅張積層板、合成樹脂ラミネート容器包装、粘着テープ・粘着シート又は剥離紙の製造における接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 5,000m <sup>3</sup> /時以上	1,400ppmC
5	接着の用に供する乾燥施設(木材・木製品の製造の用に供する施設及び4の項に掲げる施設を除く。)	送風機の送風能力が 15,000m <sup>3</sup> /時以上	1,400ppmC
6	オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 7,000m <sup>3</sup> /時以上	400ppmC
7	グラビア印刷の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 27,000m <sup>3</sup> /時以上	700ppmC
8	工業製品の洗浄施設(洗浄の用に供する乾燥施設を含む。)	洗浄剤が空気に接する面の面積が5m <sup>2</sup> 以上	400ppmC
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8℃において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク(密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。))のものを除く。)	容量が1,000kL以上	新設 全て: 60,000ppmC
			既設 2,000kL以上: 60,000ppmC 2,000kL未満: 当分の間猶予

- 注) 1. 「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設において、送風機がない場合は、排風機の排風能力を規模の指標とする。また、複数ある場合には、その能力を合算する。  
 2. 「送風機」は、施設内循環のみを目的に設置される場合、規制対象に含まれないものとする。  
 3. 「乾燥施設」には、「焼付施設」も含まれる。  
 4. 「乾燥施設」は、VOCを蒸発させるもの、「洗浄施設」は、VOCを洗浄剤として用いるものとする。  
 5. 既設とは、平成18年4月1日において現に設置されている施設である(設置の工事が着手されているものを含む)。  
 6. ppmCとは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容積比百万分率を示す。

出典:「埼玉県の大气規制 揮発性有機化合物(VOC)・炭化水素類関係」  
 (平成30年8月、埼玉県環境部大気環境課)

(オ)炭化水素

「埼玉県生活環境保全条例」に基づく炭化水素類の発生施設に係る規制基準及び規模要件は、表 3.1.7-6 及び表 3.1.7-7 に示すとおりである。

表 3.1.7-6 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく炭化水素類の規制基準

施設の種類		規制基準
1	貯蔵用屋外タンク	1 タンクの色を白色、銀白色等の淡彩色とし、浮屋根式タンク、内部浮屋根式タンク又はこれらと同等以上の炭化水素類の排出を抑制する効果を有する構造とし、適正に管理すること 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること
2	給油用地下タンク	1 タンク自動車のタンクへの蒸気返還設備を設置し、適正に稼働させること 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること
3	出荷用ローディングアーム	1 出荷用の固定された貯蔵タンクへの蒸気返還設備を設置し、適正に稼働させること 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること
4	ドライクリーニング用乾燥機	処理設備(内蔵されるものを含む。)を設置し、適正に稼働させること
5	製造設備	1 密閉できる構造とし、適正に管理すること 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること
6	使用施設	1 専ら製品の塗装、グラビア印刷、金属印刷若しくは軟包装印刷またはプラスチックを用いるラミネート製品の製造を業としている使用施設 ・規制基準:イ、ロ又はハ(いずれかを選択することができる) 2 1を除く使用施設 ・規制基準:イ又はロ(いずれかを選択することができる)  【規制基準】 イ 使用施設を設置する工場または事業場における A の値が 30%以下であること $A = \frac{\text{原材料に含まれる揮発性物質の大気中への年間排出量 (kg)}}{\text{原材料の年間使用料 (kg)}} \times 100$ ロ 使用施設を設置する工場又は事業場における B の値が 50%以下であること $B = \frac{\text{原材料に含まれる揮発性物質の大気中への年間排出量 (kg)}}{\text{原材料に含まれる揮発性物質の年間使用料 (kg)}} \times 100$ ハ 処理設備を設置し、適正に稼働させること

注) 施設の種類ごとに定められた規制基準のいずれかに該当すること。

出典:「埼玉県の大气規制 揮発性有機化合物(VOC)・炭化水素類関係」(平成 30 年 8 月、埼玉県環境部大気環境課)

表 3.1.7-7 指定炭化水素類発生施設

施設の種類		規制対象規模
1	貯蔵用屋外タンク	炭化水素類を貯蔵するため屋外に固定されたタンク(一タンクの貯蔵容量が500kL以上のもの)
2	給油用地下タンク	燃料として給油する炭化水素類を貯蔵するため地下に設置されたタンク(一事業所における当該タンクの貯蔵容量の合計が27kL以上となる事業所に設置されているもの)
3	出荷用ローディングアーム	出荷する炭化水素類を貯蔵するための固定されたタンクに設置されているもの(一事業所におけるタンクの貯蔵容量の合計が1,000kL以上となる事業所に設置されているもの)
4	ドライクリーニング用乾燥機	ドライクリーニング溶剤として炭化水素類等を使用するすべての洗濯機の洗濯定格能力の合計が23kg以上となる事業所に設置されているもの
5	製造設備	炭化水素類等の製品(食料品を除く。)を製造する設備のうち、ろ過、混合、攪拌または加熱をする設備で、その設備の定格容量が180L以上であること
6	使用施設	<p>物(食料品を除く。)の製造において炭化水素類等(燃料として使用するものを除く。)を使用する規則で定める施設*</p> <p style="text-align: center;">(炭化水素類等の最大の使用量の合計が一日当たり500kg以上、又は当該炭化水素類等に含まれる揮発性物質の最大の使用量の合計が一月当たり5,000kg以上である事業所に設置されている施設が対象)</p> <p>※規則で定める施設(規則第30条第2項、規則別表第3)</p> <p>①塗装の用に供する施設(塗装、乾燥又は焼付け施設)</p> <p>②印刷の用に供する施設(印刷、乾燥又は焼付け施設)</p> <p>③接着の用に供する施設(接着又は乾燥施設)</p> <p>④その他の施設(洗浄、乾燥、焼付け、分離、混合、吸収、精製、晶出、蒸発、蒸留、抽出、濃縮、合成、分解、重合、反応を行うもの)</p>

注)「指定炭化水素類発生施設」は、高圧ガス保安法の適用を受ける施設を除く。

出典:「埼玉県の大气規制 揮発性有機化合物(VOC)・炭化水素類関係」(平成30年8月、埼玉県環境部大気環境課))

### イ. 自動車 NOx・PM 法に基づく対策地域

計画地及び計画地周辺の 4 市(和光市、朝霞市、さいたま市、戸田市)は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(以下、「自動車 NOx・PM 法」という。)の対策地域に含まれる。対策地域については、図 3.1.7-2 に示すとおりである。

「自動車 NOx・PM 法」により、対策地域内において表 3.1.7-8 に示す排出基準を満たさない車両については、新車の登録を行うことができず、使用過程車は猶予期間経過後に登録更新することができない。



出典:「自動車 NOx・PM 法対策地域図」(埼玉県ホームページ)

図 3.1.7-2 自動車 NOx・PM 法対策地域

表 3.1.7-8 「自動車 NOx・PM 法」に基づく排出基準

車種		排出基準	
ディーゼル乗用車		NOx:0.48g/km (昭和 53 年規制ガソリン車並) PM :0.055g/km	
バス・トラック等 (ディーゼル車、 ガソリン車、LPG 車)	車量総重量 区分	1.7t 以下	NOx:0.48g/km (昭和 63 年規制ガソリン車並) PM :0.055g/km
		1.7t 超	NOx:0.63g/km (平成 6 年規制ガソリン車並)
		2.5t 以下	PM :0.06g/km
		2.5t 超	NOx:5.9g/kWh (平成 7 年規制ガソリン車並)
		3.5t 以下	PM :0.175g/kWh
3.5t 超	NOx:5.9g/kWh(平成 10 年、平成 11 年規制ディーゼル車並) PM :0.49g/kWh(平成 10 年、平成 11 年規制ディーゼル車並)		

出典:「自動車 NOx・PM 法の車種規制について」(平成 17 年 9 月、環境省)

## (2)水 質

### ① 環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は表 3.1.7-9 に、河川及び湖沼に係る「生活環境の保全に関する環境基準」は表 3.1.7-10(1)～(6)に、地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 3.1.7-11 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質に係るダイオキシン類の環境基準は表 3.1.7-12 に示すとおりである。

表 3.1.7-9 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	環 境 基 準
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、環境庁告示により定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 または 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

表 3.1.7-10(1) 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項目 類型	利用目的の適応性	環境基準				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

注) 1. 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水道 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
- 水産 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
- 水産 3 級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 工業用水 3 級 : 特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

表 3.1.7-10(2) 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考

基準値は、年間平均値とする。

表 3.1.7-10(3) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する環境基準;湖沼)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級・水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2,3級・水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下
B	水産3級・工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	—
備考 1. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						

- 注) 1. 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全  
 2. 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2,3級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3. 水産1級: ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 水産2級: サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 水産3級: コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用  
 4. 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水2級: 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの  
 5. 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

表 3.1.7-10(4) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する環境基準;湖沼)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全 磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1,2,3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄 に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産3種、工業用水、 農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下
備考 1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

- 注) 1. 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全  
 2. 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄化操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)  
 3. 水産1種 : サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用  
 水産2種 : ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用  
 水産3種 : コイ、フナ等の水産生物用  
 4. 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

表 3.1.7-10(5) 生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 基準値は、年間平均値とする。				

表 3.1.7-10(6) 生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)

水系・水域	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考 基準値は、日間平均値とする。		



表 3.1.7-11 地下水の環境基準

項目	環境基準
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	
<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、環境庁告示により定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 または 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 または 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 または 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>	

表 3.1.7-12 水質に係るダイオキシン類の環境基準

項目	基準値(年間平均値)
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下

注) 水底の底質を除く。

## ② 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

### ア. 水質汚濁防止法等に基づく排水基準及び指定水域または指定地域

水質汚濁に関しては、「水質汚濁防止法」に加え、埼玉県における「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例(上乘せ条例)」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく排水規制等が設定されている。

「埼玉県生活環境保全条例」では、指定排水施設及び指定作業等に係る規制基準が設定されており、公共用水域に排出される水について規制基準が適用されている。

なお、本事業において発生する排水については、公共下水道に放流する計画であるため、上記の排水基準の適用を受けないが、表 3.1.7-13 に示すとおり、「下水道法」に基づく特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準の適用を受ける。

表 3.1.7-13 「下水道法」に基づく特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準

項目	排出基準	項目	排出基準
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下	ベンゼン	0.1mg/L 以下
シアン化合物	1mg/L 以下	セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
有機燐化合物	1mg/L 以下	ほう素及びその化合物	10mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下	ほう素及びその化合物	230mg/L 以下
六価クロム化合物	0.5mg/L 以下	ふっ素及びその化合物	8mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下	ふっ素及びその化合物	15mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	フェノール類	5mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下	銅及びその化合物	3mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下	亜鉛及びその化合物	2mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下	鉄及びその化合物(溶解性)	10mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下	マンガン及びその化合物(溶解性)	10mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下	クロム及びその化合物	2mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下	ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380mg/L 未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下	水素イオン濃度(pH)	5 を超え 9 未満
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下	生物化学的酸素要求量(BOD)	600mg/L 未満
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下	浮遊物質(SS)	600mg/L 未満
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg/L 以下
チウラム	0.06mg/L 以下	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30mg/L 以下
シマジン	0.03mg/L 以下	窒素含有量	240mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下	燐含有量	32mg/L 未満
		沃素消費量	220mg/L 未満

注)ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物の上段の数値については、河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道もしくは流域下水道または当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合の基準を、下段の数値については、海域を放流先とする公共下水道もしくは流域下水道または当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合の基準を示す。

### (3) 騒音

#### ① 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準

和光市における「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準の地域の区分及び基準は、表 3.1.7-14 に示すとおりである。

計画地は、市街化調整区域に位置しており、一般地域の B 類型の基準の適用を受ける。将来は、工業専用地域、工業地域、準工業地域、第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域となる予定であるため、A 類型、B 類型、C 類型のいずれかの基準が適用される。

表 3.1.7-14 騒音に係る環境基準

単位：dB

地域の類型／地域の区分			時間の区分	
			昼間 (午前 6 時～ 午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～ 午前 6 時)
一般地域	A	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 田園住居地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	55	45
	B	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	55	45
	C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60	50
道路に面する地域		A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60	55
		B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65	60
幹線交通を担う道路に近接する空間(特例) <sup>※</sup>			70	65

※個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下)によることができる。

- 注) 1. 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
2. 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る)等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。
- ・2車線以下の車線を有する道路 15メートル
  - ・2車線を超える車線を有する道路 20メートル

② 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

ア. 騒音規制法に基づく特定建設作業の規制基準

和光市における「騒音規制法」に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準の区域の区分及び基準は、表 3.1.7-15 に示すとおりである。

計画地は、現在、市街化調整区域に位置しており、1号区域の基準が適用される。将来は、用途地域が変更され、工業専用地域、工業地域、準工業地域、第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域となる予定であるため、1号区域及び2号区域のいずれかの基準が適用される(工業専用地域については、工業専用地域のうち、工業専用地域を除く都市計画区域との境界線から内部への水平距離が100mまでの区域)。

表 3.1.7-15 「騒音規制法」に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準

単位: dB

基準種別		特定建設作業	敷地境界における基準	作業時刻に関する基準	作業時間*に関する基準	作業期間に関する基準	作業日に関する基準		
区域の区分									
1号区域	第1種・第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域の指定のない区域	1 くい打機・くい抜機等を使用する作業 2 びょう打機を使用する作業 3 さく岩機を使用する作業 4 空気圧縮機を使用する作業 5 コンクリートプラント等を設けて行う作業 6 バックホウを使用する作業 7 トラクターショベルを使用する作業 8 ブルドーザーを使用する作業	85	午前7時から午後7時の時間内であること	1日10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜・休日でないこと		
	上記以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲おおむね80m以内の区域								
2号区域	工業地域 工業専用地域のうち、工業専用地域を除く都市計画区域との境界線から内部への水平距離が100mまでの区域							午前6時から午後10時の時間内であること	1日14時間を超えないこと

注) 1. 基準を上回る騒音を発生している場合に改善勧告または命令を行うに当たり、騒音防止対策のほかに、1日当たりの作業時間を※欄に掲げる時間から4時間までの範囲で短縮することができる。

2. 作業時間に関する基準は、開始した日に終わる建設作業については適用しない。また、災害その他の非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合なども適用しない。

## イ. 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

和光市における「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度の区域の区分及び要請限度は、表 3.1.7-16 に示すとおりである。

表 3.1.7-16 「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度

単位：dB

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (午前 6 時～ 午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～ 午前 6 時)
1	a区域及びb区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 (75)	55 (70)
2	a区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 (75)	65 (70)
3	b区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 (75)	70 (70)

注) 1. ( )内の数値は幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度である。

2. a区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

b区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

c区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

## ウ. 騒音規制法等に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準

和光市における「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場等に係る規制基準の区域の区分及び基準は、表 3.1.7-17 に示すとおりである。なお、和光市では、「埼玉県生活環境保全条例」に関しては「和光市騒音及び振動の規制基準等を定める規則」により必要事項を定めている。

計画地は、現在、市街化調整区域に位置しており、第 2 種区域の基準が適用される。将来は、用途地域が変更され、工業専用地域、工業地域、準工業地域、第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域となる予定であるため、第 1 種～第 4 種区域のいずれかの基準が適用される。

表 3.1.7-17 「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準

単位：dB

時間区分 区域の区分	昼間 (午前 8 時～午後 7 時)	朝・夕 (午前 6 時～午前 8 時) (午後 7 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)
	第 1 種区域	50	45
第 2 種区域	55	50	45
第 3 種区域	65	60	50
第 4 種区域	70	65	60

注) 1. 第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域の区分は、次のとおりである。

第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

第 2 種区域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

第 3 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域

第 4 種区域：工業地域、工業専用地域のうち、工業専用地域を除く都市計画区域との境界線から内部への水平距離が 100m までの区域

2. 第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域のうち、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50メートルの区域内における規制基準は、表に掲げる数値から 5dB 減じた値である。

(4) 振 動

① 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

ア. 振動規制法に基づく特定建設作業の規制基準

和光市における「振動規制法」に基づく特定建設作業振動に係る規制基準の区域の区分及び基準は、表 3.1.7-18 に示すとおりである。

計画地は、現在、市街化調整区域に位置しており、1 号区域の基準が適用される。将来は、用途地域が変更され、工業専用地域、工業地域、準工業地域、第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域となる予定であるため、1 号区域及び 2 号区域のいずれかの基準が適用される(工業専用地域は除く)。

表 3.1.7-18 「振動規制法」に基づく特定建設作業振動に係る規制基準

単位:dB

基準種別		特定建設作業	敷地境界における基準	作業時刻に関する基準	作業時間※に関する基準	作業期間に関する基準	作業日に関する基準
区域の区分							
1 号区域	第1種・第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域	1 くい打機・くい抜機等を使用する作業 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3 舗装版破砕機を使用する作業 4 プレーカーを使用する作業	75	午前 7 時から午後 7 時の時間内であること	1 日 10 時間を越えないこと	連続 6 日を超えないこと	日曜・休日でないこと
	用途地域の指定のない区域 上記以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲おおむね80m以内の区域						
2 号区域	工業地域			午前 6 時から午後 10 時の時間内であること	1 日 14 時間を越えないこと		

- 注) 1. 基準を上回る振動を発生している場合に改善勧告または命令を行うに当たり、振動防止対策のほかに、1日当たりの作業時間を※欄に掲げる時間から4時間までの範囲で短縮することができる。
2. 作業時間に関する基準は、災害その他の非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などは適用しない。

### イ. 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

和光市における「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度は、表 3.1.7-19 に示すとおりである。

表 3.1.7-19 「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度

単位：dB

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (午前 8 時～午後 7 時)	夜間 (午後 7 時～午前 8 時)
第 1 種区域	第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域 田園住居地域 用途地域の指定のない地域	65	60
	第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70

### ウ. 振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく特定工場等に係る振動の規制基準

和光市における「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場等に係る規制基準の区域の区分及び基準は、表 3.1.7-20 に示すとおりである。なお、和光市では、「埼玉県生活環境保全条例」に関しては「和光市騒音及び振動の規制基準等を定める規則」により必要事項を定めている。

計画地は、市街化調整区域に位置しており、第 1 種区域の基準が適用される。将来は用途地域が変更され、工業専用地域、工業地域、準工業地域、第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域となる予定であるため、第 1 種又は第 2 種区域の基準が適用される。

表 3.1.7-20 「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく  
特定工場等に係る振動の規制基準

単位：dB

区域区分		時間区分	
		昼間 (午前 8 時～午後 7 時)	夜間 (午後 7 時～午前 8 時)
第 1 種区域	第1種・第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない地域	60	55
	第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65

注) 1. 表の値は工場・事業場の敷地境界における基準値である。

2. 学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50メートルの区域内における規制基準は、表に掲げる数値から 5dB 減じた値である。

(5) 土壌汚染

① 環境基本法に基づく土壌汚染に係る環境基準

「環境基本法」に基づく土壌汚染に係る環境基準は表 3.1.7-21 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌汚染に係るダイオキシン類の環境基準は表 3.1.7-22 に示すとおりである。

表 3.1.7-21 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg について 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

表 3.1.7-22 土壌に係るダイオキシン類の環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下



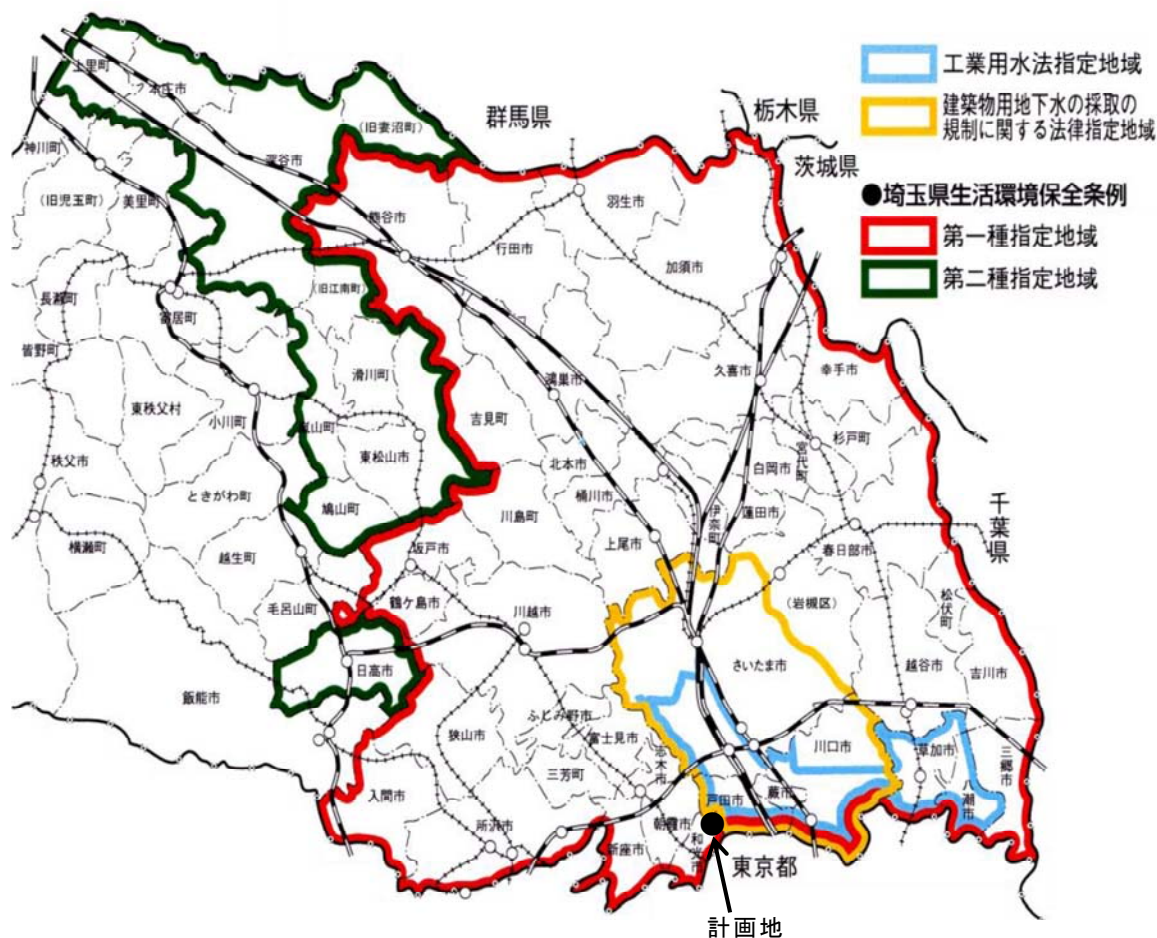
(6)地盤沈下

① 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

和光市は、「工業用水法」及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」の規制地域には指定されていない。

「埼玉県生活環境保全条例」では、地下水の採取により地盤の沈下が生じている地域を第一種指定地域、地盤及び地下水の状況から地盤の沈下が生ずるおそれがあると認められる地域を第二種指定地域として、地下水の採取を規制する地域として指定している。計画地周辺の指定状況は図 3.1.7-3 に示すとおりであり、計画地は第一種指定地域に指定されている。

地下水採取規制地域図



出典:「地下水採取規制について」(埼玉県ホームページ)

図 3.1.7-3 地下水採取規制地域図

(7) 悪臭

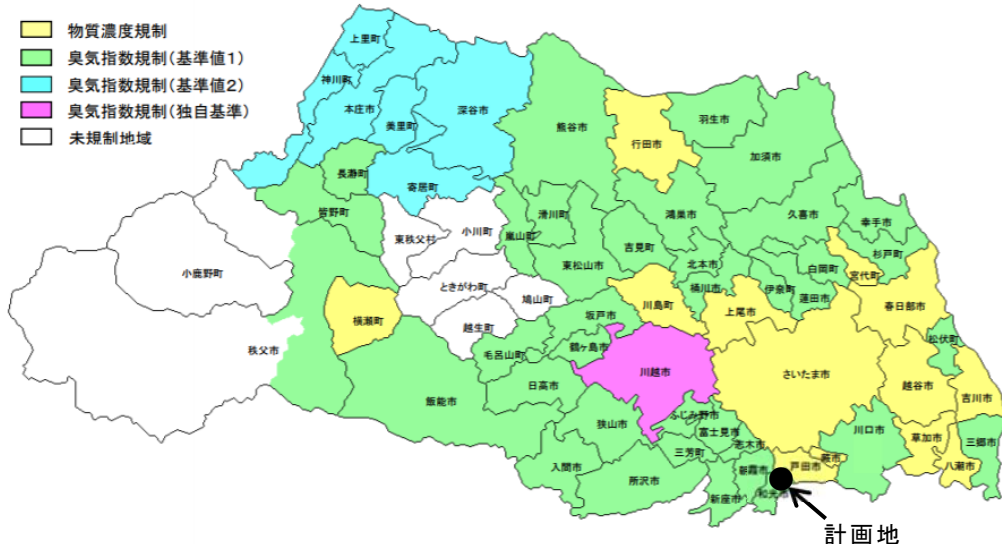
① 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

埼玉県では地域ごとに、法律によって「特定悪臭物質濃度規制」または「臭気指数規制」を、条例によって「臭気濃度規制」を行っている。「悪臭防止法」に基づく規制地域を図 3.1.7-4 に示す。

関係市のうち、和光市、朝霞市は臭気指数規制、さいたま市、戸田市は物質濃度規制の指定地域となっている。

和光市における「悪臭防止法」に基づく規制基準は、表 3.1.7-23 に示すとおりである。計画地は、現在、市街化調整区域に位置しており、A区域の規制基準が適用される。将来は、用途地域が変更され、工業専用地域、工業地域、準工業地域、第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域となる予定であるため、A区域又はC区域の規制基準が適用される。

○悪臭防止法規制地域



出典:「悪臭の規制について」(埼玉県ホームページ)

図 3.1.7-4 悪臭防止法規制地域

表 3.1.7-23 「悪臭防止法」に基づく規制基準

	敷地境界(1号基準)			排出口 (2号基準) (Nm <sup>3</sup> /h)	排出水 (3号基準) (mg/L)
	A区域 (B、C区域を 除く区域)	B区域 (農業振興地域)	C区域 (工業地域・ 工業専用地域)		
臭気指数	15	18	18	注1	注2

注) 1. 悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した値(工場・事業場の測定状況ごとに、指定された拡散式を用いて算定した値)  
 2. 悪臭防止法施行規則第6条の3に定める方法により算出した値(敷地境界の規制基準に16を加算した値)

## (8)景 観

計画地及び周辺地域が位置する関係市区は、景観法に基づく景観行政団体であり、それぞれ良好な景観の形成を推進すること等を目的とした景観条例が制定されており、和光市では「和光市景観条例」が制定されている。

なお、計画地は、「和光市景観計画」及び「和光市景観条例」に基づく和光市全域を対象とした景観計画区域に指定されており、建築物の新築等には景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針に沿った景観形成基準が設定されている。

## (9)廃棄物

廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、また埼玉県では「埼玉県生活環境保全条例」において、発生抑制、適正処分等に関する事業者の責務が定められている。また、和光市では「和光市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」において、廃棄物の減量及び適正処分に関する事業者の責務が定められている。

埼玉県では、令和 3 年 4 月に「第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定している。この計画は、令和 3 年度～令和 7 年度の 5 年を計画期間とし、「持続可能で環境にやさしい循環型社会」の実現を目指し、具体的には令和 7 年度の目標値を設定、「3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進」、「廃棄物の適正処理の推進」、「災害発生時等のレジリエンスの強化」、「持続可能な廃棄物処理の推進」を達成するための 4 つの柱として施策を展開することとしている。

なお、和光市では、平成 25 年 3 月に平成 25～34 年度を計画期間とする「第五次和光市一般廃棄物処理基本計画」を策定しており、事業系ごみについても具体的な減量目標を掲げている。

## (10)地球温暖化

地球温暖化については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年、法律第 117 号)において、特定排出者(温室効果ガスを相当程度多く排出する者)に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられている。また、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(平成 20 年 5 月改正、法律第 47 号)においては、エネルギー使用量(原油換算値)が 1,500kL/年以上の事業者の目標である「中長期的にみて年平均 1%以上のエネルギー消費原単位の低減」に加え、具体的な指針として「工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針」が制定されており、一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者及び荷主に対しても、省エネルギー計画の策定、エネルギー使用量の報告の義務付けに加え、電気の需要の平準化に資する措置に関する指針が制定されている。

埼玉県では、地球温暖化対策に関し必要な事項を定め、県、事業者、県民、環境保全活動団体等が協働して地球温暖化対策を推進することにより低炭素社会を実現し、より良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的とした「埼玉県地球温暖化対策推進条例」(平成 21 年 3 月)を制定している。

また、令和 2 年 3 月には「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第 2 期)」を策定し(令和 5 年 3 月改正)、2030 年度における埼玉県の温室効果ガス削減目標(2013 年度比 46%削減)を示すとともに、将来像として「脱炭素社会」及び「気候変動に適応した持続可能な社会」の実現を目指すこととしている。

(11) 自然関係法令等

計画地及び周辺地域における自然環境保全に係る法令等による指定の状況は、表 3.1.7-24(1)～(2)に示すとおりである。

計画地は「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく特定猟具使用禁止区域(銃)、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく地下水採取規制地域などに指定されている。

表 3.1.7-24(1) 計画地及び周辺地域の自然関係法令等に基づく指定等の状況

指定地域		指定等の有無		関係法令等		
		計画地	調査対象地域			
自然保護 関連	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法	
		国定公園	×	×		
		県立自然公園	×	×		埼玉県立自然公園条例
		都立自然公園	—	×		東京都自然公園条例
	自然環境 保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法	
		自然環境保全地域	×	×		
		県自然環境保全地域	×	×		埼玉県自然環境保全条例
		都自然環境保全地域	—	×		東京における自然の保護と回復に関する条例
	自然遺産	×	×	世界遺産条約		
	緑地	近郊緑地保全区域	×	○	首都圏近郊緑地保全法	
		特別緑地保全地区	×	○	都市緑地法	
		ふるさと緑の景観地	×	×	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	
	動植物 保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	
		国指定鳥獣保護区	×	×		
		県指定鳥獣保護区	×	○		
特別保護地区		×	×			
特定猟具使用禁止区域(銃)		○	○			
指定猟法禁止区域		×	×			
登録簿に掲げられる湿地の区域	×	×	ラムサール条約			
国土 防災 関連	急傾斜地崩壊危険区域	×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律		
	地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法		
	砂防指定地	×	×	砂防法		
	保安林	×	×	森林法		
	河川区域	×	○	河川法		
	河川保全区域	×	○			
	土砂災害警戒区域	○	○	土砂災害防止法		
	地下水採取規制地域	×	×	工業用水法		
		×	×	建築物用地下水の採取の規制に関する法律		
		○	○	埼玉県生活環境保全条例		
—		○	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例			
土地 利用 関連	市街化調整区域	○	○	都市計画法		
	農用地区域	×	×	農業振興地域の整備に関する法律		
	地域森林計画対象民有林	×	○	森林法		

注) 調査対象地域: 計画地周辺 3km の範囲

表 3.1.7-24(2) 計画地及び周辺地域の自然関係法令等に基づく指定等の状況

指定地域		指定等の有無		関係法令等
		計画地	調査対象地域	
文化財保護	史跡・名勝・天然記念物 (国・県・都・市・区指定)	×	○	文化財保護法
		×	○	埼玉県文化財保護条例
		×	○	和光市文化財保護条例
		—	○	朝霞市文化財保護条例
		—	×	さいたま市文化財保護条例
		—	○	戸田市文化財保護条例
		—	○	東京都文化財保護条例
		—	○	東京都板橋区文化財保護条例
景観保全	風致地区	×	○	練馬区文化財保護条例
	景観計画区域	×	○	都市計画法
		○	○	和光市景観条例
		—	○	朝霞市景観条例
		—	○	さいたま市景観条例
		—	○	戸田市都市景観条例
		—	○	東京都板橋区景観条例
—	○	練馬区景観条例		

注) 調査対象地域：計画地周辺 3km の範囲

## 3.2 自然的状況

### 3.2.1 気象、大気質、騒音、振動等の状況

#### (1) 気象

##### ① 降水量・気温・日照時間

計画地周辺の気象観測所は、図 3.2.1-2 に示す練馬地域気象観測所及びさいたま地域気象観測所である。練馬地域気象観測所における令和 3 年の気温、降水量、日照時間及び過去 10 年間の推移については表 3.2.1-1~2 に、さいたま地域気象観測所における令和 3 年の気温、降水量、日照時間及び過去 10 年間の推移については表 3.2.1-3~4 に示すとおりである。

練馬地域気象観測所における気象の状況は、令和 3 年の年間降水量は 1,730.0mm、日平均気温は 16.3℃、最高気温は 37.9℃、最低気温は-4.3℃、年間の日照時間は 1,686.9 時間であり、過去 10 年間では、年間降水量は 1,384.0~1,740.0mm、年平均気温は 15.4~16.6℃、日照時間は 1,815.7~2,137.1 時間(平成 24 年及び令和 3 年度を除く)である。

表 3.2.1-1 練馬地域気象観測所における気象の状況(令和 3 年)

月	降水量(mm)			気温(℃)					日照時間(h)
	合計	日最大	最大 1 時間	平均			最高	最低	
				日平均	日最高	日最低			
1	40.0	17.5	3.5	4.7	9.9	0.0	19.3	-4.3	178.6
2	52.0	47.5	12.5	7.6	13.7	1.9	22.6	-1.8	216.0
3	143.0	69.0	20.0	12.5	18.0	7.7	24.7	2.3	186.5
4	104.5	46.0	21.0	15.0	20.9	9.8	26.9	5.6	218.4
5	72.0	28.5	8.0	19.7	24.7	15.2	30.4	9.5	145.0
6	189.5	55.0	44.5	22.8	27.7	19.1	32.9	15.6	123.2
7	269.5	55.0	32.0	26.3	30.9	23.1	36.0	19.5	158.4
8	280.5	85.0	35.0	27.7	32.1	24.3	37.9	18.6	163.7
9	231.0	126.5	38.5	22.3	26.2	19.2	31.8	16.3	106.8
10	144.5	77.0	13.0	17.9	22.5	14.2	30.7	6.6	166.4
11	77.0	43.5	13.0	12.7	18.1	8.1	22.0	1.1	205.5
12	126.5	77.0	29.0	6.8	12.0	2.4	19.5	-3.4	213.0
年間	1,730.0	126.5	44.5	16.3	21.4	12.1	37.9	-4.3	[1,686.9]

注)1.)は統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値と同等に扱う準正常値である。

2. [ ]内の数値は統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けているもの(資料不足値)。

出典:「過去の気象データ検索」(気象庁ホームページ)

表 3.2.1-2 練馬地域気象観測所における気象の推移(平成 24~令和 3 年)

年	降水量(mm)		気温(℃)			日照時間(h)
	合計	日最大	日平均	最高	最低	
平成 24 年	[41.0]	[38.5]	—	[11.2]	[-2.2]	[14.6]
平成 25 年	1,527.5	137.0	15.8	38.6	-4.6	2,137.1
平成 26 年	1,740.0	131.0	15.4	37.6	-4.0	2,106.9
平成 27 年	1,647.0	140.0	16.1	38.2	-3.7	1,958.8
平成 28 年	1,565.5	145.5	16.2	37.7	-4.2	1,815.7
平成 29 年	1,452.5	139.5	15.6	37.1	-4.7	2,057.7
平成 30 年	1,384.0	112.5	16.6	39.6	-7.0	2,129.7
令和元年	1,692.0	282.0	16.3	37.1	-2.5	1,899.0
令和 2 年	1,418.0	92.5	16.4	39.0	-3.4	1,903.8
令和 3 年	1,730.0	126.5	16.3	37.9	-4.3	[1,686.9]

注)1. [ ]内の数値は統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けているもの(資料不足値)。

2. 練馬地域気象観測所は、平成24年に移転している。

出典:「過去の気象データ検索」(気象庁ホームページ)

さいたま地域気象観測所における気象の状況は、令和3年の年間降水量は1,500.5mm、日平均気温は16.0℃、最高気温は37.0℃、最低気温は-7.0℃、年間の日照時間は1,704.1時間であり、過去10年間では、年間降水量は1,108.5～1,573.5mm、年平均気温は15.1～16.3℃、日照時間は1,916.1～2,243.4時間(令和3年度を除く)である。

表 3.2.1-3 さいたま地域気象観測所における気象の状況(令和3年)

月	降水量(mm)			気温(℃)				日照時間(h)	
	合計	日最大	最大	平均			最高		最低
			1時間	日平均	日最高	日最低			
1	37.0	17.5	3.0	4.0	9.7	-1.6	17.2	-7.0	187.2
2	52.0	50.0	14.0	6.9	13.4	0.4	21.9	-3.3	236.9
3	131.5	55.5	13.5	11.9	17.3	6.8	23.6	0.0	182.6
4	73.0	28.5	12.0	14.6	20.0	9.2	26.0	4.4	218.5
5	79.5	27.5	7.0	19.4	24.2	14.8	29.6	8.1	144.8
6	148.0	54.5	30.5	22.9	27.5	19.1	31.5	15.5	134.7
7	271.5	58.5	33.0	26.2	30.7	22.8	35.9	19.4	158.5
8	243.0	90.0	44.0	27.6	32.0	23.9	37.0	18.5	168.1
9	165.5	61.5	16.0	22.2	26.0	18.7	32.3	15.3	113.5
10	129.5	69.0	15.0	17.6	22.4	13.4	30.4	4.9	165.9
11	68.0	41.0	11.0	12.3	18.2	6.8	21.9	0.0	205.8
12	102.0	54.0	16.0	6.4	12.0	1.4	19.7	-5.3	211.7
年間	1,500.5	90.0	44.0	16.0	21.1	11.3	37.0	-7.0	[1,704.1]

注)1.)は統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値と同等に扱う準正常値である。

2.[ ]内の数値は統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けているもの(資料不足値)。

出典:「過去の気象データ検索」(気象庁ホームページ)

表 3.2.1-4 さいたま地域気象観測所における気象の推移(平成24～令和3年)

年	降水量(mm)		気温(℃)			日照時間(h)
	合計	日最大	日平均	最高	最低	
平成24年	1,175.0	101.5	15.1	37.2	-6.7	2,141.9
平成25年	1,287.5	116.0	15.6	37.7	-6.0	2,243.4
平成26年	1,444.5	112.0	15.2	37.2	-5.9	2,220.6
平成27年	1,297.0	124.5	15.9	37.6	-4.8	2,025.5
平成28年	1,305.5	151.0	15.9	35.9	-5.4	1,916.1
平成29年	1,295.5	126.0	15.3	36.8	-6.4	2,161.8
平成30年	1,108.5	61.5	16.3	39.3	-9.8	2,185.4
令和元年	1,573.5	288.0	16.0	37.7	-4.8	1,995.9
令和2年	1,274.0	72.0	16.1	38.7	-4.6	2,023.5
令和3年	1,500.5	90.0	16.0	37.0	-7.0	[1,704.1]

注)[ ]内の数値は統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けているもの(資料不足値)。

出典:「過去の気象データ検索」(気象庁ホームページ)

## ② 風向・風速

計画地の最寄りの一般環境大気測定局は図 3.2.1-2 に示す和光局であり、令和 3 年における風向・風速については表 3.2.1-5 に、風配図については図 3.2.1-1 に、過去 10 年間における風向・風速の推移については表 3.2.1-6 に示すとおりである。

令和 3 年の年間最多風向は北、平均風速は 1.8m/s であり、過去 10 年間における年間最多風向は北が最も多く、平均風速は 1.3～1.8m/s である。

表 3.2.1-5 和光局における風向・風速の状況(令和 3 年)

月	最多風向	平均風速 (m/s)	最大	
			風向	風速 (m/s)
1	北	1.5	南西	7.0
2	北	1.9	南南西	6.5
3	北	2.3	南南西	8.3
4	南南西	2.2	南南西	5.9
5	南南西	2.1	南南西	5.8
6	南	1.8	南南西	7.3
7	南南西	1.6	南南西	5.5
8	南南西	2.1	南南西	9.3
9	北	1.6	南南西	6.0
10	北	1.6	北	5.7
11	北	1.4	南南西	5.0
12	北	1.6	西北西	7.4
年間	北	1.8	南南西	9.3

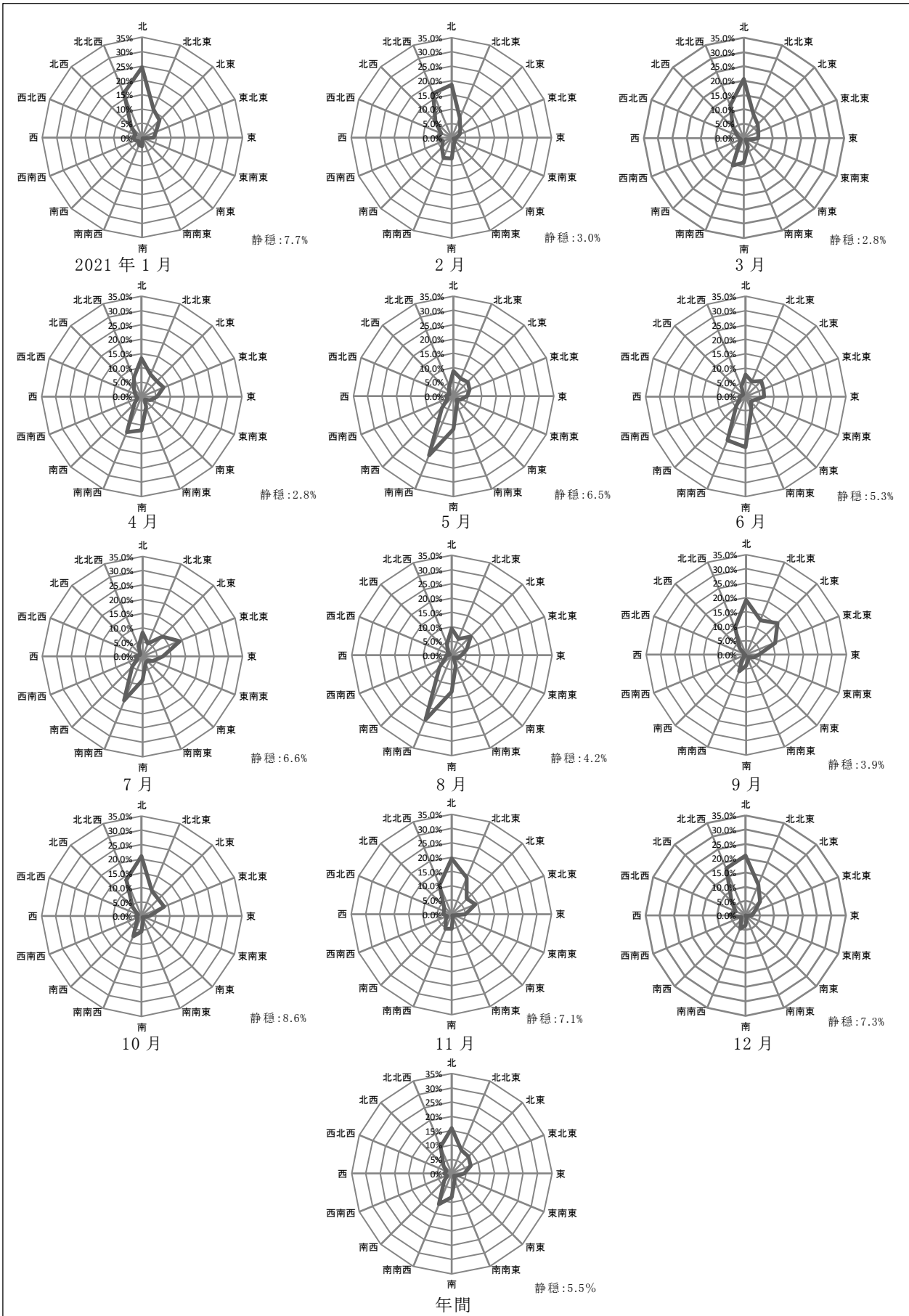
出典:「埼玉県の大気状況-埼玉県大気汚染常時監視システム」  
(埼玉県環境部大気環境課ホームページ)

表 3.2.1-6 和光局における風向・風速の推移(平成 24～令和 3 年)

年	最多風向	平均風速 (m/s)	最大	
			風向	風速 (m/s)
平成 24 年	北	1.7	南南西	11.5
平成 25 年	北	1.6	南南西	9.2
平成 26 年	北	1.5	西北西	8.2
平成 27 年	北	1.4	北北西	6.6
平成 28 年	北	1.3	南	6.8
平成 29 年	北	1.3	南	7.5
平成 30 年	北	1.4	南南西	13.2
令和元年	北	1.8	西	9.5
令和 2 年	北	1.8	南南西	8.7
令和 3 年	北	1.8	南南西	9.3

出典:「埼玉県の大気状況-埼玉県大気汚染常時監視システム」  
(埼玉県環境部大気環境課ホームページ)





注) 静穏: 0.5m/s未満

出典: 「埼玉県の気象状況-埼玉県大気汚染常時監視システム」(埼玉県環境部大気環境課ホームページ)

図 3.2.1-1 和光局における風配図(令和3年)



図3.2.1-2 気象観測所及び大気汚染常時監視測定局の位置

## (2)大気質

### ① 大気質の状況

計画地周辺の大気汚染常時監視測定局としては、図 3.2.1-2 に示すとおり、一般環境大気測定局の和光局、戸田局、戸田市中町局、練馬区北町局が、自動車排出ガス測定局の和光新倉自排局、さいたま市曲本自排局、さいたま辻自排局及び戸田美女木自排局が設置されている。令和3年度における常時監視測定局の各項目の測定結果は表 3.2.1-7～12 に示すとおりである。

常時監視測定局における環境基準等の達成状況は、二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質(PM2.5)については全物質とも環境基準を達成しているが、光化学オキシダントについては測定を行っている両測定局で非達成である。非メタン炭化水素については、測定を行っている両測定局で「炭化水素に係る指針」を未達成である。

表 3.2.1-7 二酸化窒素の測定結果(令和3年度)

測定局名		年間平均値 (ppm)	日平均値の 年間98%値 (ppm)	環境基準の適否 (適○否×)
一般環境 大気測定局	和光局	0.014	0.030	○
	戸田局	0.012	0.031	○
	練馬区北町局	0.014	0.033	○
自動車排出 ガス測定局	和光新倉自排局	0.016	0.031	○
	さいたま市曲本自排局	0.018	0.037	○
	さいたま市辻自排局	0.016	0.034	○
	戸田美女木自排局	0.019	0.032	○

出典:「埼玉県の大气状況-埼玉県大気汚染常時監視システム」(埼玉県環境部大気環境課ホームページ)  
「大気汚染測定結果ダウンロード 2021年度統計データ(一般局)」(東京都環境局ホームページ)  
環境基準:1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること(評価方法は、表 3.1.7-1を参照)。

表 3.2.1-8 二酸化硫黄の測定結果(令和3年度)

測定局名		年間平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	環境基準の適否 (適○否×)	
				長期的 評価 <sup>※1</sup>	短期的 評価 <sup>※2</sup>
一般環境 大気測定局	戸田市中町局	0.001	0.002	○	○
自動車排出 ガス測定局	戸田美女木自排局	<0.001	0.001	○	○

注)くは、定量下限値未満を表す。

出典:「埼玉県の大气状況-埼玉県大気汚染常時監視システム」(埼玉県環境部大気環境課ホームページ)  
環境基準:1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること(評価方法は、表 3.1.7-1を参照)。

表 3.2.1-9 光化学オキシダントの測定結果(令和3年度)

測定局名	昼間の 1時間値の 年平均値 (ppm)	昼間の1時間値が0.06ppm を超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm 以上の日数と時間数		環境基準 (達成○ 非達成×)
		(日)	(時間)	(日)	(時間)	
和光局	0.034	78	350	2	3	×
戸田局	0.034	86	372	1	3	×

出典:「埼玉県の大气状況-埼玉県大気汚染常時監視システム」(埼玉県環境部大気環境課ホームページ)  
環境基準:1時間値が0.06ppm以下であること(評価方法は、表 3.1.7-1を参照)。

表 3.2.1-10 浮遊粒子状物質の測定結果(令和3年度)

測定局名	年間 平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値の 2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	2日連続の 有無	環境基準*の適否 (適○否×)		
				長期的 評価	短期的 評価	
一般環境 大気測定局	和光局	0.015	0.030	無	○	○
	戸田局	0.012	0.027	無	○	○
	練馬区北町局	0.012	0.028	無	○	○
自動車排出 ガス測定局	和光新倉自排局	0.014	0.029	無	○	○
	さいたま市曲本自排局	0.014	0.032	無	○	○
	さいたま市辻自排局	0.014	0.033	無	○	○
	戸田美女木自排局	0.013	0.027	無	○	○

出典:「埼玉県の大気状況-埼玉県大気汚染常時監視システム」(埼玉県環境部大気環境課ホームページ)  
 「大気汚染測定結果ダウンロード 2021年度統計データ(一般局)」(東京都環境局ホームページ)  
 環境基準:1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること(評価方法は、表3.1.7-1を参照)。

表 3.2.1-11 微小粒子状物質(PM2.5)の測定結果(令和3年度)

測定局名	日平均値の 年平均値 (μg/m <sup>3</sup> )	日平均値の 年間98%値 (μg/m <sup>3</sup> )	日平均値が 35μg/m <sup>3</sup> を 超えた日数 (日)	環境基準 (達成○・非達成×)		
				長期的 評価	短期的 評価	
一般環境 大気測定局	和光局	9.6	20.3	0	○	○
	戸田局	8.8	18.9	0	○	○
	練馬区北町局	9.6	21.7	0	○	○
自動車排出 ガス測定局	和光新倉自排局	9.4	19.2	0	○	○

出典:「埼玉県の大気状況-埼玉県大気汚染常時監視システム」(埼玉県環境部大気環境課ホームページ)  
 「大気汚染測定結果ダウンロード 2021年度統計データ(一般局)」(東京都環境局ホームページ)  
 環境基準:年平均値が15μg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m<sup>3</sup>以下であること(評価方法は、表3.1.7-1を参照)。

表 3.2.1-12 非メタン炭化水素の測定結果(令和3年度)

測定局名	年間平均値 (ppmC)	6~9時における3時間平均値		指針*の適否 (適○否×)	
		年平均値(ppmC)	最高値(ppmC)		
一般環境 大気測定局	戸田局	0.10	0.11	0.47	×
自動車排出 ガス測定局	戸田美女木自排局	0.17	0.15	0.56	×

注)※「炭化水素に係る指針」(昭和57年1月、中央公害対策審議会答申)の内容は以下に示す。  
 午前6時から午前9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内又はそれ以下であること。  
 出典:「埼玉県の大気状況-埼玉県大気汚染常時監視システム」(埼玉県環境部大気環境課ホームページ)

② 苦情の状況

令和2年度における和光市の公害に関する苦情件数は、表3.2.1-13に示すとおりであり、大気汚染に関する苦情は1件であった。

表 3.2.1-13 和光市の公害苦情件数(令和2年度)

種別 市名	大気 汚染	水質 汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌 汚染	地盤 沈下	その他	総数
和光市	1	10	16	7	17	0	0	1	52

出典:「統計わこう 令和3年度版」(和光市ホームページ)

### (3) 騒音

#### ① 騒音の状況

計画地周辺における道路交通騒音の点的評価結果は表 3.2.1-14(1)~(2)に、面的評価結果は表 3.2.1-15 に、道路交通騒音の測定地点は図 3.2.1-3 に示すとおりである。

道路交通騒音の点的評価においては、22 測定地点のうち 12 地点で昼間及び夜間、3 地点で夜間に環境基準を超過する値がみられる。また、面的評価においては、計画地南側を通る一般国道 254 号と東側を通る一般国道 17 号で昼間・夜間とも環境基準を超過する戸数の割合が多くみられる。

表 3.2.1-14(1) 道路交通騒音の点的評価結果(令和元年度)

調査道路	測定地点	類型	車線	等価騒音レベル(dB)								
				測定値		環境基準			要請限度			
				昼間	夜間	昼間	夜間	適否	昼間	夜間	適否	
高速道路	1 東京外環自動車道	練馬区大泉町 3-2	B	6	61	56	70 ○	65 ○	○	75 ○	70 ○	○
一般国道	2 一般国道 17 号(新大宮バイパス(上り))	戸田市美女木 4-22-11	C	4	72	70	70 ×	65 ×	×	75 ○	70 ○	○
	3 一般国道 17 号(新大宮バイパス(下り))	戸田市美女木 5-2-16	C	4	72	70	70 ×	65 ×	×	75 ○	70 ○	○
	4 一般国道 298 号	戸田市美女木 4-23-4	C	6	64	61	70 ○	65 ○	○	75 ○	70 ○	○
	5 一般国道 254 号(川越街道)	朝霞市膝折町 2-12	C	4	68	67	70 ○	65 ×	×	75 ○	70 ○	○
	6 一般国道 254 号	朝霞市大字下内間木	B	2	64	60	70 ○	65 ○	○	75 ○	70 ○	○
	7 一般国道 254 号(川越街道)	和光市広沢 1-4	B	4	73	72	70 ×	65 ×	×	75 ○	70 ×	×
	8 一般国道 17 号(新大宮バイパス)	板橋区高島平 6-1-1	C	9	71	68	70 ×	65 ×	×	75 ○	70 ○	○
	9 一般国道 17 号(新大宮バイパス)	板橋区赤塚 7-25	A	2	66	65	70 ○	65 ○	○	75 ○	70 ○	○
	10 一般国道 254 号(川越街道)	板橋区赤塚新町 3-3-9	C	4	72	71	70 ×	65 ×	×	75 ○	70 ×	×

注) 調査道路の番号は、図 3.2.1-3 中の番号に対応する。

出典:「令和元年度自動車交通騒音・道路振動実態調査結果」(令和 4 年 2 月、埼玉県環境部)

「令和元年度自動車交通騒音・振動調査結果」(令和元年 3 月、東京都環境局)

表 3.2.1-14(2) 道路交通騒音の点的評価結果(令和元年度)

調査道路	測定地点	類型	車線	等価騒音レベル(dB)									
				測定値		環境基準			要請限度				
				昼間	夜間	昼間	夜間	適否	昼間	夜間	適否		
県道	11	主要地方道朝霞蕨線	戸田市美女木東 2-5-1	C	2	69	67	70 ○	65 ×	×	75 ○	70 ○	○
	12	主要地方道朝霞蕨線	朝霞市大字上内間木	B	2	71	67	70 ×	65 ×	×	75 ○	70 ○	○
	13	主要地方道 和光インター線	和光市新倉 2-25-29	A	2	65	60	70 ○	65 ○	○	75 ○	70 ○	○
	14	主要地方道 和光インター線	和光市新倉 8-5	B	2	72	71	70 ×	65 ×	×	75 ○	70 ×	×
	15	一般県道新倉蕨線	和光市新倉 1-4-64	B	2	66	63	70 ○	65 ○	○	75 ○	70 ○	○
	16	主要地方道 練馬川口線	和光市白子 2-1-1	B	4	69	69	70 ○	65 ×	×	75 ○	70 ○	○
	17	一般県道新座和光線	和光市丸山台 2-10	C	2	65	62	70 ○	65 ○	○	75 ○	70 ○	○
都道	18	都道 446 号 (特例都道長後赤塚線)	板橋区高島平 1-9-1	B	6	66	64	70 ○	65 ○	○	75 ○	70 ○	○
市道	19	市道第 3012 号線	戸田市新曽南 2-12-28	B	2	68	63	65 ×	60 ×	×	75 ○	70 ○	○
	20	市道第 3074 号線	戸田市新曽南 3-17-35	C	2	69	64	65 ×	60 ×	×	75 ○	70 ○	○
	21	市道第 4001 号線	戸田市笹目 3-8-6	B	2	67	64	65 ×	60 ×	×	75 ○	70 ○	○
	22	市道 529 号線・東京外環自動車道	和光市新倉 1-35-5	B	5	62	59	70 ○	65 ○	○	75 ○	70 ○	○

注) 調査道路の番号は、図 3.2.1-3 中の番号に対応する。

出典: 「令和元年度自動車交通騒音・道路振動実態調査結果」(令和 4 年 2 月、埼玉県環境部)

「令和元年度自動車交通騒音調査結果」(令和 3 年 3 月、東京都環境局)

「環境 GIS(自動車騒音の常時監視結果)」(環境展望台ホームページ)

表 3.2.1-15 道路交通騒音の面的評価結果(令和元年度)

単位: 戸

評価区間番号	路線名	評価対象 住居等戸数 a=b+c+d+e	昼間・夜間 とも基準値 以下 b	昼間のみ 基準値 以下 c	夜間のみ 基準値 以下 d	昼間・夜間 とも基準値 超過 e
2010-10810-1	一般国道 254 号	180	171	6	0	3
2010-11060-1	一般国道 254 号	44	43	0	0	1
2010-42300-1	主要地方道朝霞蕨線	82	74	1	0	7
2015-16110-1	一般国道 17 号	1,530	1,250	68	0	212
2015-16110-2	一般国道 17 号	767	414	202	0	151
2015-16120-1	一般国道 17 号	97	49	15	0	33
2015-23050-1	一般国道 254 号	2,052	2,008	44	0	0
2015-23060-1	一般国道 254 号	1,594	1,182	87	0	325
2015-23070-1	一般国道 254 号	2,397	1,660	301	0	436
2015-41630-1	環状 8 号線	308	305	1	0	2
2015-60140-1	都道東京朝霞線	527	525	0	0	2
2015-61740-2	都道 446 号長後赤塚線	327	327	0	0	0
2015-61740-3	都道 446 号長後赤塚線	1,346	1,323	4	0	19
2015-61760-1	都道赤羽西台線	2,037	1,842	185	0	10
2015-120-1	東京外環自動車道	719	652	21	0	46
2015-130-1	東京外環自動車道	1,516	1,471	30	0	15
2015-200-1	東京外環自動車道	283	278	0	0	5
2015-220-1	関越自動車道	650	564	0	0	86
2015-220-2	関越自動車道	427	427	0	0	0

注) 評価区間番号は、図 3.2.1-3 中の番号に対応する。

出典: 「環境 GIS(自動車騒音の常時監視結果)」(環境展望台ホームページ)

## ② 苦情の状況

令和 2 年度における和光市の騒音に関する苦情の件数は、16 件であった(表 3.2.1-13 参照)。

#### (4) 振 動

##### ① 振動の状況

計画地周辺の道路交通振動の測定地点は、図 3.2.1-3 に示すとおりである。

各測定地点の令和元年度の道路交通振動の測定結果は、表 3.2.1-16 に示すとおりであり、全地点で要請限度を下回っている。

表 3.2.1-16 道路交通振動の測定結果(令和元年度)

調査道路	測定場所	区域	車線	振動レベル						
				測定値		要請限度				
				昼間	夜間	昼間	夜間	適否		
国道	2	一般国道17号 (新大宮バイパス(上り))	戸田市美女木 4-22-11	2	4	52	49	70 ○	65 ○	○
	3	一般国道17号 (新大宮バイパス(下り))	戸田市美女木 5-2-16	2	4	50	49	70 ○	65 ○	○
	4	一般国道 298 号	戸田市美女木 4-23-4	2	6	40	37	70 ○	65 ○	○
	8	首都高速 5 号線+新大宮 バイパス	板橋区高島平 6-1-1	2	9+4	44	43	70 ○	65 ○	○
	9	一般国道17号 (新大宮バイパス)	板橋区赤塚 7-25	1	2	51	52	65 ○	60 ○	○
	10	一般国道 254 号 (川越街道)	板橋区赤塚新町 3-3-9	2	4	42	41	70 ○	65 ○	○
県道 ・ 市道	11	主要地方道朝霞蕨線	戸田市美女木東 2-5-1	2	2	51	47	70 ○	65 ○	○
	19	市道第 3012 号線	戸田市新曽南 2-12-28	1	2	46	38	65 ○	60 ○	○
	20	市道第 3074 号線	戸田市新曽南 3-17-35	2	2	52	42	70 ○	65 ○	○
	21	市道第 4001 号線	戸田市笹目 3-8-6	1	2	45	39	65 ○	60 ○	○

注)調査道路の番号は、図 3.2.1-3 中の番号に対応する。

出典:「令和元年度自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」(令和 4 年 2 月、埼玉県環境部)

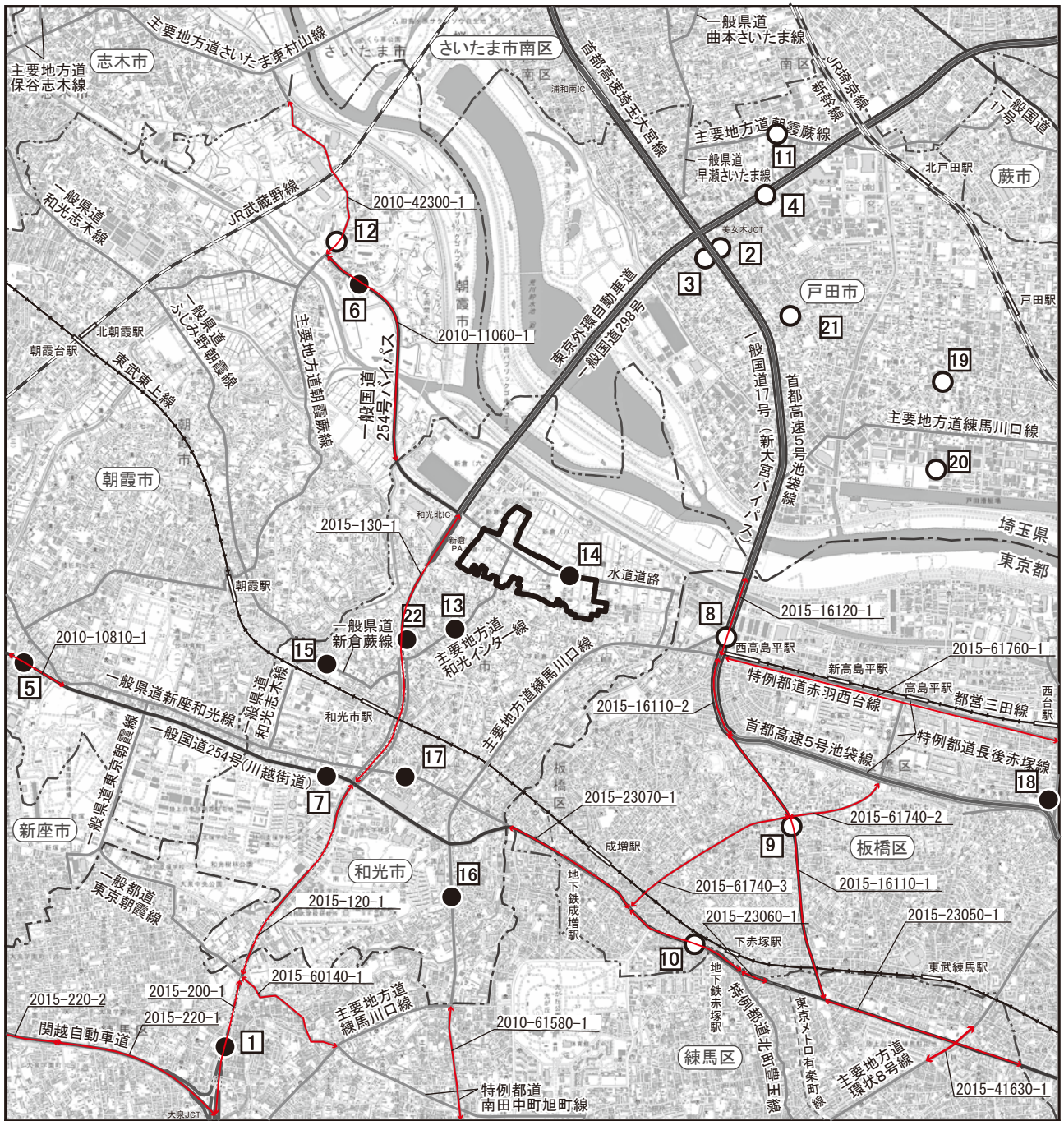
「令和元年度自動車交通騒音調査結果」(令和 3 年 3 月、東京都環境局)

##### ② 苦情の状況

令和 2 年度における和光市の振動に関する苦情の件数は、7 件であった(表 3.2.1-13 参照)。

#### (5) 悪 臭

令和 2 年度における和光市の悪臭に関する苦情の件数は、17 件であった(表 3.2.1-13 参照)。



凡例



: 計画地



: 騒音調査地点(点的評価)



: 騒音(点的評価)・振動調査地点



: 騒音調査地点(面的評価)



1 : 50,000

出典:「令和元年度自動車交通騒音・道路振動実態調査結果」(埼玉県ホームページ)  
 「令和元年度自動車交通騒音調査結果」(東京都環境局ホームページ)  
 「環境GIS(自動車騒音の常時監視結果)」(環境展望台ホームページ)

図3.2.1-3 道路交通騒音・振動測定地点の位置



## 3.2.2 水質、底質、水象等の状況

### (1) 水質

#### ① 河川

計画地周辺における河川の水質の測定結果は、表 3.2.2-1～2 に、測定地点の位置は図 3.2.2-1 に示すとおりである。

令和 2 年度の国土交通省、埼玉県及び東京都による水質測定結果では、白子川の別荘橋及び三園橋、黒目川の東橋における pH の測定結果で環境基準に適合しない値がみられたが、その他の地点及び測定項目では環境基準に適合している。

また、和光市では市内を流れる河川の水質測定を継続して行っており、C 類型及び D 類型に指定されている地点では、白子川の芝屋橋、谷中川の地蔵橋における pH の測定結果で環境基準に適合しない値がみられたが、その他の地点及び測定項目では環境基準に適合している。

表 3.2.2-1 水質測定結果(令和2年度)

項目	荒川			笹目川			新河岸川			白子川			黒目川		環境基準	
	笹目橋	笹目橋	笹目橋	笹目橋	芝宮橋	徳丸橋	三園橋	別荘橋	東橋	C 類型	D 類型	C 類型	D 類型	C 類型	D 類型	
	C 類型	国土交通省	埼玉県	埼玉県	埼玉県	東京都	東京都	埼玉県	東京都	埼玉県	埼玉県	埼玉県	埼玉県	埼玉県	埼玉県	
pH	7.2~7.5	7.1~7.6	7.0~7.4	6.9~7.4	6.8~7.3	7.0~9.4	7.6~8.9	7.4~9.3	6.5 以上 8.5 以下	6.0 以上 8.5 以下						
BOD(年度平均)	(mg/L)	2.1	2.1	2.1	3.2	3.4	1.3	1.2	0.7							
BOD(75%値)	(mg/L)	3.3	2.3	2.4	3.3	4.3	1.6	1.4	0.6							
SS	(mg/L)	8	11	10	7.4	6.0	3	2.5	4							
DO	(mg/L)	7.7	5.7	7.6	7.9	7.4	7.3	11.8	11							
大腸菌群数	(MPN/100mL)	3,600	-	22,000	-	-	41,000	-	61,000							
カドミウム	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	-	<0.0003	-	<0.0003							
全シアン	(mg/L)	不検出	<0.1	<0.1	<0.1	-	<0.1	-	<0.1							
鉛	(mg/L)	0.001	<0.001	0.001	<0.002	-	<0.001	-	<0.001							
六価クロム	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.01	-	<0.005	-	<0.005							
砒素	(mg/L)	0.001	0.001	<0.001	<0.005	-	<0.001	-	<0.001							
総水銀	(mg/L)	<0.0003	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005							
PCB	(mg/L)	<0.0003	<0.0005	<0.0005	-	-	<0.0005	-	<0.0005							
ジクロロメタン	(mg/L)	0.0002	<0.002	<0.002	0.0002	-	<0.002	-	<0.002							
四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002							
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0002	<0.0004	<0.0004	<0.0002	-	<0.0004	-	<0.0004							
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.0002	<0.002	<0.002	<0.0002	-	<0.002	-	<0.002							
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.0002	<0.004	<0.004	<0.0002	-	<0.004	-	<0.004							
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0002	<0.0005	<0.0005	<0.0002	-	<0.0005	-	<0.0005							
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0002	<0.0006	<0.0006	<0.0002	-	<0.0006	-	<0.0006							
トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	-	<0.001	-	<0.001							
テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.0002	<0.0005	<0.0005	<0.0002	-	<0.0005	-	<0.0005							
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002							
チオラム	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	<0.0006	-	<0.0006							
シマジン	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	-	<0.0003	-	<0.0003							
チオベンカルブ	(mg/L)	<0.0003	<0.002	<0.002	<0.0003	-	<0.002	-	<0.002							
ベンゼン	(mg/L)	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.0002	-	<0.001	-	<0.001							
セレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.002	-	<0.001	-	<0.001							
硝酸・亜硝酸性窒素	(mg/L)	3.5	2.3	5.7	5.4	6.8	6.0	-	5.0							
ふっ素	(mg/L)	-	0.08	0.05	0.06	-	0.03	-	0.02							
ほう素	(mg/L)	-	0.16	0.07	0.04	-	0.06	-	0.02							
1,4-ジオキサン	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	-	<0.005	-	<0.005							

出典:「令和2年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(令和4年5月、埼玉県環境部)  
「令和2年度公共用水域の水質測定データ」(令和4年5月、埼玉県環境部)  
「令和2年度公共用水域水質測定結果」(令和3年9月、東京都環境局)

表 3.2.2-2(1) 和光市による河川の pH 測定結果の推移

単位:mg/L

年度	白子川			越戸川				谷中川		環境基準
	芝屋橋	白子橋	水道橋	土橋	越戸橋	赤池橋	谷中川合流地点	浅久保橋	地藏橋	
	C 類型	C 類型	D 類型	類型なし	類型なし	類型なし	類型なし	類型なし	類型なし	
平成 29 年度	9.0	8.7	7.2	7.3	7.4	7.9	8.1	7.6	8.5	C 類型: 6.5~8.5 D 類型: 6.0~8.5
平成 30 年度	8.4	8.3	7.3	7.3	7.2	7.5	8.3	7.5	8.4	
令和元年度	8.8	8.4	7.2	7.3	7.4	7.5	-	7.5	8.4	
令和 2 年度	8.3	8.3	7.3	7.5	7.4	7.6	-	7.6	8.3	
令和 3 年度	8.6	8.1	7.2	7.4	7.4	7.5	-	7.6	8.7	

出典:「平成 29~令和 3 年度河川水質調査結果及び水生生物調査結果」(和光市ホームページ)

表 3.2.2-2(2) 和光市による河川の BOD 測定結果の推移

単位:mg/L

年度	白子川			越戸川				谷中川		環境基準
	芝屋橋	白子橋	水道橋	土橋	越戸橋	赤池橋	谷中川合流地点	浅久保橋	地藏橋	
	C 類型	C 類型	D 類型	類型なし	類型なし	類型なし	類型なし	類型なし	類型なし	
平成 29 年度	1.2	2.2	3.1	1.3	0.8	0.9	1.5	1.2	1.8	C 類型: 5mg/L 以下 D 類型: 10mg/L 以下
平成 30 年度	3.0	3.0	5.4	2.4	3.7	1.2	1.5	1.8	1.9	
令和元年度	1.5	0.9	3.3	3.1	0.7	1.2	-	1.0	1.5	
令和 2 年度	1.0	0.7	2.2	1.1	0.8	0.8	-	0.6	2.1	
令和 3 年度	1.5	0.8	2.0	0.8	0.6	0.8	-	0.9	1.7	

出典:「平成 29~令和 3 年度河川水質調査結果及び水生生物調査結果」(和光市ホームページ)

表 3.2.2-2(3) 和光市による河川の SS 測定結果の推移

単位:mg/L

年度	白子川			越戸川				谷中川		環境基準
	芝屋橋	白子橋	水道橋	土橋	越戸橋	赤池橋	谷中川合流地点	浅久保橋	地藏橋	
	C 類型	C 類型	D 類型	類型なし	類型なし	類型なし	類型なし	類型なし	類型なし	
平成 29 年度	2	8	3	3	1	1	1	4	2	C 類型: 50mg/L 以下 D 類型: 100mg/L 以下
平成 30 年度	11	19	11	14	21	1	1	5	2	
令和元年度	2	3	4	13	3	1	-	2	2	
令和 2 年度	1	2	5	2	3	1	-	2	3	
令和 3 年度	2	2	3	2	1	1	-	1	2	

出典:「平成 29~令和 3 年度河川水質調査結果及び水生生物調査結果」(和光市ホームページ)

表 3.2.2-2(4) 和光市による河川の DO 測定結果の推移

単位:mg/L

年度	白子川			越戸川				谷中川		環境基準
	芝屋橋	白子橋	水道橋	土橋	越戸橋	赤池橋	谷中川合流地点	浅久保橋	地藏橋	
	C 類型	C 類型	D 類型	類型なし	類型なし	類型なし	類型なし	類型なし	類型なし	
平成 29 年度	12.5	11.5	6.8	7.3	10.6	10.9	10.6	9.2	10.3	C 類型: 5mg/以上 D 類型: 2mg/以上
平成 30 年度	11.6	11.0	6.2	7.5	10.1	9.5	10.6	9.3	10.0	
令和元年度	11.8	10.3	6.7	7.2	10.5	9.8	-	9.4	9.5	
令和 2 年度	11.4	10.9	7.5	7.2	10.8	10.3	-	9.5	10.0	
令和 3 年度	12.8	10.6	7.3	7.3	10.5	10.5	-	9.9	11.0	

出典:「平成 29~令和 3 年度河川水質調査結果及び水生生物調査結果」(和光市ホームページ)

## ② 湖 沼

計画地周辺では、荒川貯水池（彩湖）において国土交通省により水質測定が行われており、令和2年度の測定結果は表3.2.2-3に示すとおりである。

水質測定結果では、pH、COD、SS、DO、大腸菌群数が環境基準に適合していない値がみられたが、それ以外の項目は環境基準に適合している。

表 3.2.2-3 水質測定結果（令和2年度）

項目	荒川貯水池（彩湖）		環境基準
	荒川貯水池	湖心	A 類型
pH	—	7.6～9.4	6.5 以上 8.5 以下
COD（年度平均）	（mg/L）	5.5	3mg/L 以下
COD（75%値）	（mg/L）	6.7	
SS	（mg/L）	2～40	5mg/L 以下
DO	（mg/L）	2.8～11	7.5mg/L 以上
大腸菌群数	（MPN/100mL）	23～24,000	1,000 MPN/100mL 以下
カドミウム	（mg/L）	<0.0003	0.003 mg/L 以下
全シアン	（mg/L）	不検出	検出されないこと
鉛	（mg/L）	<0.001	0.01 mg/L 以下
六価クロム	（mg/L）	<0.005	0.05 mg/L 以下
砒素	（mg/L）	0.001	0.01 mg/L 以下
総水銀	（mg/L）	<0.0003	0.0005 mg/L 以下
PCB	（mg/L）	<0.0003	検出されないこと
ジクロロメタン	（mg/L）	<0.0002	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	（mg/L）	<0.0002	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	（mg/L）	<0.0002	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	（mg/L）	<0.0002	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	（mg/L）	<0.0002	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	（mg/L）	<0.0002	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	（mg/L）	<0.0002	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	（mg/L）	<0.0002	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	（mg/L）	<0.0002	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	（mg/L）	<0.0002	0.002 mg/L 以下
チウラム	（mg/L）	<0.0006	0.006 mg/L 以下
シマジン	（mg/L）	<0.0003	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	（mg/L）	<0.0003	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	（mg/L）	<0.0002	0.01 mg/L 以下
セレン	（mg/L）	<0.001	0.01 mg/L 以下
硝酸・亜硝酸性窒素	（mg/L）	0.02～1.0	10 mg/L 以下
ふっ素	（mg/L）	0.04～0.06	0.8 mg/L 以下
ほう素	（mg/L）	0.04～0.06	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	（mg/L）	<0.005	0.05 mg/L 以下

出典：「令和2年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（令和4年3月、埼玉県環境部）

### ③ 地下水

関係市区では地下水の概況調査が行われており、調査結果は表 3.2.2-4 に示すとおりである。

令和 2 年度における、朝霞市及び板橋区の各 1 地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過している。

表 3.2.2-4 地下水の概況調査結果(環境基準超過状況)(令和 2 年度)

測定項目	さいたま市 6 地点	朝霞市 1 地点	練馬区 2 地点	板橋区 2 地点	環境基準 (mg/L)
カドミウム	0	0	0	0	0.003 以下
砒素	0	0	0	0	0.01 以下
四塩化炭素	0	0	0	0	0.002 以下
トリクロロエチレン	0	0	0	0	0.03 以下
テトラクロロエチレン	0	0	0	0	0.01 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	0	1	0	1	10 以下
ふっ素	0	0	0	0	0.8 以下
ほう素	0	0	0	0	1 以下

出典:「令和 2 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(令和 4 年 3 月、埼玉県環境部)

「令和 2 年度東京の地下水質調査結果」(東京都環境局)

### ④ 苦情の状況

令和 2 年度における和光市の水質汚濁に関する苦情件数は、10 件であった(表 3.2.1-13 参照)。

## (2)底 質

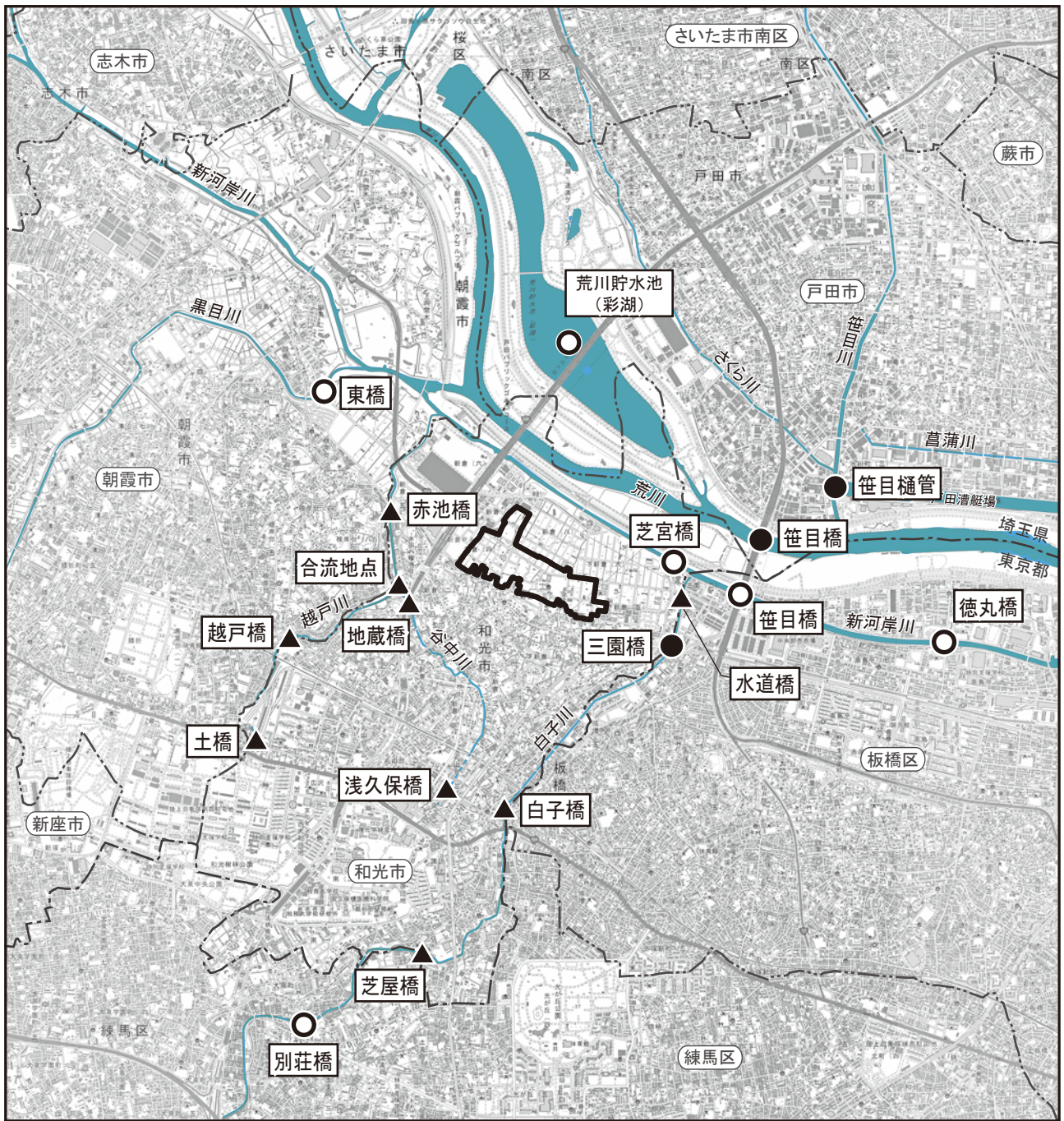
計画地周辺の令和 2 年度における底質測定結果は表 3.2.2-5 に、測定地点の位置は図 3.2.2-1 に示すとおりである。

底質については、水銀及び PCB について、「底質の暫定除去基準」により底質に暫定除去基準が定められており、令和 2 年度の底質測定結果では、全地点で基準値を下回っている。

表 3.2.2-5 底質測定結果(令和 2 年度)

測定項目	荒川	笹目川	白子川	底質の暫定 除去基準
	笹目橋	笹目樋管	三園橋	
	国土交通省	埼玉県	埼玉県	
	R2.10.7	R2.11.13	R2.11.13	
カドミウム (mg/kg 乾泥)	<0.5	0.1	0.2	—
全シアン (mg/kg 乾泥)	<0.01	—	—	—
鉛 (mg/kg 乾泥)	10	13	32	—
六価クロム (mg/kg 乾泥)	<0.5	<0.5	<0.5	—
砒素 (mg/kg 乾泥)	9.3	5.2	4.2	—
総水銀 (mg/kg 乾泥)	0.03	0.03	0.07	25ppm 以上
アルキル水銀 (mg/kg 乾泥)	<0.01	<0.01	<0.01	25ppm 以上
PCB (mg/kg 乾泥)	<0.01	<0.01	<0.01	10ppm 以上
pH	7.6	—	—	—
乾燥減量(水分) (%)	34.7	24	46.1	—
色相	黄褐色	灰黒色	黒褐色	—
性状	シルト混じり砂	砂	砂・泥・ヘドロ・ 木片・葉	—
臭気	土臭	無臭	ヘドロ臭	—

出典:「令和2年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(令和4年3月、埼玉県環境部)



凡例

- : 計画地
- : 都県界
- : 市町界
- ~ : 河川
- : 水質・底質測定地点 (国土交通省・埼玉県)
- : 水質測定地点 (国土交通省・埼玉県・東京都)
- ▲ : 水質測定地点 (和光市)

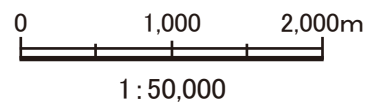


図3.2.2-1 水質測定地点及び底質測定地点の位置図

### (3)水 象

計画地周辺の河川等の分布状況は、図 3.2.2-2 に示すとおりである。

計画地周辺には、計画地北側から東方向にかけて一級河川である荒川と新河岸川が流れており、その北側には荒川第一調節池の貯水池である彩湖が位置している。計画地の西側では新河岸川の支流である越戸川と谷中川が合流し、東側では白子川が新河岸川に合流する。

また、計画地周辺には、「環境省 湧水ポータルサイト 代表的な湧水」に掲載された湧水が広く分布しており、その他にも和光市内には多くの湧水がある。計画地周辺の湧水の一覧は、表 3.2.2-6 に示すとおりである。

表 3.2.2-6 計画地周辺の湧水一覧

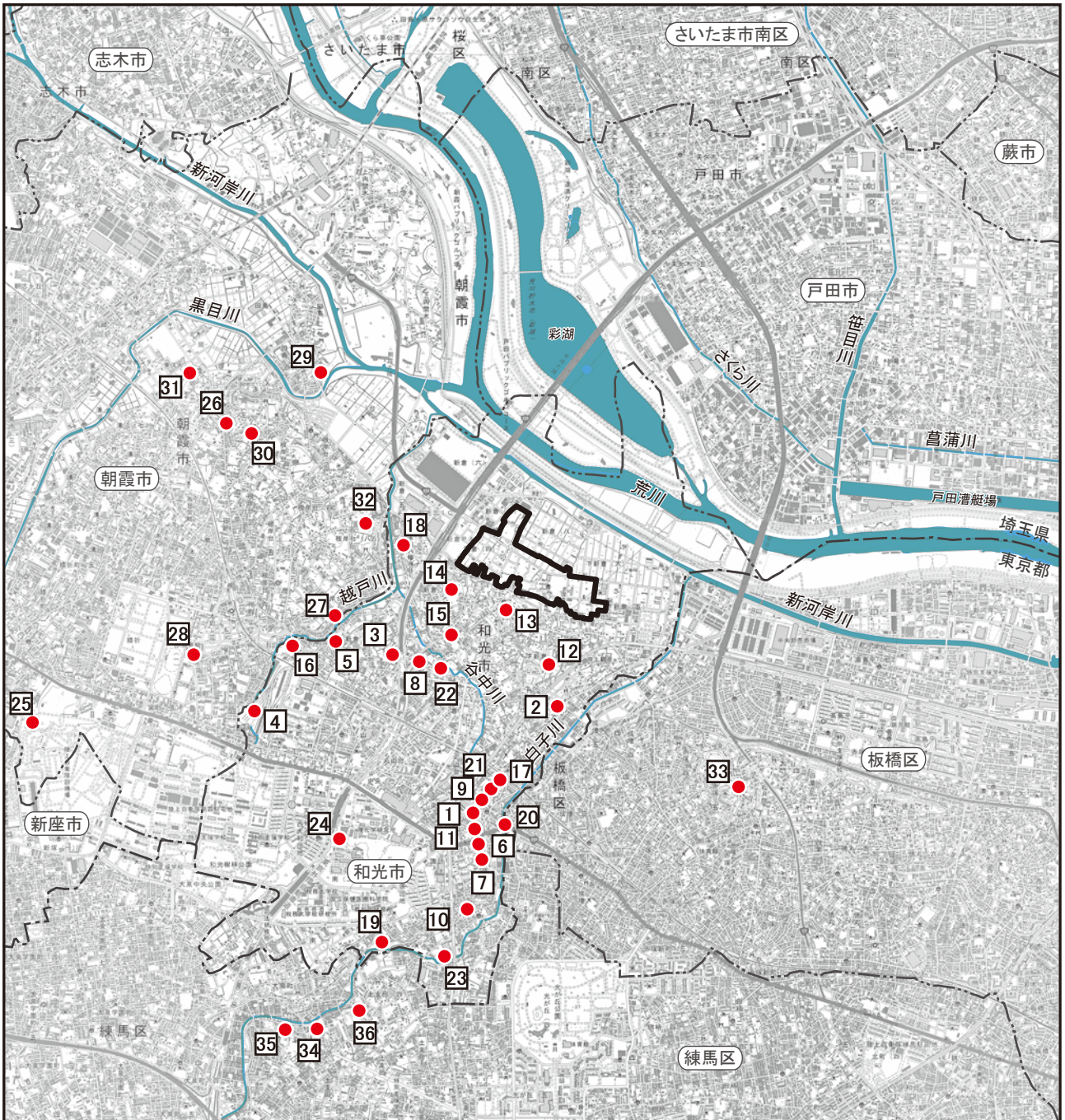
市区名	名称・調査地点名等		所在地
和光市	1	白子宿特別緑地保全地区	和光市白子 2 丁目
	2	市場峡公園	和光市白子 3 丁目
	3	柿ノ木坂湧水公園	和光市新倉 1 丁目
	4	東京メトロ・和光車庫	和光市本町
	5	強清水 8	和光市新倉 1 丁目
	6	富澤湧水	和光市白子 2 丁目
	7	白子の滝	和光市白子 2 丁目
	8	漆台洗い場	和光市下新倉 2 丁目
	9	熊野神社	和光市白子 2 丁目
	10	個人宅	和光市白子 2 丁目
	11	大坂ふれあいの森	和光市白子 2 丁目
	12	妙典寺(子安の池)	和光市下新倉 4 丁目
	13	坂下湧水公園(閉鎖)	和光市新倉 3 丁目
	14	半三池跡	和光市新倉 3 丁目
	15	新倉小学校下	和光市新倉 2 丁目
	16	広沢湧水の越戸川入口	和光市新倉 1 丁目
	17	地福寺	和光市白子 2 丁目
	18	新倉ふれあいの森	和光市新倉 2 丁目
	19	越後山斜面林	和光市南 1 丁目
	20	白子橋	和光市白子 2 丁目
	21	滝坂	和光市白子 2 丁目
	22	新倉ふるさと民家園	和光市新倉 2 丁目
	23	わくわくパーク	和光市南 1 丁目
	24	理化学研究所	和光市広沢
朝霞市	25	子の神氷川神社	朝霞市膝折町 2 丁目
	26	岡緑地(旧名称:向山児童遊園地付近)	朝霞市岡 3 丁目
	27	水久保公園	朝霞市根岸台 7 丁目
	28	広沢の池	朝霞市栄町 1 丁目
	29	わくわく田島緑地	朝霞市田島 2 丁目
	30	湧水代官水	朝霞市岡 3 丁目
	31	東円寺	朝霞市岡 2 丁目
	32	郷戸緑地	朝霞市根岸台 8 丁目
板橋区	33	不動の滝	板橋区赤塚 8 丁目
練馬区	34	清水山の森	練馬区大泉町 1 丁目
	35	区立中里泉公園	練馬区大泉町 2 丁目
	36	稲荷山憩いの森	練馬区土支田 4 丁目

出典:「代表的な湧水(埼玉県、東京都)」(環境省 湧水保全ポータルサイト)




「和光市の環境 平成29年度版 環境年次報告書」(和光市市民環境部環境課)

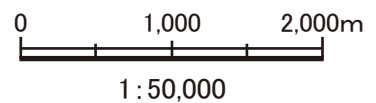
「和光市自然環境マップ」(令和3年3月改定、和光市市民環境部環境課)





凡例

-  : 計画地
-  : 都県界
-  : 市町界
-  : 河川、湖沼
-  : 湧水



注) 図中の番号は、表3.2.2-6の番号と対応している。

図3.2.2-2 河川等の分布状況

### 3.2.3 土壌及び地盤の状況

#### (1) 土壌

##### ① 農用地における土壌汚染

埼玉県では、昭和46年度から農用地の土壌汚染状況を把握するため、銅、砒素及びカドミウムについての調査を5年に1度行っている。昭和54年～令和2年までの土壌汚染状況調査結果は、表3.2.3-1に示すとおりであり、各項目とも土壌の汚染に係る環境基準を達成している。

表 3.2.3-1 農用地の土壌汚染状況調査の分析測定結果

調査年度		調査地点の分析測定結果											
		土壌中(乾物)								玄米中(現物)			
		銅(mg/kg)				砒素(mg/kg)				カドミウム(mg/kg)			
		最高	最低	平均	調査地点数	最高	最低	平均	調査地点数	最高	最低	平均	調査地点数
一巡目	S.54～S.57 全県	32.3	0.1	11.3	90	11.8	tr	1.9	90	0.37	0.02	0.11	46
二巡目	S.59～S.62 全県	23.6	0.1	9.0	90	5.3	tr	1.4	90	0.30	nd	0.09	48
三巡目	H.元～H.4 全県	21.6	0.3	9.3	90	8.0	tr	1.8	90	0.38	tr	0.09	46
四巡目	H.6～H.9 全県	28.7	0.2	9.4	87	13.1	tr	2.2	87	0.30	tr	0.06	31
五巡目	H.11～H.14 全県	30.8	0.1	11.2	180	11.3	0.1	2.0	180	0.28	tr	0.09	50
六巡目	H.16～H.19 全県	21.5	tr	8.9	180	6.4	0.1	1.7	180	0.31	tr	0.06	47
七巡目	H.21～H.24 全県	21.7	tr	9.5	165	7.9	tr	1.7	165	0.22	tr	0.03	43
八巡目	H.26～H.29 全県	25.5	0.1	9.1	118	10.5	0.2	2.5	118	0.29	tr	0.05	31
九巡目	R.元～2年 全県	24.4	0.7	9.9	57	10.1	0.4	2.8	57	0.22	0.02	0.08	17
環境基準		土壌1kgにつき125mg未満				土壌1kgにつき15mg未満				米1kgにつき0.4mg以下			

注)nd:検出限界以下 tr:極微量検出

出典:「令和3年版埼玉県環境白書 資料編」(令和3年12月、埼玉県環境部環境政策課)

##### ② ダイオキシン類

埼玉県及び東京都では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく土壌の常時監視測定(発生源周辺状況把握調査及び一般環境把握調査)を行っている。

令和元年度の関係市区の調査地点における一般環境把握調査結果は、表3.2.3-2に示すとおりであり、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準に適合している。

表 3.2.3-2 土壌中のダイオキシン類の常時監視結果(令和元年度)の一般環境把握調査

調査地点			ダイオキシン類(pg-TEQ/g)	環境基準(pg-TEQ/g)
埼玉県	さいたま市	見沼区東大宮	8.1	1,000 以下
東京都	練馬区	練馬区貫井4	0.0026	

出典:「土壌常時監視結果 ダイオキシン類」(埼玉県ホームページ)

「平成31年度東京都内における環境中ダイオキシン類調査結果」(令和2年8月、東京都環境局)

##### ③ 土壌の分布状況

調査対象地域の表層土壌の分布状況は、図3.2.3-1～2に示すとおりである。

計画地には、主に低地泥炭土壌(小沼統)が分布している。

##### ④ 苦情の状況


令和2年度における和光市の土壌汚染に関する苦情は、みられなかった(表3.2.1-13参照)。



凡例

 : 計画地

黒ボク土壌


 : 桶川統

 : 青山統

黒ボクグライ土壌

 : 片山統


淡色灰色低地土壌


 : 平塚統

灰色低地土壌


 : 清水統

細粒グライ土壌

 : 伊佐沼統

 : 山田統

グライ土壌

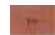
 : 片柳統

低地泥炭土壌

 : 鯨井統

 : 小沼統

黒泥土壌

 : 花和田統

その他

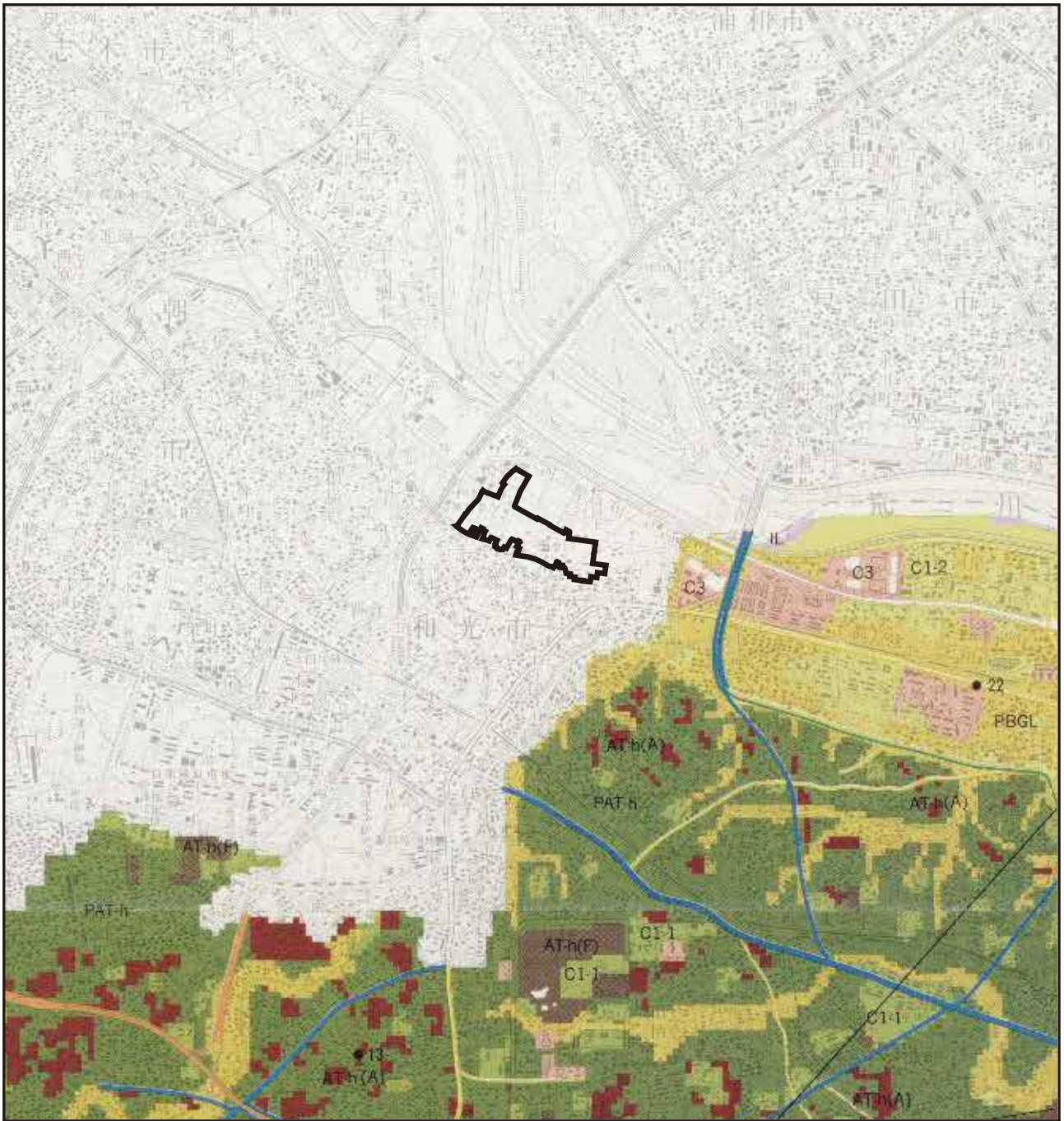
 : 未区分地



1 : 50,000

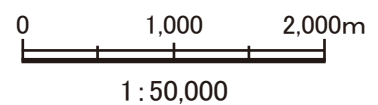
出典:「土地分類基本調査 土壌図 東京西北部・東京東北部」(昭和56年3月、埼玉県)

図3.2.3-1 土壌図(埼玉県)



凡例

- : 計画地
- IL : 低地未熟土壌
- AT-h(F) : 厚層黒ボク土壌・腐植質(林地)
- AT-h(A) : 厚層黒ボク土壌・腐植質(農地)
- CI-1 : 人口改変地 I-1(住宅・工場など、火山灰台地)
- PAT-h : 人口改変地 I-1 P-1(住宅・工場など、火山灰台地)潜在厚層黒ボク土壌・腐植質
- CI-2 : 人口改変地 I-2(住宅・工場など、沖積地・台地)
- PBGL : 人口改変地 I-2P(住宅・工場など、沖積地・台地)潜在褐色・灰色低地土壌
- C3 : 人口改変地 III(大規模改変地)



出典:「土地分類基本調査 土壌図 東京西北部」(平成10年3月、東京都)

図3.2.3-2 土壌図(東京都)

## (2)地 盤

### ① 地盤沈下の状況

計画地及び周辺地域における平成28年～令和2年(東京都)及び平成29年～令和3年(埼玉県)の地盤標高の変動量の測量結果は表3.2.3-3～4に、調査地点は図3.2.3-3に示すとおりである。

埼玉県内の調査地点における過去5年間の地盤標高の変動量は、+0.5～+9.4mmである。また、計画地内の調査地点である県立和光高等学校(番号4)の過去5年間の地盤標高の変動量は+6.1mmである。

表 3.2.3-3 地盤標高の変動量の推移(埼玉県)

番号	調査地点	調査開始年月日 (H:平成) (S:昭和)	各年別変動量 (mm)					過去5年間の 変動量 平成29.1.1 令和4.1.1 (mm)	調査開始年 からの変動量 (mm)	令和4.1.1 の真高 (T.P.) (m)	
			平成29.1.1 平成30.1.1	平成30.1.1 平成31.1.1	平成31.1.1 令和2.1.1	令和2.1.1 令和3.1.1	令和3.1.1 令和4.1.1				
1	和光市 熊野神社境内	+1.3	-0.6	+6.2	+0.6	+6.2	+1.5	+9.0	-421.3	17.8595	
2		+2.5	-0.5	+6.1	-1.3	+6.1	+2.6	+9.4	-42.9	36.1307	
3		+1.2	-1.0	+5.0	-0.9	+5.0	+4.4	+8.7	-34.2	6.5990	
4		+0.2	-3.1	+6.0	-1.2	+6.0	+4.2	+6.1	+6.6	5.5084	
5	朝霞市 自衛隊駐屯地脇歩道上	R2.1.1	-	-	-	+0.2	+1.3	-	+1.5	36.2784	
5		H14.1.1	+3.0	-0.9	-	-	-	+3.2 <sup>※</sup>	-25.3	36.2553 <sup>※</sup>	
6	さいたま市 南区辻(個人宅前)	S36.2.1	-0.3	-6.0	+4.6	+1.1	+1.8	+1.2	-754.4	5.2151	
7	戸田市 新曽小学校	S46.2.1	-0.9	-1.4	+3.7	-1.0	+2.6	+3.0	-146.8	3.0479	
8		笹目小学校	S36.2.1	-3.4	-2.0	+4.2	-3.3	+5.5	+1.0	-283.8	3.5613
9		早瀬公園	S63.1.1	-2.4	-0.5	+5.0	-1.6	+4.6	+4.6	-37.0	3.6057
10		美笹公園	H16.1.1	-1.7	-1.7	+4.8	-2.4	+4.1	+4.1	-31.4	3.5515
11		戸田美女木郵便局	H16.1.1	-2.1	-1.4	+4.3	-2.5	+4.5	+4.5	-28.7	4.2079
12		荒川水循環センター	H16.1.1	-4.7	-0.8	+4.6	-2.5	+0.5	+0.5	-37.3	4.1894

注)1. 表中の番号は、図3.2.3-3中の番号に対応する。

2. 「県立和光高等学校」調査地点は平成27年度新設である。

3. 「自衛隊駐屯地脇歩道上」調査地点は令和元年度新設である。

4. ※「自衛隊駐屯地北側路上」は平成31年1月まで調査が行われている。そのため、過去5年間の変動量は平成26年から平成31年までの5年間の値、真高は平成31年1月の値を記載した。

出典:「水準測量成果表 令和3年度」(令和4年7月、埼玉県環境部 水環境課)

表 3.2.3-4 地盤標高の変動量の推移(東京都)

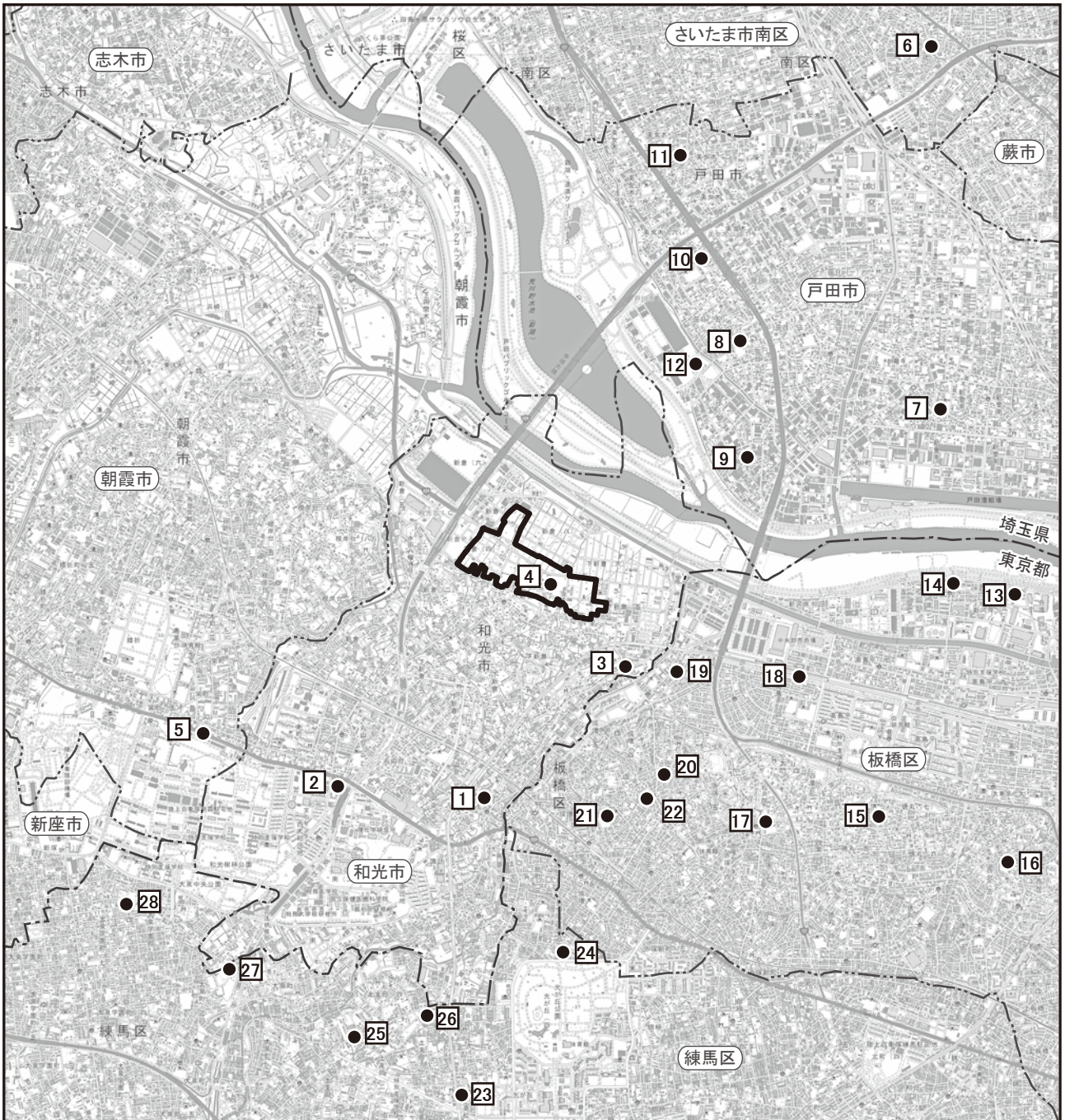
番号	調査地点	各年別変動量 (mm)					令和 3.1.1 の真高 (T.P.) (m)
		平成 28.1.1 平成 29.1.1	平成 29.1.1 平成 30.1.1	平成 30.1.1 平成 31.1.1	平成 31.1.1 令和 2.1.1	令和 2.1.1 令和 3.1.1	
13	三菱ふそうトラック・バス(株)脇	-2.6	+0.8	-1.2	+2.6	-4.6	2.2846
14	都築モータース向側 (~H30 新河岸集会所前)	-3.2	+1.0	-2.1	+5.8	-10.2	1.8464
15	紅梅小学校内	+0.2	+1.5	-	-	-	29.3325
16	志村第五小学校前	-0.6	+3.3	-	-	-	27.1406
17	松月院檀信徒会館脇	+0.9	+0.7	-	-	-	30.9448
18	(株)工藤商店向側高島平緑 地公園内	-0.5	+1.4	-3.0	+6.2	-4.6	4.1599
19	溝下公園内	-0.2	-0.1	-1.9	+5.6	-2.7	4.5859
20	宮前公園内	+0.8	+0.4	-0.6	+4.7	-0.9	30.5240
21	赤塚第二中学校前	+1.4	+0.5	-0.8	+4.9	-1.2	30.0484
22	上赤塚公園内	+1.7	-	-0.4	+4.3	-1.2	26.9752
23	フリーダム光が丘前	+1.5	+2.6	-0.4	+4.9	-1.1	39.3566
24	都営旭町二丁目第4アパ ート集会所向側(~H29T宅向 側)	+1.9	+1.5	-2.1	+5.6	-2.3	33.1332
25	やぶ重専用駐車場脇	+1.4	+1.8	+1.3	+5.0	+0.1	41.2293
26	らいらっく児童遊園内	+0.7	+2.6	-0.2	+5.6	-1.6	37.6726
27	練馬区生産緑地地区脇	+1.0	+2.8	+2.1	+4.4	+0.9	42.7784
28	エネオス G.S 向側 (~H31 モービル G.S 向側)	+1.0	+4.0	+1.0	+5.1	+0.8	41.5044

注)1. 表中の番号は、図3.2.3-2中の番号に対応する。





出典:「水準基標測量成果表(各年)」(東京都土木技術支援・人材育成センター)

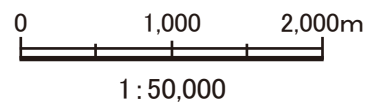
## ② 苦情の状況

令和 2 年度における和光市の地盤沈下に関する苦情は、みられなかった(表 3.2.1-13 参照)。



凡例

-  : 計画地
-  : 都県界
-  : 市町界
-  : 地盤標高の変動量の調査地点



注) 図中の番号は表3.2.3-3~4の番号と対応している。

図3.2.3-3 地盤標高の変動量の調査地点の位置

### 3.2.4 地形及び地質の状況

#### (1) 地形の状況

計画地及び周辺地域の地形分類は、図 3.2.4-1～2 に示すとおりである。

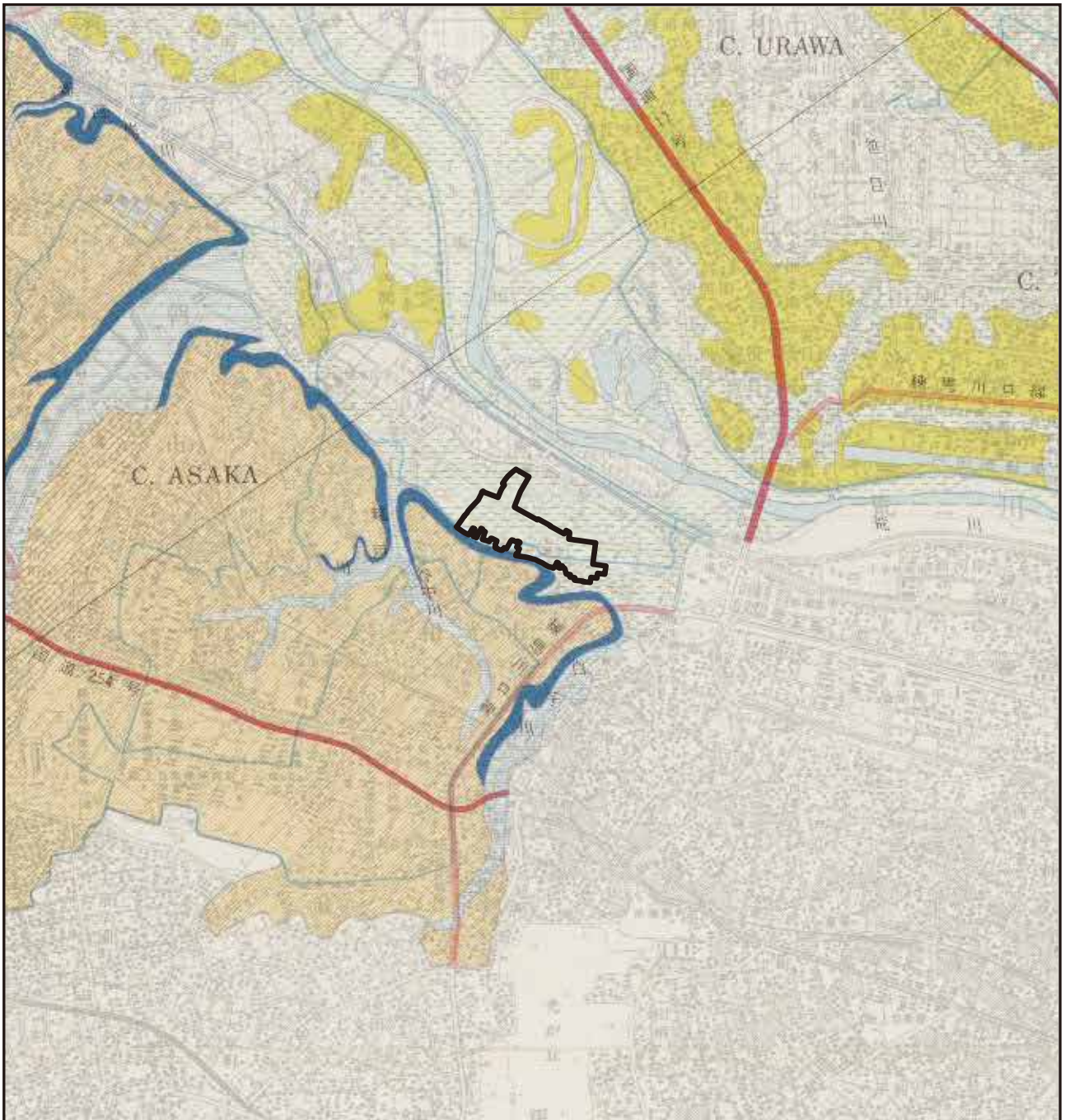
計画地は、和光市を東西に流れる荒川に沿った氾濫原である低地に位置しており、計画地南側一帯には火山灰台地の台地面が広がっている。

#### (2) 地質の状況

計画地及び周辺地域の表層地質は、図 3.2.4-3～4 に示すとおりである。

計画地を含む荒川沿いの低地や白子川沿いの低地には泥質堆積物(後背湿地)が分布しており、計画地の南側一帯の台地面には、主にローム(立川ローム層)が分布している。





凡例

 : 計画地

台地

 : 火山灰台地Ⅱ

 : 火山灰台地Ⅲ


低地


 : 氾濫原(後背湿地)

 : 氾濫原(湿地)

 : 自然堤防

その他

 : 台地上の谷地田

 : 旧流路跡(旧河道)

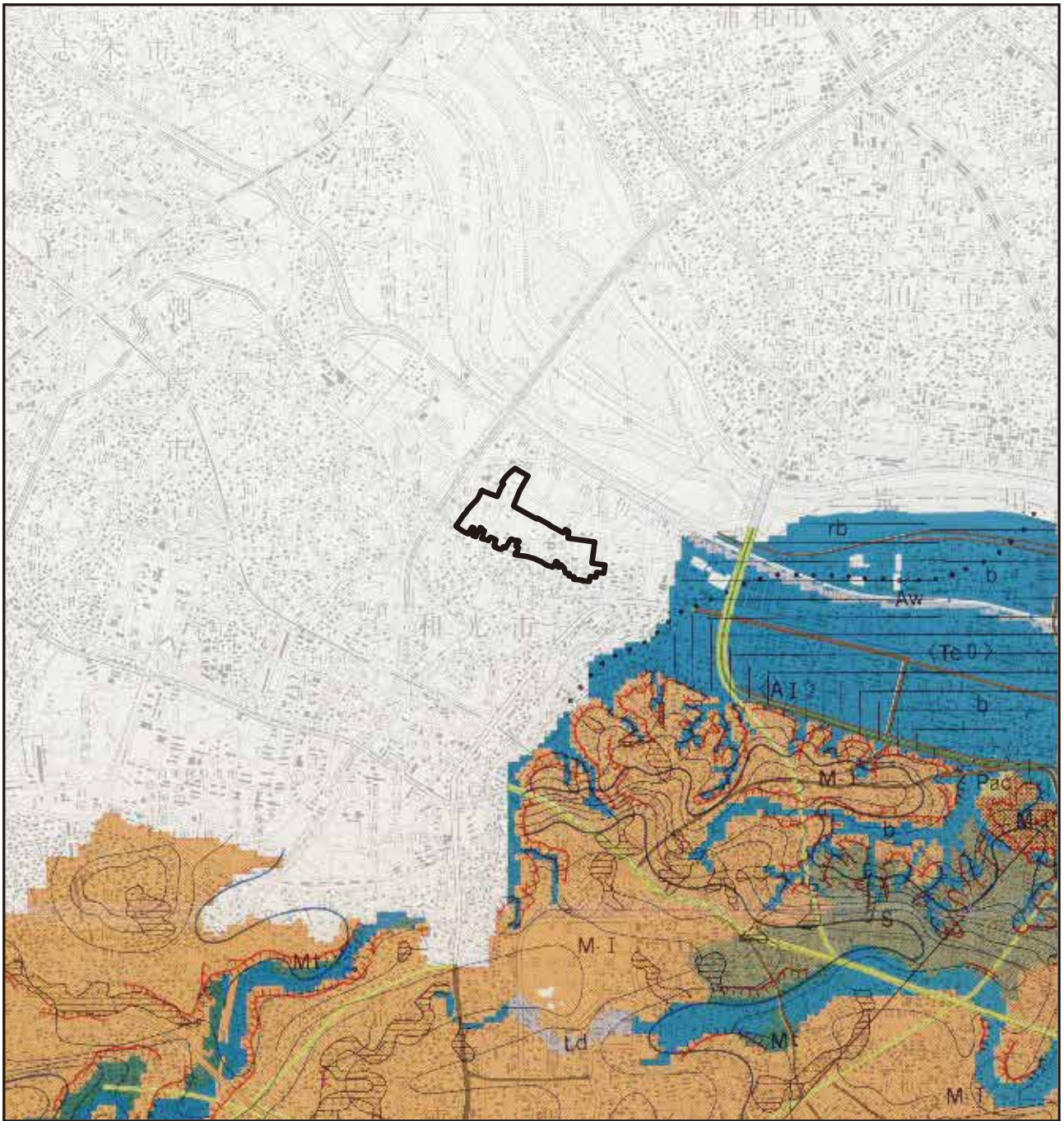
 : 崖



1 : 50,000

出典:「土地分類基本調査 土壤図 東京西北部・東京東北部」(昭和56年3月、埼玉県)

図3.2.4-1 地形分類図(埼玉県)





凡例

 : 計画地




台地

-  : 下末吉段丘面
-  : 武蔵野段丘面 I
-  : 武蔵野段丘面 II
-  : 台地内小段丘面

低地

-  : 後背湿地・谷底低地
-  : 河川敷(堤外地)

埋没地形

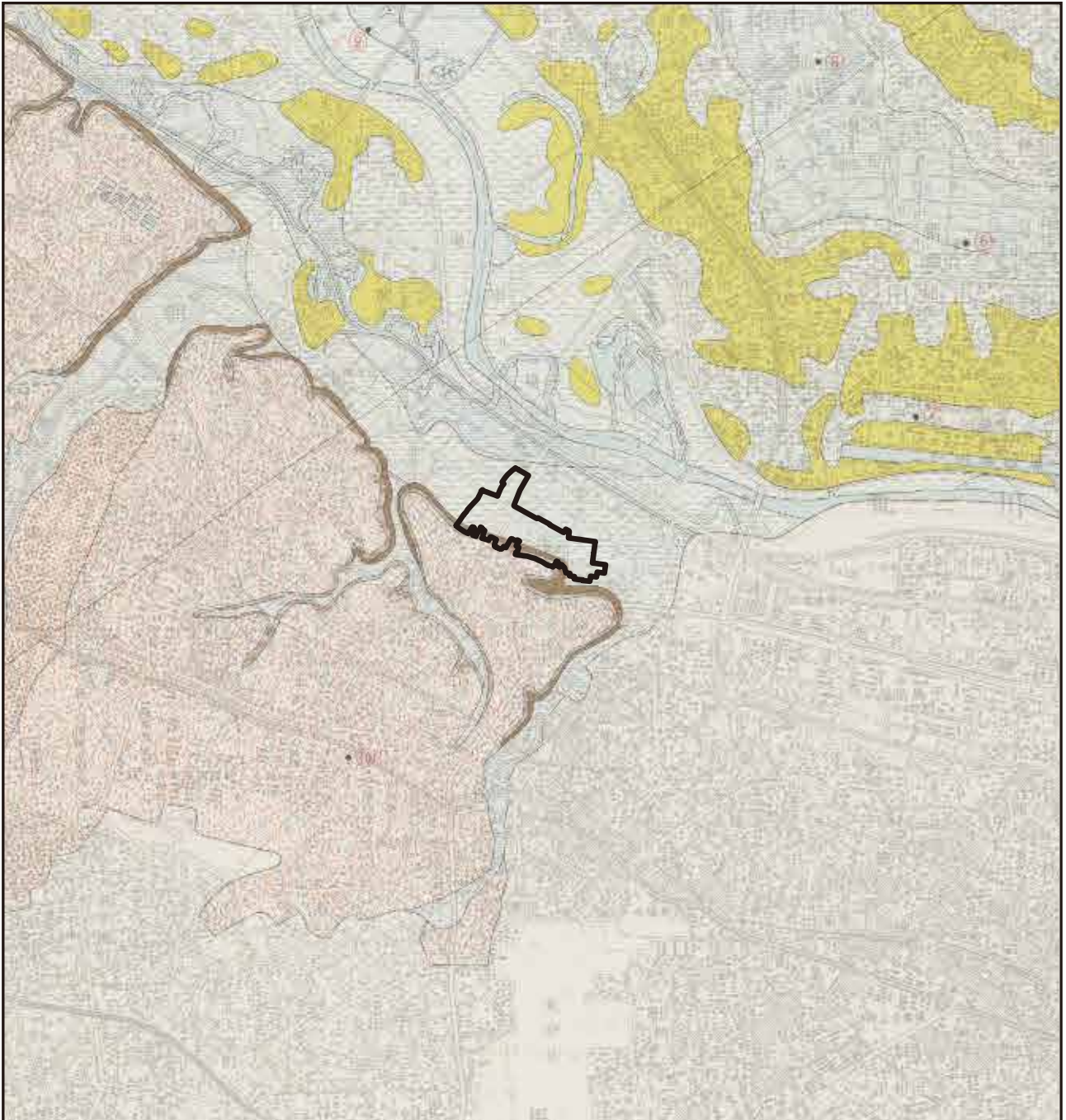
-  : 埋没立川段丘0面
- その他
-  : 大規模な人口変地
-  : 人口開削水路



1 : 50,000

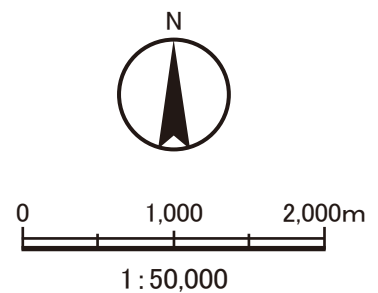
出典:「土地分類基本調査 土壤図 東京西北部」(平成10年3月、東京都)

図3.2.4-2 地形分類図(東京都)



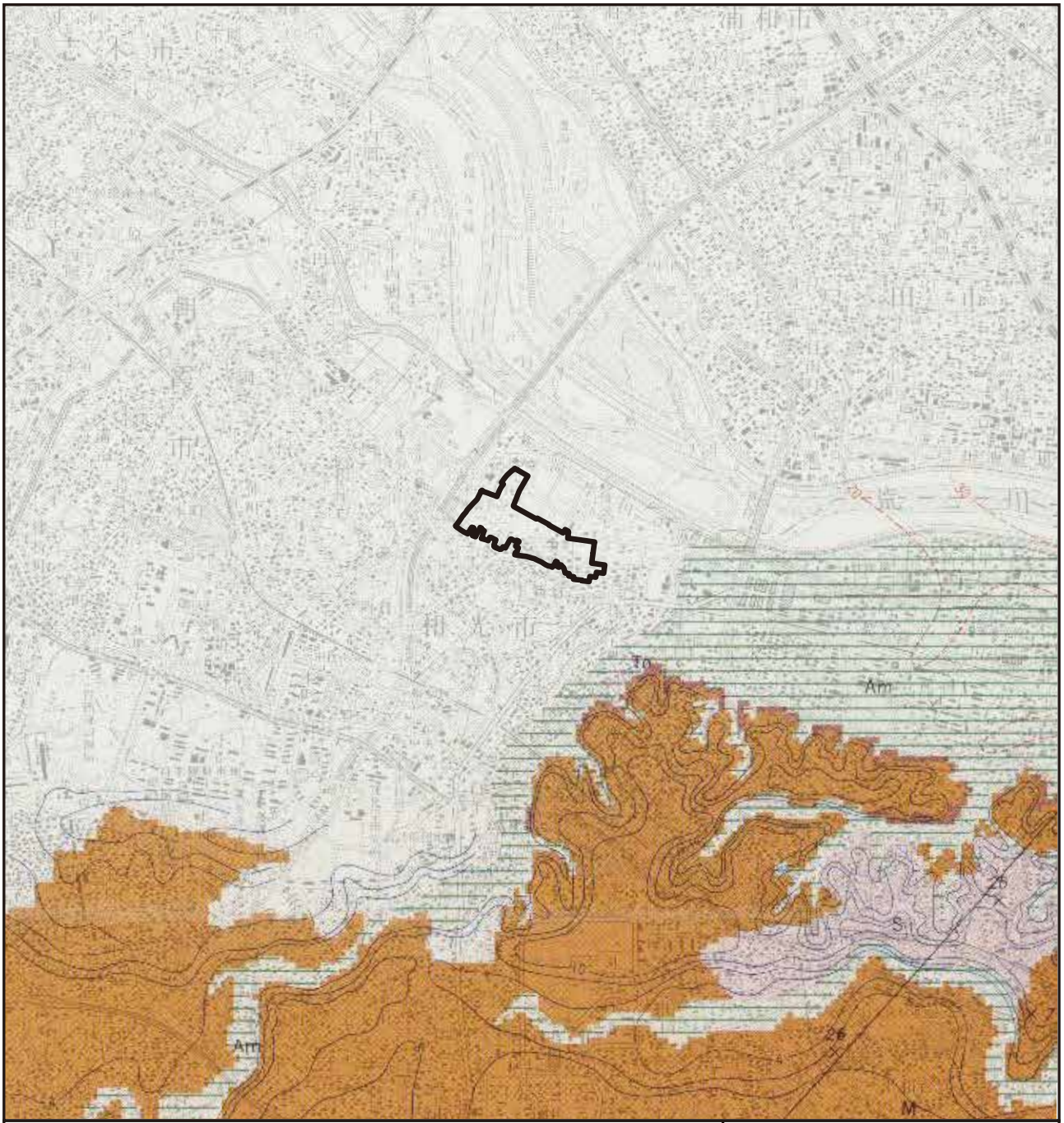
凡例

- |   |                    |   |                            |
|---|--------------------|---|----------------------------|
|  | : 計画地              |  | : 粘土層(川口粘土層・板橋粘土層)         |
|  | : 泥質堆積物(後背湿地)      |  | : 砂礫層(成増礫層)                |
|  | : 泥質堆積物(主として泥炭、湿地) |  | : シルト砂礫の瓦層(東京層)            |
|  | : 泥質堆積物(谷地田)       |  | : ローム(立川ローム層)              |
|  | : 泥質堆積物(旧流路跡)      |  | : ローム(武蔵野ローム層<br>+ 立川ローム層) |
|  | : 泥質堆積物(自然堤防)      |   |                            |



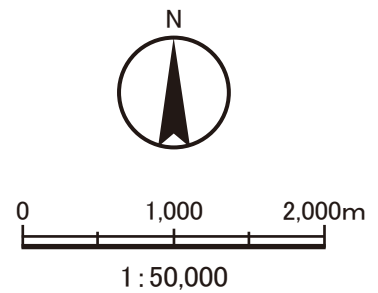
出典: 「土地分類基本調査 表層地質図 東京西北部・東京東北部」(昭和56年3月、埼玉県)

図3.2.4-3 表層地質図(埼玉県)



凡例

- : 計画地
  
- : 沖積層・現河床堆積物(泥相)
  
- : 武蔵野ローム層・武蔵尾段丘(M面)堆積物
  
- : 下末吉ローム層・下末吉段丘(S面)堆積物



出典:「土地分類基本調査 表層地質図 東京西北部」(平成10年3月、東京都)

図3.2.4-4 表層地質図(東京都)

### 3.2.5 動物の生息、植物の生育、植生及び生態系の状況

#### (1) 動物

##### ① 動物相の状況

計画地及び周辺地域の動物の確認状況は、表 3.2.5-1 に示すとおりである。計画地の位置する和光市では、哺乳類 1 種、鳥類約 40 種、魚類 22 種、昆虫類 14 種、甲殻類 2 種が確認されている。また、計画地北側約 1.1km に位置する彩湖では、鳥類 147 種、昆虫類 63 種が確認されている。

表 3.2.5-1 計画地周辺における動物の確認状況

分類	市	主な確認種	出典
哺乳類	和光市	ホンドタヌキ	1
	朝霞市	ホンドタヌキ	1
	戸田市	ホンドタヌキ、ホンドキツネ	1、7
	板橋区	アズマモグラ、アブラコウモリ、ホンドタヌキなど	1、9
鳥類	和光市	コジュケイ、ホオジロ、オオヨシキリなど約 40 種	2
	朝霞市	カルガモ、オナガガモ、アオサギ、コサギ、オオタカ、カワセミ、アオゲラ、シジュウカラ、ヒバリ、ウグイス、ツグミ、キセキレイなど	5
	戸田市	彩湖周辺に生息するサギ類、カモ類など 145 種	7
	板橋区	赤塚公園に生息するシジュウカラ、ヒヨドリなど 14 種	9
爬虫類	戸田市	ヤモリ、ニホントカゲ、ニホンカナヘビ、ニホンマムシ	7、8
	朝霞市	ニホンカナヘビ	5
	板橋区	ニホンヤモリ、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、ヒバカリなど	9
両生類	朝霞市	トウキョウダルマガエル、ニホンカナヘビ	5
	戸田市	アズマヒキガエル、アマガエル、ニホンアカガエル、トウキョウダルマガエルなど	8
	板橋区	アズマヒキガエル	9
魚類	和光市	越戸川に生息するモツゴ、ウキゴリなど 22 種	4
	朝霞市	オイカワ、アユ、ウキゴリ	5
	戸田市	コイ、ギンブナ、ドジョウ、ナマズ、ミナミメダカ、メダカ	7
	板橋区	白子川に生息するドジョウ、ボラ、ヌマチチブなど 28 種	10
昆虫類	和光市	ハグロトンボ、オニヤンマ、オオシオカラトンボ、オオカマキリ、サトクダマキモドキ、クマゼミ、アブラゼミ、ミンミンゼミ、ヘビトンボ、アオスジアゲハ、クロアゲハ、アゲハ、カブトムシ、タマムシ	3
	朝霞市	ハグロトンボ、コオニヤンマ、オオシオカラトンボ、ツチイナゴ、ノコギリクワガタ、シロテンハナムグリ、タマムシ、オオスズメバチなど	5
	戸田市	彩湖周辺に生息するチョウ、トンボなど 63 種	6
	板橋区	赤塚公園周辺に生息するバッタ、チョウなど 96 種	9
甲殻類	和光市	サワガニ、ヌマエビ類	3
	朝霞市	テナガエビ	5
	戸田市	モクズガニ	7
	板橋区	白子川に生息するヌマエビ、ミナミテナガエビ、モクズガニなど	10

出典：1.「第 6 回自然環境保全基礎調査 種の多様性調査 哺乳類分布調査報告書」(平成 16 年 3 月、環境省自然環境局生物多様性センター)

- 2.「和光市史 通史編 上巻」(昭和 62 年 3 月、和光市)
- 3.「和光市自然環境マップ」(令和 3 年 3 月改定、和光市ホームページ)
- 4.「水生生物調査結果(越戸川)」(和光市ホームページ)
- 5.「朝霞生き物マップ」(朝霞市ホームページ)
- 6.「自然観察ハンドブック 彩湖のいきものたち」(戸田市ホームページ)
- 7.「彩湖のいきものたち」(戸田市ホームページ)
- 8.「いいとだマップ生き物マップ」(戸田市ホームページ)
- 9.「2019 年度 いたばし自然・いきものさがし」(板橋区ホームページ)
- 10.「令和 2 年度 石神井川・白子川生物調査の概要」(板橋区ホームページ)

## ② 貴重な動物の分布状況

「埼玉県レッドデータブック 2018 動物編」(平成 30 年 3 月、埼玉県、以下県 RDB とする)によると、計画地周辺は低地帯(標高 50m以下)の「荒川以西」に属している。県 RDB のカテゴリー区分のうち、「地帯別危惧(RT)」は「全県的には絶滅危険度が低い種でも地帯別に絶滅の危機が進行している種について指定したものである」とあり、「荒川以西」が該当する種を選定対象とした。

計画地及びその周辺で確認された動物種のうち、表 3.2.5-2 の貴重な動物種の選定基準に該当する種一覧を表 3.2.5-3(1)～(3)に示す。鳥類が多くを占めており、オオバンやダイサギなど水辺や水田に生息するランク上位種が確認されている。一方、魚類では、環境省レッドリストで絶滅危惧 IB 類に指定されているニホンウナギが白子川で、絶滅危惧 IA 類に指定されているミナミメダカが白子川で、メダカ類が越戸川で確認されている。

表 3.2.5-2 貴重な動物種の選定基準

	文献及び法律名	選定基準となる区分
①	・「文化財保護法」 (昭和 25 年 5 月、法律第 214 号) ・「埼玉県文化財保護条例」 (昭和 30 年 10 月 1 日、条例第 46 号)	特天:国指定特別天然記念物 国天:国指定天然記念物 県天:県指定天然記念物
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成 4 年 6 月、法律第 75 号)	国際:国際希少野生動植物種 国内:国内希少野生動植物種
③	「環境省レッドリスト 2020」 (令和 2 年 3 月、環境省)	EX :絶滅 EW :野生絶滅 CR+EN:絶滅危惧 I 類 CR :絶滅危惧 IA 類 EN :絶滅危惧 IB 類 VU :絶滅危惧 II 類 NT :準絶滅危惧 DD :情報不足 LP :絶滅のおそれのある地域個体群
④	「埼玉県レッドデータブック動物編 2018(第 4 版)」(平成 30 年 3 月、埼玉県)	EX :絶滅 EW :野生絶滅 CR+EN:絶滅危惧 I 類 CR :絶滅危惧 IA 類 EN :絶滅危惧 IB 類 VU :絶滅危惧 II 類 NT :準絶滅危惧 NT1:準絶滅危惧 1 型 NT2:準絶滅危惧 2 型 DD :情報不足 LP :絶滅のおそれのある地域個体群 RT :地帯別危惧(荒川以西が含まれるもの)
⑤	「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」 (平成 12 年 3 月 24 日、条例第 11 号)	希少:県内希少野生動植物種
⑥	「東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)2020 年版」(令和 3 年 3 月、東京都)	CR :絶滅危惧 IA 類 EN :絶滅危惧 IB 類 VU :絶滅危惧 II 類 NT :準絶滅危惧 DD :情報不足 ※東京都ランク区部を記載

表 3.2.5-3(1) 計画地周辺で確認された貴重な動物種

分類群	種名	選定基準						
		①	②	③	④		⑤	⑥
					全県	荒川以西		
鳥類	オシドリ			DD	繁EN、越V U	越EN		EN
	トモエガモ			VU	越VU	越VU		DD
	アカエリカイツブリ				越VU	—		NT
	カンムリカイツブリ				越VU	—		留
	ミミカイツブリ				越DD	—		
	ハジロカイツブリ				越NT1	—		NT
	シラコバト	国天		EN	繁EN、越E N	EN、EN		
	ヨシゴイ			NT	繁VU	VU		CR
	ミゾゴイ			VU	繁EN	CR		
	ササゴイ				繁EN	EN		CR
	アマサギ				繁LP	LP		
	チュウサギ			NT	繁VU	VU		NT
	コサギ				繁NT2	NT2		VU
	クイナ				越VU	VU		DD
	ヒクイナ			NT	繁CR	CR		CR
	バン				繁NT2	VU		EN
	オオバン				繁NT1	DD		CR
	ツツドリ				繁LP			
	カッコウ				繁NT2	NT2		CR
	ヒメアマツバメ				繁LP、越V U	—		VU
	タゲリ				越NT2	NT2		
	ケリ			DD	繁NT1、越E N	越EN		
	イカルチドリ				繁NT1	NT1		
	シロチドリ			VU	繁LP	LP		
	オオジシギ			NT	越CR	—		
	タシギ				越RT	NT2		
	イソシギ				繁VU	NT2		
	コアジサシ			VU	繁CR	CR		EN
	アジサシ				繁DD	—		
	ミサゴ			NT		—		EN
	トビ				繁DD	DD		NT
	チュウヒ		国希	EN	越EN	EN		EN
	ツミ				繁NT2	NT2		EN
	ハイタカ			NT	繁DD、越N T2	越VU		EN
	オオタカ			NT	繁VU、越 VU	繁VU、越 NT2		EN
	サシバ			VU	繁CR	CR		
	ノスリ				繁NT2、越 NT2	繁DD、越 NT2		CR
	カワセミ				繁RT	LP		VU
	アリスイ				越NT2	NT2		
	アオゲラ				繁RT	NT2		EN
チョウゲンボウ				繁NT2	NT2		EN	
ハヤブサ		国希	VU	越VU	VU		EN	
サンコウチョウ				繁EN	EX		EX	
アカモズ			EN	繁CR				
ヤマガラ				繁RT	CR		VU	
コシアカツバメ				繁DD	DD		VU	
メボソムシクイ				繁NT2	—			

注)1.①～⑥は、表 3.2.5-2 と対応する。

2.鳥類の選定基準④について、「繁」は「繁殖鳥」、「越」は「越冬鳥」を表す。

表 3.2.5-3(2) 計画地周辺で確認された貴重な動物種

分類群	種名	選定基準						
		①	②	③	④		⑤	⑥
					全県	荒川以西		
鳥類	エゾムシクイ				繁 NT2	—		
	センダイムシクイ				繁 NT2	—		EX
	オオヨシキリ				繁 NT2	NT2		CR
	コヨシキリ				繁 EN	EN		
	コムクドリ				繁 DD	—		
	クロツグミ				繁 NT2	EX		
	アカハラ				繁 NT2	—		
	ルリビタキ				越RT	NT2		
	コサメビタキ				繁 EN	EX		EX
	ニュウナイスズメ				越NT1	NT1		
	ベニマシコ				越 RT	NT2		VU
	ホオジロ				繁 RT	NT2		EN
	ホオアカ				繁 CR	CR		
	アオジ				繁 DD	—		
	クロジ				越RT	NT2		NT
コジュリン				越VU	VU		DD	

注) 1.種名の並び順は、「河川水辺の国勢調査令和3年度生物リスト」(2021年8月)に従った。

2.①～⑥は、表 3.2.5-2 と対応する。

3.鳥類の選定基準④について、「繁」は「繁殖鳥」、「越」は「越冬鳥」を表す。

出典:「彩湖のいきものたち」(戸田市ホームページ)

「和光市史 通史編 上巻」(昭和62年3月、和光市)

「朝霞生き物マップ」(朝霞市ホームページ)

「2019年度 いたばし自然・いきものさがし」(板橋区ホームページ)

表 3.2.5-3(3) 計画地周辺で確認された貴重な動物種

分類	種名	出典	選定基準					
			①	②	③	④	⑤	⑥
爬虫類	ヒガシニホントカゲ	2				NT2		
	ニホンカナヘビ	2,4				RT		
	ニホンマムシ	2				NT2		
両生類	アズマヒキガエル	5						VU
魚類	ニホンウナギ	1			EN	NT2		EN
	オイカワ	1						DD
	アブラハヤ	1						VU
	マルタ	1						NT
	ニゴイ	1						NT
	ドジョウ	1			DD			DD
	ヒガシシマドジョウ	1						VU
	ミナミメダカ	1			VU	NT2		CR
	メダカ類	3				NT2		
	チチブ	1						NT
	シマヨシノボリ	1						DD
	ウキゴリ	1						NT
昆虫類	ババアメンボ	2			NT	NT1		DD
	クルマバッタ	2				NT2		
	ギンイチモンジセセリ	2			NT	NT2		VU
甲殻類	サワガニ	6				NT2		

注) 種名の並び順は、「河川水辺の国勢調査令和3年度生物リスト」(2021年8月)に従った。

出典: 1.「令和2年度 石神井川・白子川生物調査の概要」(板橋区ホームページ)

2.「彩湖のいきものたち」(戸田市ホームページ)

3.「水生生物調査結果(越戸川)」(和光市ホームページ)

4.「朝霞生き物マップ」(朝霞市ホームページ)

5.「2019年度いたばし自然・いきものさがし」(板橋区ホームページ)

6.「和光市自然環境マップ」(令和3年3月改定、和光市ホームページ)



## (2) 植 物

### ① 植生の状況

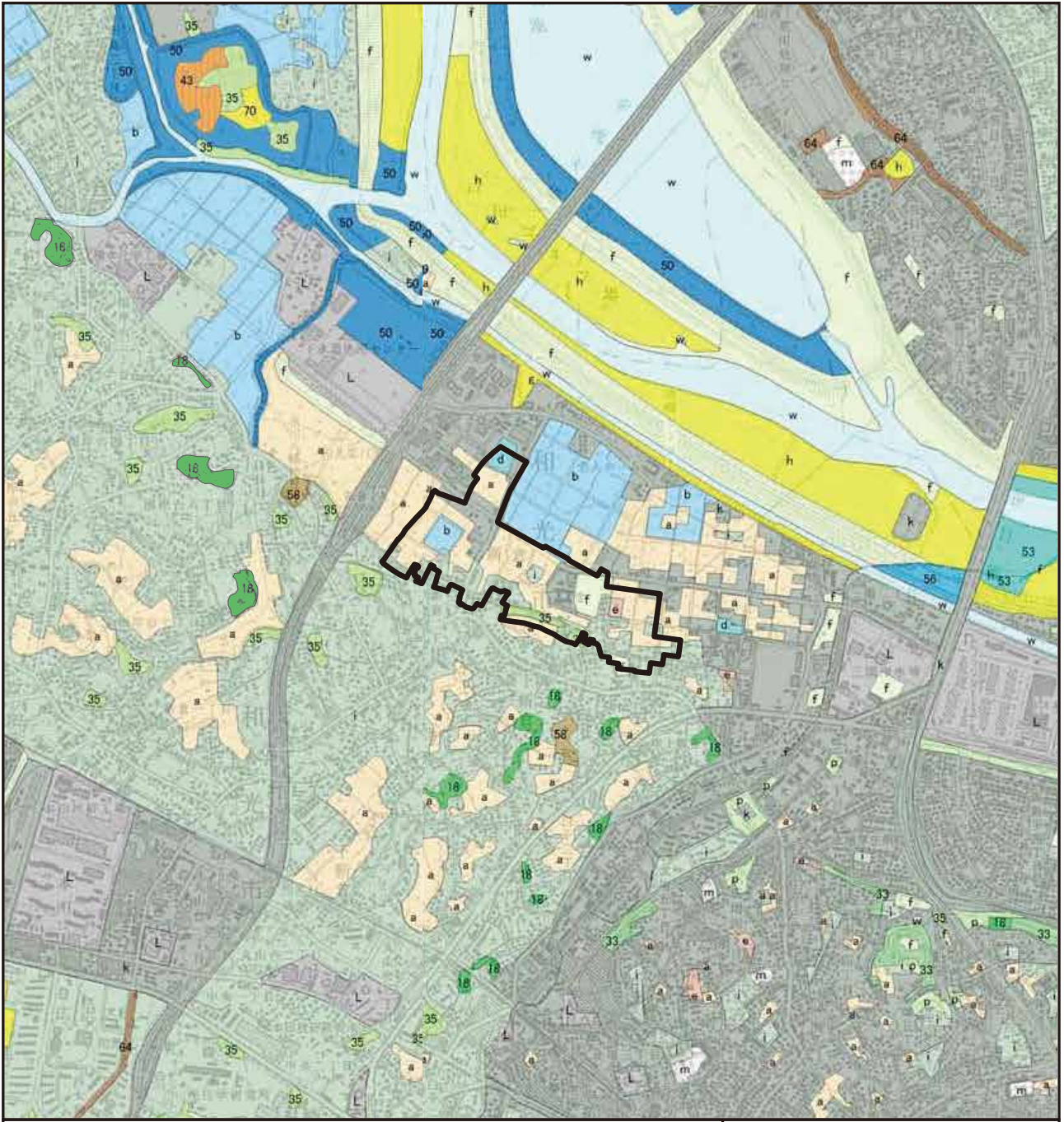
「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」(平成 24 年 3 月、埼玉県、以下県 RDB とする)によると、計画地及び計画地周辺は、荒川西台地に属しており 50m 未満の低地となっている。この地域にはシイ・カシ等の照葉樹林が広域に分布していたと推定されるが、社寺林等としてごくわずかに残るのみである。

計画地周辺の現存植生を、図 3.2.5-1 に示す。計画地は主に「畑雑草群落」、「緑の多い住宅地」及び「市街地」等が混在した地域(図 3.2.5-1 の「b:水田雑草群」は現在消失し、畑地等に利用されている)となっており、計画地北側の地域については、「畑雑草群落」及び「水田雑草群落」及び「市街地」が荒川まで広がっている。また、計画地南側の地域については、主に「緑の多い住宅地」を中心とし「畑雑草群落」、「シラカシ群集」、「クヌギ-コナラ群集」及びその他植林等が分布している。

### ② 植物相の状況

「和光市史 通史編」によると、昭和 59 年に荒川左岸の湿地帯において行われた植物調査では、キク科 10 種、タデ科 7 種、カヤツリグサ科 7 種など計 20 科 53 種の生育が確認されている。また、和光市南西部の草原で行われた植物調査では 23 科 51 種の生育が確認され、キク科が 8 種と最も多く、帰化植物は全体の 39%を占めている。

「彩湖のいきものたち」(戸田市ホームページ)によると、計画地北側約 1.1km に位置する彩湖周辺に生息する植物は、約 160 種が確認されている。



凡例

: 計画地

18 : シラカン群集

33 : コナラ群落(VII)

35 : クスギ・コナラ群集

43 : メダケ群落

50 : ヨシクラス

53 : オギ群集

56 : 河辺一年生草本群落  
(タウコギクラス等)

58 : スギ・ヒノキ・サワラ植林

64 : その他植林

70 : ススキ群団(VII)

a : 畑雑草群落

b : 水田雑草群落

d : 放棄水田雑草群落

e : 果樹園

f : 路傍・空地雑草群落

g : 牧草地

h : ゴルフ場・芝地

i : 緑の多い住宅地

k : 市街地

L : 工場地帯

m : 造成地

p : 残存・植栽樹群を  
もった公園、墓地等

w : 開放水域



0 500 1,000m

1 : 25,000

出典: 「1/25,000植生図(赤羽、志木)」

(平成15年度(第6回自然環境保全基礎調査植生調査)、環境省生物多様性センター)

図3.2.5-1 植生図

### ③ 貴重な植物の生育状況

貴重な植物種の選定基準を表 3.2.5-4 に、計画地周辺で確認された貴重な植物を表 3.2.5-5 に、彩湖周辺で確認された貴重な植物を表 3.2.5-6 に示す。

和光市内では、「環境省レッドリスト 2020」(令和 2 年 3 月、環境省、以下環境省レッドリストとする)と県 RDB に該当する計 10 種が確認されている。また、彩湖周辺では、環境省レッドリストに該当する 12 種と、県 RDB に該当する 14 種が確認されている。

表 3.2.5-4 貴重な植物種の選定基準

	文献及び法律名	選定基準となる区分
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「文化財保護法」 (昭和 25 年 5 月、法律第 214 号)</li> <li>・「埼玉県文化財保護条例」 (昭和 30 年 10 月 1 日、条例第 46 号)</li> <li>・「和光市文化財保護条例」 (昭和 52 年 12 月 22 日、条例第 30 号)</li> </ul>	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 県天：県指定天然記念物 市記：和光市天然記念物
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成 4 年 6 月、法律第 75 号)	国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種
③	「環境省レッドリスト 2020」 (令和 2 年 3 月、環境省)	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 CR：絶滅危惧 IA 類 EN：絶滅危惧 IB 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
④	「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」 (平成 24 年 3 月、埼玉県)	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CE：絶滅危惧 I 類 CR：絶滅危惧 IA 類 EN：絶滅危惧 IB 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
⑤	「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」 (平成 12 年 3 月 24 日、条例第 11 号)	希少：県内希少野生動植物種

表 3.2.5-5 計画地周辺で確認された貴重な植物

種番号	科名	種名	選定基準				
			①	②	③	④	⑤
1164	キンポウゲ	イチリンソウ				NT	
1203	ウマノスズクサ	タマノカンアオイ			VU	CR	
1216	ケシ	ヤマブキソウ				NT	
1564	ユリ	ヒロハアマナ			VU	EN	
1570	ユリ	カタクリ				NT	
1583	ユリ	ホトトギス				VU	
1588	ヒガンバナ	キツネノカミソリ				NT	
1643	ミクリ	ナガエミクリ			NT	VU	
1697	ラン	キンラン			VU	EN	
3006	カワモズク	チャイロカワモズク			NT	CE	

注)1.種名の並び順及び種番号は「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」(平成 24 年 3 月、埼玉県)に従った。

出典:「和光市自然環境マップ」(令和 3 年 3 月改定、和光市ホームページ)

「越戸川のチャイロカワモズクの生息状況について」(和光市ホームページ)

表 3.2.5-6 彩湖周辺で確認された貴重な植物

種番号	科名	種名	選定基準				
			①	②	③	④	⑤
1139	タデ	コギシギシ			VU	VU	
1237	タコノアシ	タコノアシ			NT	VU	
1308	ミソハギ	ヒシ				NT	
1314	アカバナ	ウスゲチョウジタデ			NT	VU	
1368	サクラソウ	サクラソウ			NT	CR	希少
1384	キョウチクトウ	チョウジソウ			NT	EN	
1393	アカネ	ハナムグラ			VU	EN	
1421	シソ	ミゾコウジュ			NT	NT	
1451	オオバコ	カワヂシャ			NT	VU	
1501	キク	アキノハハコグサ			EN	CR	
1612	イネ	ミズタカモジ			VU	EN	
1646	カヤツリグサ	トダスゲ			CR	CR	希少
1668	カヤツリグサ	カンエンガヤツリ			VU	VU	
1683	カヤツリグサ	タイワンヤママイ				EN	

注)1.種名の並び順及び種番号は「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」(平成 24 年 3 月、埼玉県)に従った。

出典:「彩湖周辺で観察できるレッドデータブック掲載動植物」(戸田市ホームページ)

「彩湖のいきものたちオープンデータ」(戸田市ホームページ)

#### ④ 重要な植物群落、巨樹・巨木林等の分布状況

国土交通省都市緑化データベースによる、関係市における保存樹及び保存樹林の指定状況を表 3.2.5-7 に示す。また、「第 4 回・第 6 回自然環境保全基礎調査」(環境省ホームページ、自然環境調査 Web-GIS)において確認された、計画地及び周辺地域における巨樹及び巨木林の分布状況を表 3.2.5-8 及び図 3.2.5-2 に示す。

表 3.2.5-7 保存樹及び保存樹林の指定状況

市名	保存木 (本)	保存樹林		生垣等	
		件数	面積(m <sup>2</sup> )	件数	延長(m)
和光市	633	5	11,360.77	0	0.00
朝霞市	104	26	84,967.17	0	0.00
戸田市	514	2	1,527.00	54	2,969.59
板橋区	1,820	35	41,256.86	54	3,451.20
練馬区	1,230	72	191,470.00	0	0.00

注) 数値は、平成 29 年 3 月 31 日現在

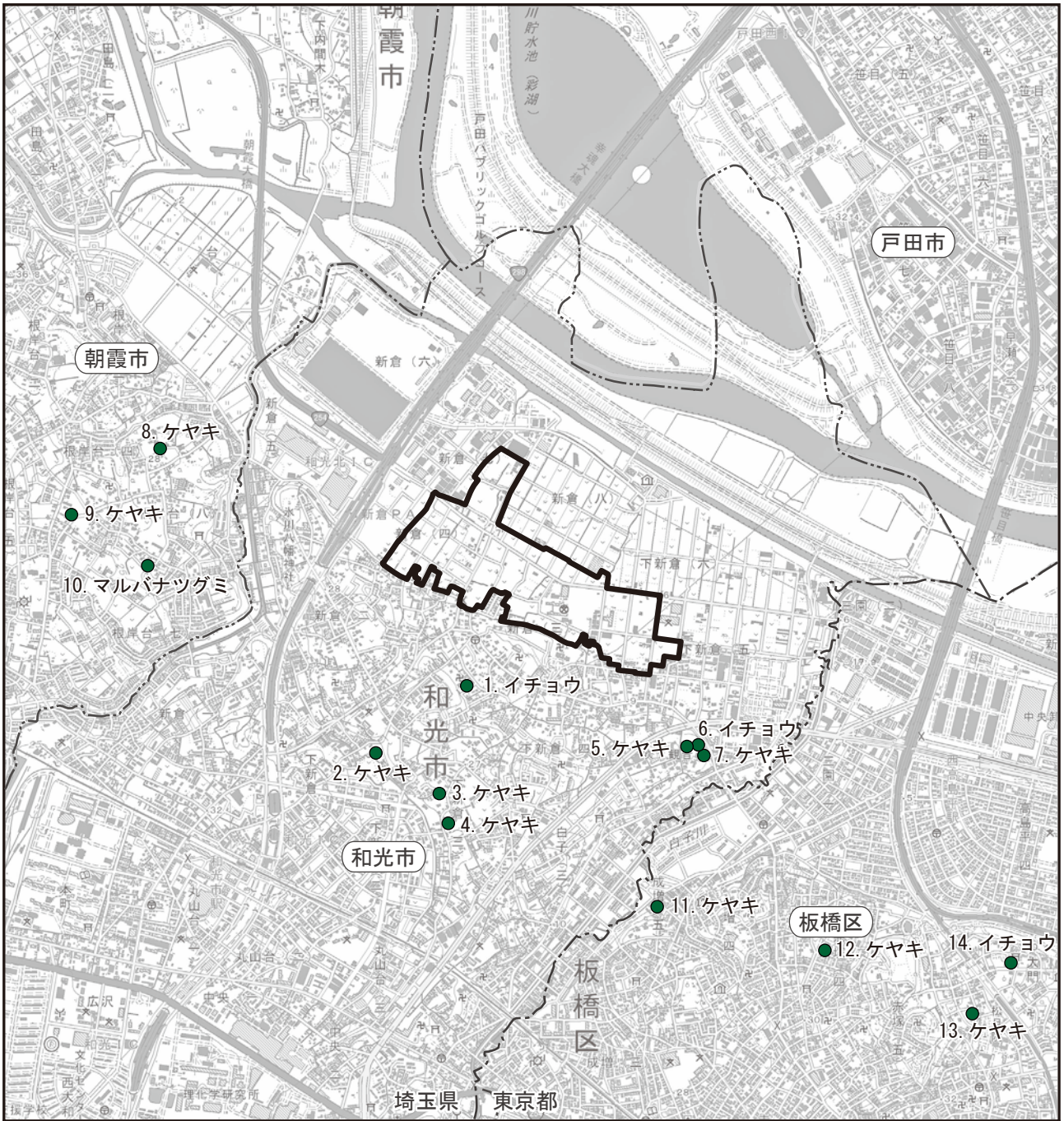
出典:「条例に基づく保存樹・保存樹林の指定状況」(国土交通省都市緑化データベース)

表 3.2.5-8 計画地周辺の巨樹・巨木林の状況





市名	番号	区分	樹種	樹幹(cm)	樹高(m)	備考
和光市	1	単木	イチヨウ	750	29	市指定記念物
	2	単木	ケヤキ	300	30	
	3	単木	ケヤキ	370	30	
	4	単木	ケヤキ	320	25	
	5	単木	ケヤキ	330	32	
	6	単木	イチヨウ	300	18	
	7	単木	ケヤキ	390	26	
朝霞市	8	単木	ケヤキ	352	20	
	9	単木	ケヤキ	381	23	
	10	単木	マルバナツグミ	144	7	市天然記念物
板橋区	11	単木	ケヤキ	475	17	
	12	単木	ケヤキ	495	15	
	13	単木	ケヤキ	495	15	
	14	単木	イチヨウ	410	14	

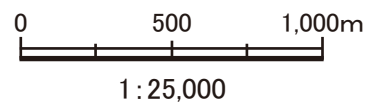
注) 表の番号は、図 3.2.5-2 中の番号に対応する。

出典:「第 4 回・第 6 回自然環境保全基礎調査 日本の巨樹・巨木林」(環境省ホームページ、自然環境調査 Web-GIS)



凡例

-  : 計画地
-  : 都県界
-  : 市町界
-  : 巨樹(単木)



出典:「第4回・第6回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林」  
(環境省自然環境調査Web-GISホームページ)

図3.2.5-2 計画地周辺の巨樹・巨木林位置図

### ⑤ 緑の量

「和光市緑の現況図」を図 3.2.5-3 に示す。令和 2 年における和光市の緑(樹木被覆地・草地・屋上緑化・農地)の市域に占める割合は 29.9%である。

和光市の北部には農地や草地が多く広がっており、樹林地は、屋敷林、保存林、社寺林等としてごくわずかに残るのみである。



みどりの現況図 (緑被)

(出典：平成 28 年 (2016 年) 緑被現況調査の緑被現況図と航空写真 (令和元年 (2019 年) 12 月 28 日) より作成)

※ 平成 28 年 (2016 年) に実施された緑被現況調査の緑被現況図をベースとして、以後の大規模土地改変地は航空写真 (令和元年 (2019 年) 12 月 28 日) をトレースして緑被の修正を加えた。

出典：「和光市 みどりの基本計画」(令和 4 年 3 月、和光市)

図 3.2.5-3 和光市の緑の現況図

### (3)生態系

計画地は主に畑雑草群落、緑の多い住宅地及び市街地等が混在した地域となっており、計画地北側の地域については、畑雑草群落及び水田雑草群落及び市街地が荒川まで広がっている。また、計画地南側の地域については、主に緑の多い住宅地を中心とし畑雑草群落、シラカシ群落、クヌギ-コナラ群落及びその他植林等が分布している。

計画地及び周辺地域における生態系の代表的な基礎生産者は、畑雑草群落及び水田雑草群落であり、これらの環境を反映して、鳥類ではホオジロ、カワラヒワ、スズメ、サギ類等の農耕地に多くみられる鳥類やホンドタヌキ、ホンドイタチ等の平野部の水田で一般的に見られる哺乳類、水田依存するカエル類とこれを餌とするヘビ類、多くの昆虫類などの生息が考えられる。

また、彩湖、越戸川及び水田の用水路等には、コイ、ウグイ、ドジョウ、ギンヤシマ、カワニナ等の水生生物の生息が考えられ、水生植物、付着藻類を基礎生産とする生態系が成立しているものと考えられる。

生態系の上位性種としてホンドタヌキやイタチ等の哺乳類、彩湖周辺に飛来するオオタカ等の猛禽類があげられ、計画地及び周辺地域における生態系は、畑雑草群落、水田雑草群落及び水域を主体に成立した生態系が構成されている。



## 3.2.6 景観、自然とのふれあいの場

### (1) 景観

#### ① 地域景観の状況

計画地は、荒川及び新河岸川の南側に沿って広がる低地部に位置している。

計画地の土地利用は、事業場、住居、道路及び畑地等が分布し学校や病院も位置する人工改変地であり、地区の中央を主要地方道と和光インター線が東西に走っている。また、計画地西側には南北に走る東京外環自動車道が近接、計画地東側約 1km には首都高速 5 号線が南北に走り、その周辺には事業場や住宅が密集して分布している。

#### ② 景観資源の状況

計画地周辺の景観資源の概要を表 3.2.6-1 に、位置を図 3.2.6-1 に示す。

計画地周辺の景観資源としては、計画地北から北東側には、荒川及び彩湖、新河岸川、川沿いに広がる川辺の緑、川沿いの低地に位置するアグリパーク等の農地といった自然的要素が多く分布している。一方、計画地北西から西側には東京外環自動車道と工業地域の大規模事業場、東側には首都高速 5 号線と工業地域の大規模事業場といった産業系の人工的要素が多く分布している。また、南から南東側には住宅を主とする市街地が広がっているが、計画地の南側約 2km に位置する白子宿特別緑地保全地区の周辺には、「日本の自然景観南関東版」(平成元年 9 月、環境庁)に記載されている「白子湧泉群」が位置するなど、人工的要素の中に自然的要素が分布している。

表 3.2.6-1 計画地周辺の景観資源(自然的・歴史的景観資源)

所在地	名称	概要
和光市	幸魂大橋	荒川に架かり、和光市と戸田市を結ぶ埼玉県を代表する橋の一つ。橋からの眺望は時間や季節により変化し、多彩な表情を見せてくれる。
	福祉の里周辺	沿道の桜と幸魂大橋を望む河岸の風景が絶好の散歩コースと憩いの場を形成している。
	新河岸川	川沿いには桜並木があり、季節ごとに違った風景を楽しむことができる。
	アグリパーク農業体験センター周辺(アグリパークコスモス畑)	のどかな田園風景が広がるアグリパーク周辺で、一際目を引くコスモス畑。見頃は10月下旬～11月上旬。
	長照寺の大いちょう	樹齢700年といわれ、県下有数の大木。秋の黄葉も見事だが、春や夏の緑の美しさも圧巻である。
	午王山ふれあいの森特別緑地保全地区	後背する木々の緑と斜面のベージュに鮮やかな芝桜が映える。芝桜が咲く頃に一般開放している。
	新倉ふるさと民家園	景観資源データベースシステム「建築物」部門に登録されており、和光市指定の文化財。約600坪の民家園は、潜り門・茅葺きの主屋等で構成される。
	白子宿特別緑地保全地区	川越街道の宿場町として栄えた白子宿にあり、古くから生活との関わりを持ってきた湧水群や希少な植物の多い斜面林が広がっている。
	散歩コース(北コース)	歴史に触れ、自然を感じる全長約5kmのルート。
散歩コース(南コース)	いにしえから現代まで、みどころいっぱい全長約6kmのルート。	
朝霞市	旧高橋家住宅	景観資源データベースシステム「建築物」部門に登録されている、江戸時代前期に建築された茅葺の民家。国指定の重要文化財。関東地方でも数例しかない最古級の建造物。
戸田市	美笹の桜(親水性遊歩道)	水辺や桜並木が楽しめるように整備された遊歩道で、散策路や憩いの広場がある。
板橋区	散策コース(赤塚ルート)	成増駅から赤塚氷川神社、赤塚城跡、赤塚溜池公園、東京大仏等を巡るルート。
	旧白子川緑道・百々向川緑道・コイド川緑道	散歩ができる緑地として整備されている。

出典:「景観資源データベースシステム」(埼玉県ホームページ)

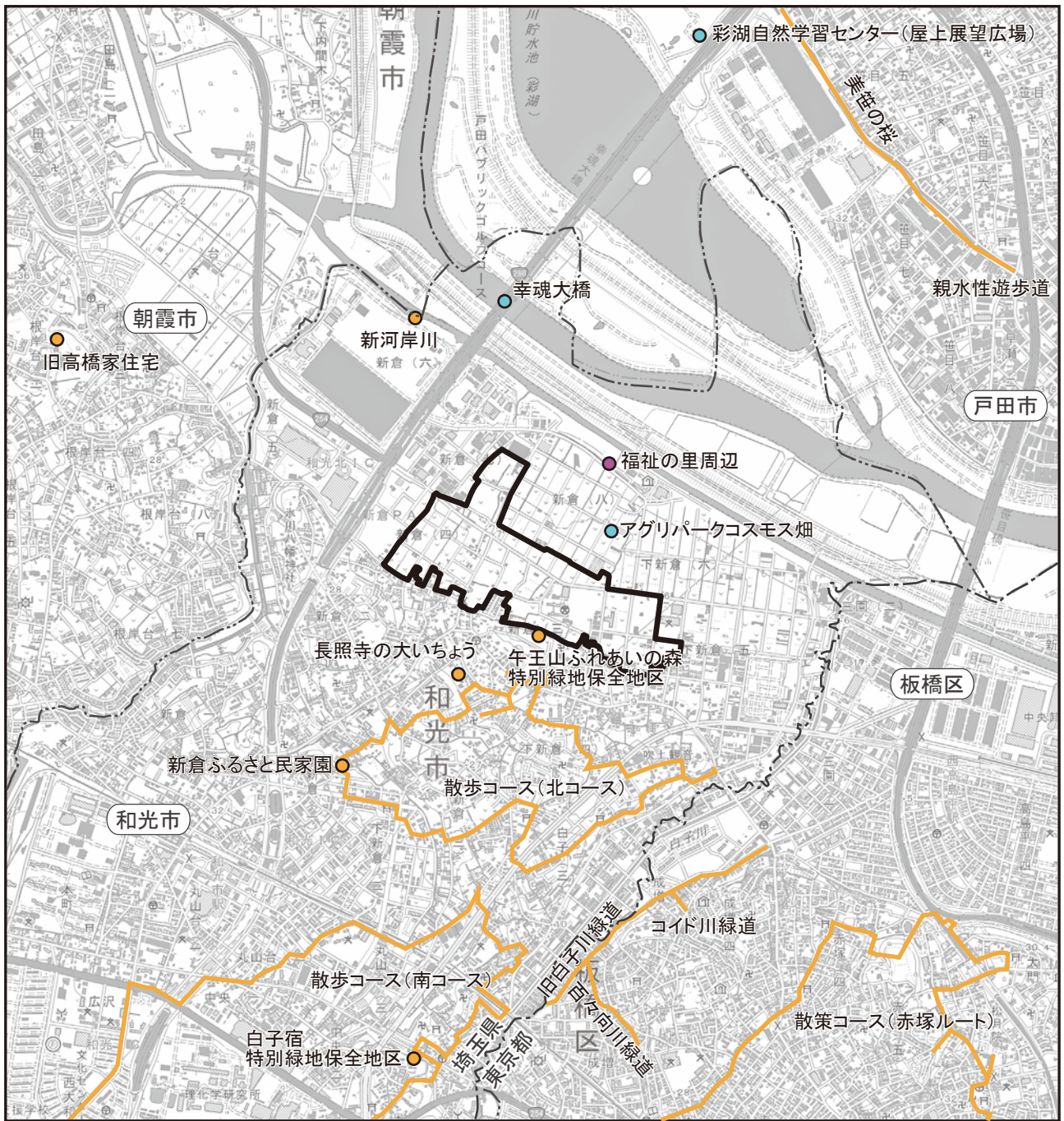
「和光市景観マップ」(和光市ホームページ)

「戸田市ライフブック」(戸田市ホームページ)

「TODA CITY MAP 2022」(戸田市ホームページ)

「どこなびいたばし」(板橋区ホームページ)

「板橋区都市計画図」(令和4年3月現在、板橋区)



凡例

- : 計画地
- : 都県界
- : 市町界
- : 景観資源
- : 景観資源(緑道等)
- : 主要眺望点
- : 景観資源及び主要眺望点

出典: 「景観資源データベースシステム」(埼玉県ホームページ)  
「和光市景観MAP」(和光市ホームページ)  
「戸田市ライブブック」(戸田市ホームページ)  
「TODA CITY MAP」(戸田市ホームページ)  
「彩湖自然学習センター」(戸田市ホームページ)  
「どこなびいたばし」(板橋区ホームページ)  
「板橋区都市計画図」(令和4年3月、板橋区)

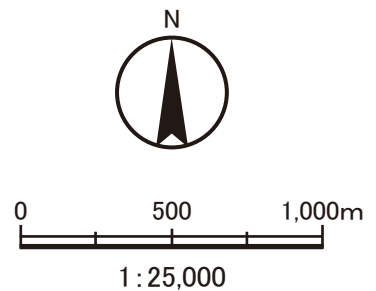


図3.2.6-1 景観資源及び主要眺望点位置図

### ③ 主要眺望点の分布状況

計画地周辺に位置する、不特定多数の人に利用される主要な眺望点は、表 3.2.6-2 及び図 3.2.6-1 に示すとおりである。

計画地を眺望する不特定多数の人に利用される主な地点としては、計画地北側に近接するアグリパーク農業体験センター周辺(アグリパークコスモス畑)、桜の名所である福祉の里周辺の新河岸川の土手、荒川に架かる和光市と戸田市を結ぶ幸魂大橋、戸田市側の彩湖自然学習センター(屋上展望広場)があげられる。一方、計画地南側一帯には和光市の大半を占める台地が分布しているが山や丘陵などはなく、計画地西側は東京外環自動車道に近接、東側約 1km には首都高速 5 号線が南北に走っており、事業場等の人工建造物も多く分布しているため、遠方からの眺望点は少ない。

表 3.2.6-2 計画地周辺の主要眺望点

所在地	名称	概要
和光市	アグリパーク農業体験センター周辺(アグリパークコスモス畑)	のどかな田園風景が広がるアグリパーク周辺で、一際目を引くコスモス畑。見頃は 10 月下旬～11 月上旬。
	福祉の里周辺	沿道の桜と幸魂大橋を望む河岸の風景が絶好の散歩コースと憩いの場を形成している。
	幸魂大橋	荒川に架かり、和光市と戸田市を結ぶ埼玉県を代表する橋の一つ。橋からの眺望は時間や季節により変化し、多彩な表情を見せてくれる。
戸田市	彩湖自然学習センター(屋上展望広場)	眺望は時間や季節により多彩であり、天気の良い日は富士山が眺望できる。

出典:「和光市景観マップ」(和光市ホームページ)

「彩湖自然学習センター」(戸田市ホームページ)

### (2) 自然とのふれあいの場

計画地及び周辺地域の自然とのふれあいの場の分布状況は、表 3.2.6-3(1)～(2) 及び図 3.2.6-2 に示すとおりである。

計画地周辺の自然とのふれあいを楽しむ散歩コース等としては、和光市景観 MAP で紹介されている「歴史に触れ、自然を感じる」北コース、「いにしえから現在まで見どころいっぱい」南コース、板橋区観光・文化財ガイドマップで紹介されている散策コースの「赤塚ルート」があげられる。計画地最寄りの散歩コース等は和光市景観 MAP の北コースで、住宅地の中に点在する公園や緑地を巡るコースとなっている。

なお、計画地南側の道路沿いには、斜面林である午王山特別緑地保全地区が道路を挟んで隣接している他、計画地の北から北東側の荒川及び荒川周辺一帯は、荒川近郊緑地保全区域に指定されており、河川敷には運動公園等の公園が位置している。

表 3.2.6-3(1) 計画地周辺の主要な自然とのふれあいの場

市区名	分類	名称	所在地	面積(m <sup>2</sup> )
和光市	公園	松ノ木島公園	新倉 7-10	2,397.16
		大島公園	下新倉 5-8	694.40
		荒川河川敷運動公園	大字下新倉	92,857.04
		野川公園	白子 4-4	1,250.27
		柿ノ木坂児童公園	新倉 1-35.36	3,679.24
		天神ヶ谷戸公園	下新倉 4-1	1,738.00
		上谷津公園	新倉 1-28	2,107.33
		下新倉 4 丁目公園	下新倉 4-21	297.54
		西本村さくら公園	下新倉 4-10	1,267.00
		旧白子川遊歩道	白子 3-19	725.70
		柿ノ木坂湧水公園	新倉 1-16.34	3,020.67
		桜坂公園	下新倉 2-33	1,332.44
		まました橋公園	下新倉 2-34	2,037.29
		ふきあげ公園	白子 3-12	127.00
		市場下公園	白子 3-24	516.44
		本町児童公園	本町 31	3,208.32
		チビッコ公園	丸山台 1-3	897.34
		せせらぎ公園	丸山台 2-1	3,417.20
		やとじま公園	下新倉 2-7	1,702.87
		ひだまり公園	下新倉 2-27	1,098.39
		南市場いこいの森(閉鎖中)	白子 3-27	638.00
		市場峡公園	白子 3-27	103.60
		広沢原児童公園	広沢 1	6,549.55
		鈴森公園	本町 18	203.20
		緑の公園	丸山台 2-23	3,293.20
		ワンパク公園	丸山台 3-2	3,898.78
		あさかわ公園	中央 2-4	140.91
		県営和光樹林公園	広沢 3	202,000.00
		和光市アーバンアクア公園	新倉 6-1	81,120.35
		かずは公園	新倉 5-2	658.01
		ふたば公園	新倉 5-9	1,176.20
		みつば公園	新倉 5-8	2,697.15
		よつば公園	新倉 4-6	1,437.79
	あげぼの公園	下新倉 2-45	1,720.47	
	和光児童遊園地	新倉 2-32.33	94.98	
	緑地	新倉ふれあいの森	新倉 2-14	2,761
		午王山特別緑地保全地区(整備中)	新倉 3-11	2,380
		午王山ふれあいの森(整備中)	新倉 3-11	1,698
		上谷津特別緑地保全地区	新倉 1-29	1,437
		上谷津ふれあいの森	新倉 1-29	623
		城山ふれあいの森	白子 3 丁目	413
		白子宿特別緑地保全地区	白子 2-14	3,537
	その他	大坂ふれあいの森	白子 2-12	1,427
		長照寺大いちょう	新倉 3-3	-
		白子宿の象徴 佐和屋	-	-
		熊野神社	白子 2-15-50	-
		越戸川・赤池親水公園	-	-
幸魂大橋		-	-	
新河岸川		-	-	
水辺の遊び場		-	-	
新倉ふるさと民家園		下新倉 2-33-1	-	
アグリパーク農業体験センター		-	-	
アグリパークコスモス畑		新倉 8-10-30	-	
散歩コース(北コース)		-	-	
散歩コース(南コース)		-	-	
福祉の里周辺		新倉 8-22 周辺	-	
荒川近郊緑地保全区域	-	-		

出典:「景観資源データベースシステム」(埼玉県ホームページ)  
「和光市景観MAP」「わこう市公園マップ」(和光市ホームページ)  
「市民緑地(ふれあいの森)・特別緑地保全地区」(和光市ホームページ)  
「和光市都市計画図」(令和2年3月、和光市)

表 3.2.6-3(2) 計画地周辺の主要な自然とのふれあい活動の場

市区名	分類	名称	所在地	面積(m <sup>3</sup> )	
朝霞市	公園	水久保公園	根岸台 7-1012-21	8,500	
		田島公園	田島 2-1571	7,200	
		旧高橋家住宅	根岸台 2-681	10,200	
		根岸台自然公園	根岸台 8-531-1	9,600	
		向原公園	根岸台 7-944-1	2,200	
	城山公園	岡 3-386	34,900		
	緑地	新屋敷特別緑地保全地区	根岸台 4	3,048	
郷戸特別緑地保全地区		根岸台 8-531-1	4,063		
戸田市	公園	山宮公園	笹目 4-29	3,988	
		天王公園	笹目 5-19	3,651	
		荒川水循環センター 上部公園	大字美女木 5434-1	63,523	
		野竹公園	笹目 6-4	2,660	
		圃中公園	笹目 3-13	3,250	
		下町公園	笹目 6-26	3,319	
		早瀬公園	笹目 8-5	3,932	
		夏浜公園	笹目 7-9	2,789	
		笹目公園	笹目 7-1	16,352	
	緑道	美笹の桜(親水性遊歩道)	-	-	
その他	彩湖自然学習センター	大字中谷 2887	-		
板橋区	公園	新河岸公園	新河岸 3-9-1	2,597	
		溝下東公園	三園 1-49-26	1,500	
		溝下公園	三園 1-41-17	3,146.77	
		三園一丁目緑地	三園 1-36-6	343	
		三園公園	三園 1-7-1	2,479	
		高島平五丁目公園	高島平 5-4-1	2,256	
		高島平五丁目第二公園	高島平 5-24-1	2,176	
		高島平四丁目公園	高島平 4-12-1	2,479	
		赤塚四丁目公園	赤塚 4-31-8	1,847	
		赤塚四丁目緑地	赤塚 4-32-18	1,425	
		赤塚溜池公園	赤塚 5-35-27	7,848	
		都立赤塚公園	板橋区高島平三丁目他	255,480	
		大門みはらし台公園	大門 6-9 先	2,941	
		宮前公園	赤塚 4-16-2	961	
		不動の滝公園	赤塚 8-11-2	2,090	
		竹の子公園	大門 12-2	2,960	
		赤塚植物園	赤塚 5-17-14	10,394	
		石成公園	赤塚 4-7-13	1,255	
		上赤塚公園	赤塚 3-40-10	4,534.99	
		天神下公園	成増 4-5-8	2,543	
		成増うめの里公園	成増 5-3-25	984	
		成増五丁目公園	成増 5-11-37	4,789	
		成増北第一公園	成増 5-19-1	15,288	
		成増北第二公園	成増 5-19-2	3,634	
		成増四丁目緑地	成増 4-34-6	4,069	
		緑地	成増特別緑地保全地区	成増 4-24	1,000
			成増第二特別緑地保全地区	成増 4-34-6	4,100
	旧白子側緑地		三園 1-23-5	-	
	緑道	旧白子川緑道	-	6,491	
		百々向川緑道	-	4,513	
		コイド川緑道	-	366	
	その他	散策コース(赤塚ルート)	-	-	

出典:「景観資源データベースシステム」(埼玉県ホームページ)

「朝霞市都市公園一覧表」(朝霞市ホームページ)

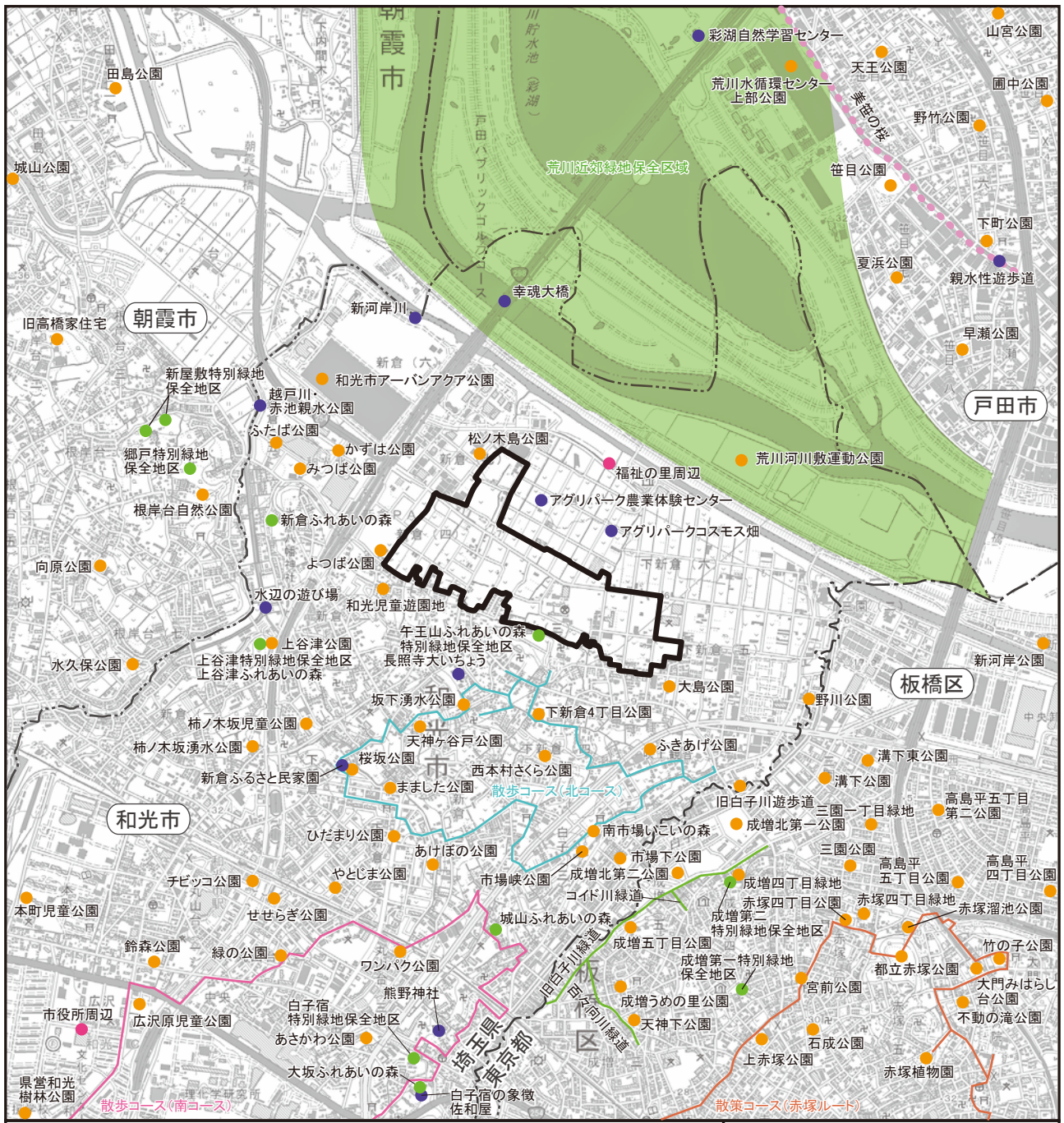
「朝霞市都市計画図」(令和元年、朝霞市ホームページ)

「戸田市ライフブック」(戸田市ホームページ)

「どこなびいたばし」(板橋区ホームページ)

「板橋区都市公園一覧表」(板橋区ホームページ)

「板橋区都市計画図」(令和4年3月、板橋区)



凡例

- : 計画地
- : 都県界
- : 市町界
- : 公園
- : 緑地、緑道
- : 散歩コース等
- : 桜の名所
- : その他の自然とのふれあいの場

出典: 「景観資源データベースシステム」(埼玉県ホームページ)  
 「和光市都市計画図」(令和2年3月、和光市)  
 「わこう市公園マップ」(令和3年4月、和光市)  
 「市民緑地(ふれあいの森)・特別緑地保全地区」(和光市ホームページ)  
 「和光市景観MAP」(平成28年3月、和光市)  
 「都市計画公園地図」(朝霞市ホームページ)  
 「朝霞市都市計画図」(令和元年6月、朝霞市)  
 「いいただマップ 戸田市都市計画情報」(戸田市ホームページ)  
 「戸田市ライフブック」(戸田市ホームページ)  
 「板橋区都市計画図」(令和4年3月現在、板橋区)  
 「どこなびいたし」(板橋区ホームページ)

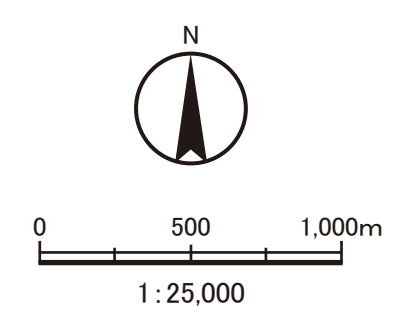


図3.2.6-2 主要な自然とのふれあいの場の状況

### 3.2.7 文化財その他の生活環境の状況

#### (1) 指定文化財

計画地周辺の指定文化財は、表 3.2.7-1 及び図 3.2.7-1 に示すとおりである。

計画地最寄りの文化財としては、計画地南側に令和 2 年 3 月付で指定された国指定文化財(記念物-史跡)の午王山遺跡があり、午王山遺跡の出土品については埼玉県及び和光市の文化財に指定されている。

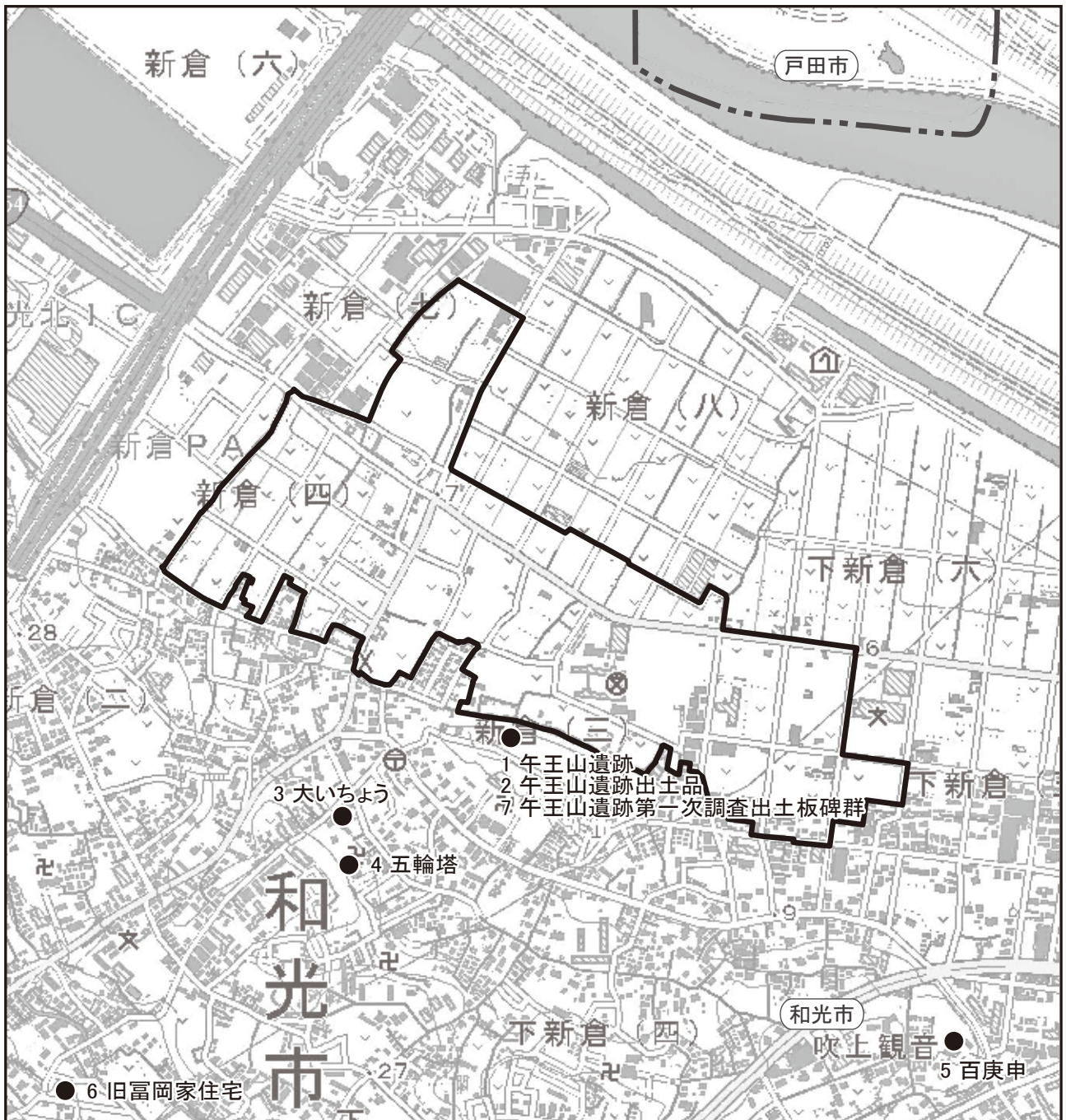
表 3.2.7-1 計画地周辺の指定文化財

番号	市町	指定	区分		名称	所在地
1	和光市	国	記念物	史跡	午王山遺跡	新倉三丁目
2	和光市	県	有形文化財	考古資料	午王山遺跡出土品	新倉三丁目
3	和光市	市	天然記念物	-	大いちょう	長照寺
4	和光市	市	有形文化財	歴史資料	五輪塔	壹鑑寺
5	和光市	市	有形文化財	民俗資料	百庚申	吹上観音裏
6	和光市	市	有形文化財	建造物	旧富岡家住宅	新倉ふるさと民家園
7	和光市	市	有形文化財	考古資料	午王山遺跡第一次調査出土板碑群	新倉三丁目





注) 表中の番号は図 3.2.7-1 中の番号に対応する。

出典: 「指定文化財(国指定・県指定・市指定)」(和光市ホームページ)





凡例

-  : 計画地
-  : 都県界
-  : 市町界
-  : 指定文化財(国、県、和光市)



0 200 400m

1:10,000

注) 図中の番号は、表3.2.7-1中の番号に対応している。  
 出典: 「指定文化財(国指定・県指定・市指定)」(和光市ホームページ)

図3.2.7-1 指定文化財の分布状況

## (2)埋蔵文化財

計画地周辺の埋蔵文化財包蔵地は、表 3.2.7-2 及び図 3.2.7-2 に示すとおりである。

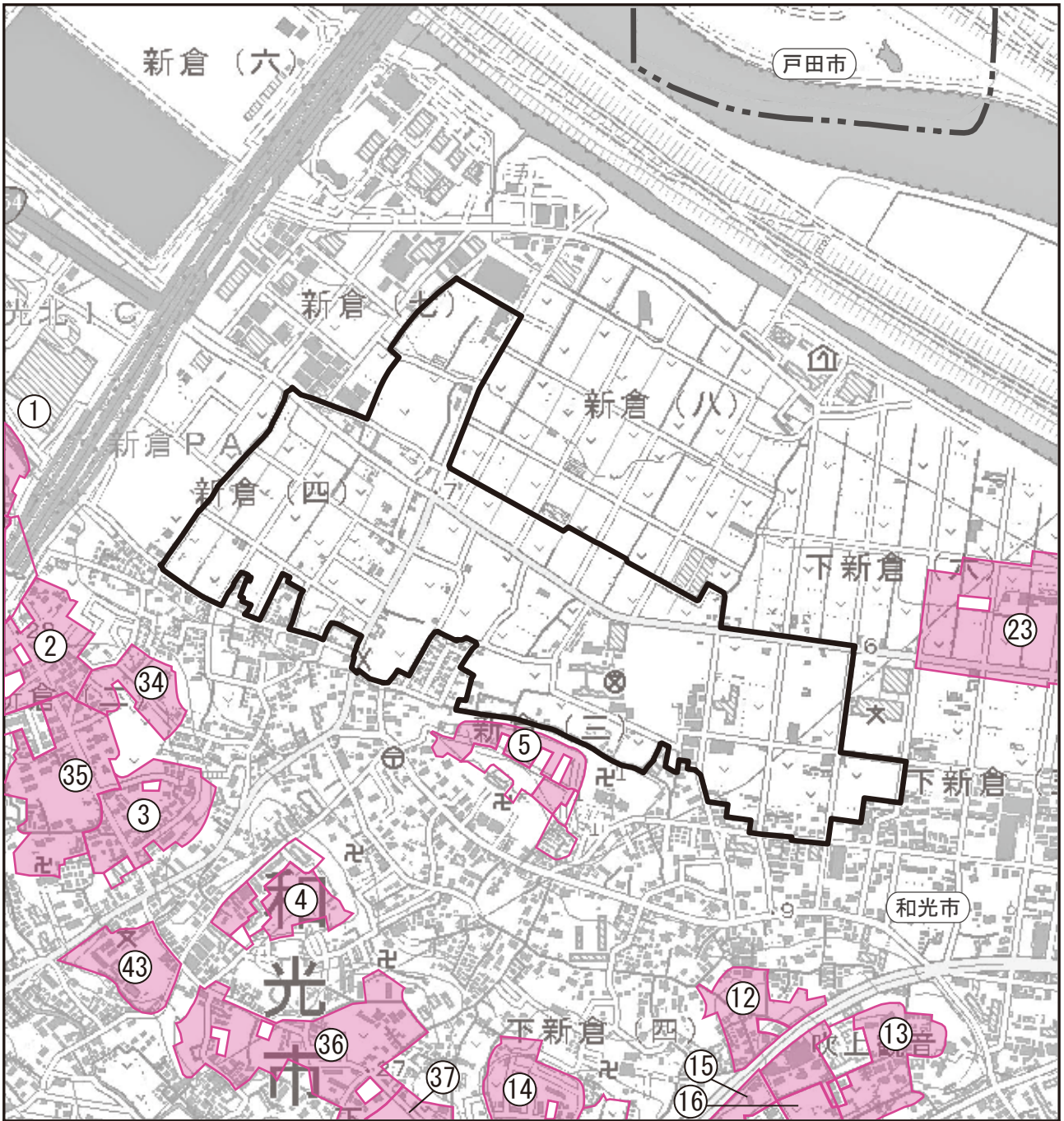
計画地周辺の埋蔵文化財包蔵地は、計画地南側に隣接する No.5 午王山遺跡と、北東側に近接する No.23 榎堂遺跡があり、その他にも南側から西側に広く分布している。

表 3.2.7-2 計画地周辺の埋蔵文化財包蔵地





No.	名称	種別	主な時代・時期
1	上之郷遺跡	集落跡	弥生(後期)、古墳(前期)
2	花ノ木遺跡	集落跡	旧石器、縄文、弥生(中期)、古墳、奈良、平安、中世、近世
3	峯前遺跡	集落跡	弥生、古墳、平安
4	四ツ木遺跡	集落跡	旧石器、縄文(早期～晩期)、弥生、古墳、平安
5	午王山遺跡	集落跡	旧石器、縄文、弥生、古墳、平安、中世
12	下里遺跡	集落跡、貝塚	弥生(後期)、古墳、奈良
13	吹上遺跡	集落跡、貝塚	旧石器、縄文、弥生、古墳、奈良、平安、中世
14	妙典寺遺跡	集落跡	縄文、弥生(後期)、古墳
15	吹上原遺跡	集落跡、古墳	縄文(中期)、弥生(後期)、古墳、中世、近世
16	吹上貝塚	集落跡、貝塚	縄文(前期・中期)
23	榎堂遺跡	集落跡	弥生(後期)、古墳、平安、中世
34	半三池遺跡	集落跡	縄文、弥生(後期)、古墳
35	峯遺跡	集落跡	旧石器、縄文(早期)、弥生(後期)、古墳、平安
36	仏ノ木遺跡	集落跡	旧石器、縄文(中期)、弥生、奈良、平安、中世、近世
37	宮ノ脇遺跡	集落跡	縄文(前期)、古墳、平安
43	漆台遺跡	集落跡	縄文、弥生、平安

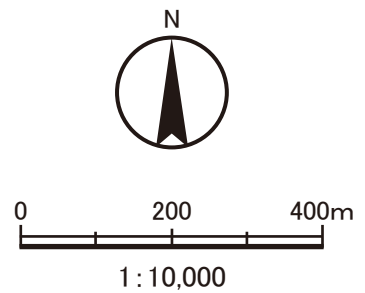
出典:「市内遺跡一覧」(和光市ホームページ)

「和光市遺跡地図」(埼玉県埋蔵文化財情報公開ページ)



凡例

-  : 計画地
-  : 市界
-  : 埋蔵文化財包蔵地
-  : 発掘調査済みの地域



注) 図中の番号は表3.2.7-2の番号に対応している。

出典: 「和光市遺跡分布地図」(平成27年3月24日、和光市教育委員会)

図3.2.7-2 埋蔵文化財等の分布状況

### 3.2.8 一般環境中の放射性物質に係る環境の状況

#### (1)空間線量率の状況

和光市における令和3年度の測定結果は表3.2.8-1(1)～(2)に、測定地点の位置は図3.2.8-1に示すとおりである。和光市における測定結果は0.03～0.07マイクロシーベルト/時であり、環境省が示す「追加被ばく線量年間1ミリシーベルト」に相当する空間線量率(0.23マイクロシーベルト/時)を下回っている。

表3.2.8-1(1) 空間線量率測定結果(和光市、令和3年度)

単位:マイクロシーベルト/時

番号	施設名	測定高さ	令和3年			令和4年
			4月	7月	10月	1月
1	白子小学校	地表	0.04	0.04	0.04	0.04
		地表 50 cm	0.04	0.04	0.03	0.04
2	新倉小学校	地表	0.05	0.04	0.05	0.05
		地表 50 cm	0.04	0.04	0.05	0.05
3	第三小学校	地表	0.06	0.06	0.05	0.06
		地表 50 cm	0.06	0.06	0.05	0.06
4	広沢小学校	地表	0.07	0.06	0.07	0.06
		地表 50 cm	0.06	0.06	0.06	0.06
5	北原小学校	地表	0.07	0.06	0.06	0.06
		地表 50 cm	0.05	0.06	0.06	0.06
6	本町小学校	地表	0.04	0.05	0.04	0.07
		地表 50 cm	0.04	0.05	0.05	0.06
7	下新倉小学校	地表	0.04	0.04	0.04	0.05
		地表 50 cm	0.04	0.05	0.04	0.05
8	あすの木保育園	地表	-	-	-	0.03
		地表 50 cm	-	-	-	0.04
9	しらこ保育園	地表	-	-	-	0.05
		地表 50 cm	-	-	-	0.04
10	にいくら保育園	地表	-	-	-	0.06
		地表 50 cm	-	-	-	0.05
11	ひろさわ保育園	地表	-	-	-	0.04
		地表 50 cm	-	-	-	0.04
12	ほんちょう保育園	地表	-	-	-	0.03
		地表 50 cm	-	-	-	0.04
13	ゆめの木保育園	地表	-	-	-	0.06
		地表 50 cm	-	-	-	0.07
14	ハレルヤ保育園	地表	-	-	-	0.04
		地表 50 cm	-	-	-	0.04
15	下新倉みどり保育園	地表	-	-	-	0.03
		地表 50 cm	-	-	-	0.04
16	新倉幼稚園	地表	-	-	-	0.03
		地表 50 cm	-	-	-	0.04
17	やまと幼稚園	地表	-	-	-	0.04
		地表 50 cm	-	-	-	0.04
18	新倉児童館	地表	-	-	-	0.05
		地表 50 cm	-	-	-	0.06
19	大和中学校	地表	0.06	0.04	0.04	0.05
		地表 100 cm	0.05	0.04	0.04	0.05
20	第二中学校	地表	0.05	0.05	0.04	0.06
		地表 100 cm	0.04	0.04	0.04	0.04

注)1. 表中の番号は、図3.2.8-1の番号に対応する。

2. 表中「-」は未測定

出典:「市内放射線量の測定結果について」(和光市ホームページ)

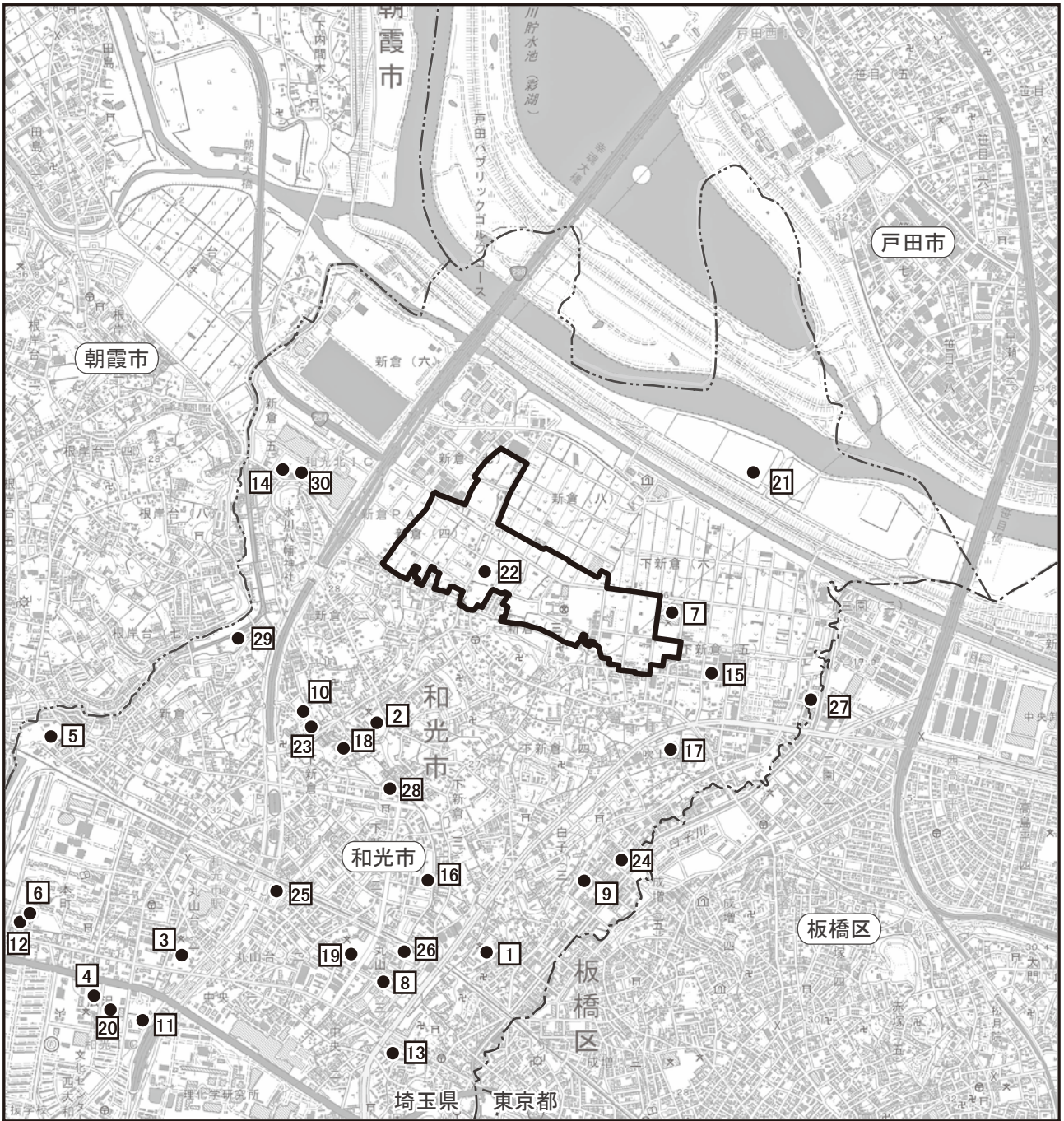
表 3.2.8-1(2) 空間放射線量率測定結果(和光市、令和3年度)

単位:マイクロシーベルト/時





番号	施設名	測定高さ	令和3年			令和4年
			4月	7月	10月	1月
21	荒川河川敷 運動公園	地表	0.03	0.04	0.05	0.06
		地表 100 cm	0.03	0.04	0.05	0.05
22	練田児童遊 園地	地表	0.04	0.04	0.03	0.04
		地表 100 cm	0.04	0.04	0.03	0.04
23	柿ノ木坂児 童公園	地表	0.04	0.03	0.06	0.04
		地表 100 cm	0.04	0.04	0.05	0.04
24	市場下公園	地表	0.03	0.04	0.03	0.04
		地表 100 cm	0.03	0.04	0.03	0.04
25	せせらぎ公園	地表	0.03	0.04	0.04	0.04
		地表 100 cm	0.03	0.04	0.04	0.04
26	ワンパク公園	地表	0.04	0.03	0.04	0.03
		地表 100 cm	0.04	0.04	0.04	0.04
27	野川公園	地表	0.03	0.05	0.04	0.05
		地表 100 cm	0.03	0.05	0.04	0.04
28	まました橋広 場	地表	0.04	0.03	0.06	0.05
		地表 100 cm	0.04	0.03	0.06	0.05
29	上谷津公園	地表	0.04	0.04	0.03	0.04
		地表 100 cm	0.04	0.04	0.03	0.03
30	みつば公園	地表	0.04	0.04	0.03	0.04
		地表 100 cm	0.03	0.04	0.03	0.04

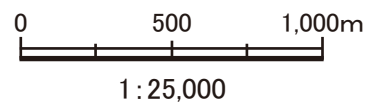
注)表中の番号は、図 3.2.8-1 の番号に対応する。

出典:「市内放射線量の測定結果について」(和光市ホームページ)



凡例

-  : 計画地
-  : 都県界
-  : 市町界
-  : 空間線量率の測定地点



注) 図中の番号は表3.2.8-1の番号と対応している。

図3.2.8-1 空間線量率測定地点の位置